

令和4年 第3回定例会

令和4年 9月 6日 開会
令和4年 9月27日 閉会

網 走 市 議 会

令和4年網走市議会第3回定例会会議録目次

〔9月6日（火曜日）第1日〕

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員	2
開会宣告	2
本日の会議録署名議員	2
諸般の報告	2
日程第1 会期の決定	2
市長の挨拶	3
日程第2 認定第1号～第4号の提案説明	5
監査委員の決算審査報告	8
立崎議員（動議）	9
令和3年度各会計決算審査特別委員会の設置について	9
令和3年度各会計決算審査特別委員会委員の選任について	9
日程第3 議案第1号～第10号の提案説明	9
日程第4 議案第11号	9
散 会	13

〔9月8日（木曜日）第2日〕

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
説明のため出席した者	15
事務局職員	15
開議宣告	15
本日の会議録署名議員	15
日程第1 議案第1号～第10号	16
散 会	16

〔9月13日（火曜日）第3日〕

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
説明のため出席した者	19
事務局職員	19
開議宣告	19
本日の会議録署名議員	19
日程第1 一般質問	20
澤谷議員	20
桶屋健康福祉部長	20
田口学校教育部長	21

村椿議員	22
伊倉観光商工部長	23
水谷市長	27
武田市民環境部長	28
古田議員	34
秋葉企画総務部長	34
伊倉観光商工部長	35
武田市民環境部長	37
桶屋健康福祉部長	37
水谷市長	38
永本議員	42
武田市民環境部長	42
吉村社会教育部長	48
松浦議員	50
秋葉企画総務部長	51
永森健康福祉部参事監	52
寺口職員課長	53
水谷市長	54
桶屋健康福祉部長	55
武田市民環境部長	55
柏木水道部長	57
田口学校教育部長	59
延 会	62

[9月14日（水曜日）第4日]

議事日程	65
本日の会議に付した事件	65
出席議員	65
説明のため出席した者	65
事務局職員	65
開議宣告	65
本日の会議録署名議員	65
諸般の報告（追加）	65
日程第1 一般質問	65
山田議員	65
武田市民環境部長	66
立花建設港湾部長	68
近藤議員	70
武田市民環境部長	71
近藤生活環境課長	73
後藤副市長	73
秋葉企画総務部長	77
水谷市長	81
散 会	82

[9月15日（木曜日）第5日]

議事日程	85
本日の会議に付した事件	85
出席議員	85
説明のため出席した者	85
事務局職員	86
開議宣告	86
本日の会議録署名議員	86
諸般の報告（追加）	86
武田市民環境部長	86
後藤副市長	86
議事日程第5号の追加及び変更	87
日程第1 緊急質問	87
近藤議員	87
武田市民環境部長	87
近藤生活環境課長	87
後藤副市長	89
水谷市長	94
日程第2 委員会審査報告10件（議案第1号～第10号）	94
日程第3 意見書案第1号～第3号及び委員会審査報告1件（請願第38号）	96
日程第4 決議案第1号	96
散 会	97

[9月27日（火曜日）第6日]

議事日程	99
本日の会議に付した事件	99
出席議員	99
説明のため出席した者	99
事務局職員	100
開議宣告	100
本日の会議録署名議員	100
諸般の報告（追加）	100
日程第1 委員会審査報告4件（認定第1号～第4号）	100
松浦議員（討論）	101
石垣議員（討論）	102
近藤議員（討論）	103
日程第2 選挙第1号	105
日程第3 議案第12号～第16号の提案説明	105
諸般の報告（追加）	106
議事日程第6号の追加及び変更	106
日程第4 委員会審査報告5件（議案第12号～第16号）	106
日程第5 意見書案第4号	106
日程第6 意見書案第5号	107
日程第7 議員の派遣について	108
日程第8 閉会中継続審査	108

水谷市長	108
閉会宣告	109

9月 6日 (火曜日) 第 1 号

令和4年第3回定例会
網走市議会会議録第1日
令和4年9月6日（火曜日）

○議事日程第1号

令和4年9月6日午前10時00分開会
 日程第1 会期の決定
 日程第2 認定第1号～第4号
 日程第3 議案第1号～第10号
 日程第4 議案第11号

○本日の会議に付した事件

その他会議 会期の決定(決定)
 に付した
 事件(1)
 認定第1号 令和3年度網走市各会計歳入歳出決算について(説明及び特別委員会付託)
 認定第2号 令和3年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について(同)
 認定第3号 令和3年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について(同)
 認定第4号 令和3年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について(同)
 その他会議 令和3年度網走市各会計決算審査
 に付した 特別委員会の設置について(設置)
 事件(2)
 その他会議 令和3年度網走市各会計決算審査
 に付した 特別委員会委員の選任について(選任決定)
 事件(3)
 議案第1号 令和4年度網走市一般会計補正予算(説明)
 議案第2号 令和4年度網走市介護保険特別会計補正予算(同)
 議案第3号 網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について(同)
 議案第4号 網走市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について(同)
 議案第5号 網走市職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例制定について(同)
 議案第6号 網走市職員の定年引上げに伴う関係

条例の整理に関する条例制定について(同)
 議案第7号 財産の取得について(同)
 議案第8号 財産の無償貸与について(同)
 議案第9号 市道の路線認定及び廃止について(同)
 議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について(同)
 議案第11号 重油漏れ事故対策検討特別委員会の設置について(原案可決)
 その他会議 重油漏れ事故対策検討特別委員会委員の選任について(選任決定)
 に付した
 事件(4)
 請願第35号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもたちにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書提出についての請願(文教民生委員会付託)
 請願第36号 国の責任による少人数学級のさらなる前進を求める請願(同)
 請願第37号 特別支援学校の過大過密解消及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める請願(同)
 請願第38号 国の責任で教職員未配置・未補充問題の改善を求める請願(同)
 請願第39号 国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める請願(同)
 請願第40号 あばしりまちづくり条例の制定を求める請願(総務経済委員会付託)

○出席議員(15名)

石 垣 直 樹
 井 戸 達 也
 小田部 照
 金 兵 智 則
 工 藤 英 治
 栗 田 政 男
 近 藤 憲 治
 澤 谷 淳 子
 立 崎 聡 一

永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市長	水谷洋一
副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
市民環境部長	武田浩一
健康福祉部長	桶屋盛樹
健康福祉部参事監	永森浩子
農林水産部長	川合正人
観光商工部長	伊倉直樹
建設港湾部長	立花学
水道部長	柏木弦
会計管理者	野呂俊広
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	田邊雄三
財政課長	古田孝仁

.....

教育長	岩永雅浩
学校教育部長	田口徹
社会教育部長	吉村学

.....

監査委員	藤原誉康
監査事務局長	永倉一之

○事務局職員

事務局長	林幸一
次長	石井公晶
総務議事係長	法師人絵理
総務議事係	早渕由樹
	山口諒

午前10時00分開会

○井戸達也議長 おはようございます。

ただいまから、令和4年網走市議会第3回定例会を開会します。

本日の出席議員は15名で、全議員が出席しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、松浦敏司議員、山田庫司郎議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 次に、諸般の報告はお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

なお、監査委員から例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

また、市長から、継続費精算報告書についてと令和3年度網走市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について並びに網走市土地開発公社、株式会社網走振興公社、株式会社網走観光振興公社及び一般財団法人北方文化振興協会に関する経営状況説明書の提出が、さらに物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定の専決処分報告があり、また教育委員会教育長からは網走市教育委員会事務点検・評価報告書の提出があり、それぞれ法令に基づき提出されましたので、お手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

○井戸達也議長 次に、今定例会の開会に当たり提出されました請願6件につきましては、お手元に配付した文書表の付託区分表に記載のとおり、関係常任委員会に付託しましたから、承知願います。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

まず、議会運営委員長から、本定例会の会期及び運営に関する諸般の事項について発議を求めます。

立崎聡一議会運営委員長。

○立崎聡一議員 一登壇 本日をもって招集されました本年第3回定例会の運営に関する諸般の事項を協議するため、去る9月2日午前10時から議会運営委員会を開会しましたので、ここにその結果を御報告申し上げ、あわせて会期の決定に関する動議の提出に代えますとともに、今議会運営に関する諸般の事項につきましても、議員皆様の御了承と御決定を賜りたいと思います。

まず、議運当日におけます本定例会の付議予定案件は、認定4件、議案11件、その他会議に付すべき事件1件の合わせて16件、さらに、今議会で関係委

員会に付託されます請願6件であります。

また、一般質問は、通告期限までに7人の議員から通告がなされたところであります。

以上のような案件と状況から判断いたしまして、会期は、本日から9月27日までの22日間とすることがよろしいということになった次第であります。

どうか本会議におきましても、議運の決定どおり御了承と御決定を賜り、議事を進められますようお願い申し上げます。当委員会の結果報告といたします。

○井戸達也議長 ただいま、議会運営委員長から報告と発議がありました。そのとおりに決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本定例会の会期は、本日から9月27日までの22日間とし、運営に関する諸般の事項につきましても、発議のとおり決定しました。

なお、会期中の審査日程及び本日の議事日程は、あらかじめ議会運営委員会で決定のありました内容をもってお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

○井戸達也議長 それでは、ここで開会に当たり市長から挨拶があります。

市長。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 令和4年第3回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、時節柄、何かと御多用の中、御参集をいただき、御審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に御提案を申し上げます案件は、令和3年度各会計歳入歳出決算並びに水道事業会計等の利益の処分及び決算と、一般会計補正予算として、網走厚生病院脳神経外科運営支援事業、個人番号カード普及促進事業、畑作振興対策事業、観光客受入体制整備事業、小中学校への電子黒板等整備事業などを主な内容とする事業の追加と、介護保険特別会計補正予算及び4つの条例改正による関係条例の一部改定、財産の取得、財産の無償貸与、市道の路線認定及び廃止と辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についてであります。

議案の細部につきましては、後ほどそれぞれ担当者から御説明を申し上げますので、よろしく御審議

賜りますようお願いを申し上げます。

次に、この機会に、最近の主な行政諸般の動向についてその概要を御説明申し上げます。

初めに、農業についてですが、今年は昨年と比べ降雪量は多かったものの、春先の好天に恵まれたことから雪解けが進み、農作業は例年同様4月中旬から始まりました。

一時、断続的な降雨や日照不足の影響により、農作物の生育は停滞ぎみとなりましたが、その後回復をして、生育状況はおおむね順調に推移をしております。

このような天候の中で、麦類の収穫が行われ、秋まき小麦については、7月28日から収穫作業が始まり8月7日に終了しており、収量は10アール当たり636キログラムと計画を下回る見込みですが、品質は平年並みとなっております。

二条大麦につきましては、8月5日から収穫作業が始まり8月12日に終了しており、収量は10アール当たり455キログラムと計画の400キログラムを上回る見込みで、品質は平年並みとなっております。

春まき小麦につきましては、8月6日から収穫作業が始まり8月11日に終了しており、収量は10アール当たり480キログラムと計画どおりの見込みとなっております。品質は平年並みとなっております。

バレイショにつきましては、平年と比べて生育が5日遅れで推移をしておりますが、塊茎肥大は順調であり、収量、でん粉価は計画どおりの見込みとなっております。

てん菜につきましては、平年に比べて生育は2日早くなっており、根の肥大化は順調に進んできております。

牧草の生育につきましては、平年に比べて生育は3日早くなっており、2番草の収穫状況は30%となっております。

なお、今後の天候の見通しですが、向こう1か月の予報によりますと、平均気温は平年並みか高い見込みで、降水量は平年並みか多い見込み、日照時間は平年並みか少ない見込みとなっており、今後の農作物の生育管理には十分な管理が必要であると思っておりますが、今年もこのまま順調な生育を期待をしているところであります。

次に漁業についてであります。8月末までの網走漁協の漁獲状況は、漁獲量が2万8,323トンで、対前年比84%、金額52億9,134万円で、対前年比98%となっております。

魚種別では、ホタテは漁獲量で対前年比76%、金額、対前年比84%となっております。

本日からサケ定置網漁業が開始をされており、さけます・内水面水産試験場の来遊予想では、網走を含むオホーツク東部海域は昨年実績の109%と予想されておりますが、さらなる来遊と豊漁に期待をしております。

次に、8月末までの西網走漁協の状況であります。漁獲量は5,033トン、対前年比106%、金額13億6,788万円、対前年比86%となっております。

網走湖のシジミは、漁獲量で対前年比79%、金額で89%となっております。

能取湖のホタテは、漁獲量で対前年比48%、金額で60%と、漁獲量・金額ともに昨年を下回っております。

ホッカイエビ漁は、7月19日から7月30日まで行われ、漁獲量は対前年比93%、金額96%となっております。

次に、観光の動向についてであります。4月から7月までの網走湖畔4ホテルの利用状況は、延べ宿泊者数は3万630人で、前年比245%という状況でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年度比では67%となっております。

なお、4月から6月までの第1四半期における市内全体の延べ宿泊者数は、前年比188%、令和元年度比90%となっております。

また、4月から7月までの網走湖畔4ホテルの外国人観光客の延べ宿泊者数につきましては、令和元年は8,400人でしたが、昨年は10人、本年は20人となっております。

次に、4月から7月までの主な観光施設の入館者数ですが、こちらにつきましても新型コロナウイルス感染症の影響により、オホーツク流水館につきましては3万900人で前年比227%、令和元年比55%、博物館網走監獄は7万2,007人で前年比213%、令和元年比65%という状況になっております。

次に、3年ぶりの開催となるオホーツク網走マラソン2022についてですが、フルマラソンの部1,894名、5キロの部247名、3キロの部76名、ウェブで364名、全体で2,581名の申込みをいただきました。

新型コロナウイルス感染対策を講じ、9月25日の開催に向け準備を進めてまいります。

次に、建設工事についてですが、新庁舎建設を除く8月末までの発注額は約25億円、発注率は約75%で例年並みの発注状況となっております。

新庁舎建設の発注額は、約48億円で土木・建築・電気・設備工事の種別ごとに発注をしております。

現在、外構工事が順調に進んでおり、今後、建築工事の契約議決をいただき、本契約後、本格的な工事が11月ごろから始まる予定であります。

また、潮見市営住宅建設工事で進めている子育て支援住宅5戸が、9月末までに完成することから、11月1日から入居ができるよう進めてまいります。

次に、網走港の安全な利用についてですが、「網走港の安全な利用の確保に関する条例」制定により、条例の内容や基本的なルールを啓発する周知の看板の設置やリーフレット、ポスターの配布により、小型船舶利用者や関係団体等に周知するとともに、海上保安署、網走警察署、網走漁業協同組合と連携をした啓発・パトロール活動を行い、条例の周知・啓発に取り組んでいるところであります。

本格的な秋サケシーズンの到来に向け、引き続き関係機関や関係団体と連携し、港湾利用者の安全確保に図ってまいります。

次に、網走市の廃棄物処理についてですが、現在、缶・瓶・ペットボトルなどの資源物のほかに、容器包装プラスチックと生ごみの分別をしているところでありますが、ごみの最終処分量を減らしていくためには、さらなる中間処理による廃棄物の減容化が必要と考えており、中間処理施設を検討するに当たりましては、広域による施設について調査、検討する必要があります。7月11日に「斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会」を設立をしたところであります。

協議会では、網走市、斜里町、小清水町、大空町、美幌町の1市4町で、廃棄物の処理に関して必要な実施施策について協議することを目的としており、令和4年度の事業につきましては、広域化の基本計画、広域処理施設基本構想、候補地における地下水利用検討調査を予定しております。

各市町が共通の認識に立ち、廃棄物広域処理の可能性に向けた協議、検討、調査を行ってまいります。

次に、網走観光ホテルにおいて、落雪により給油パイプが破損して重油が漏れ出すという事故が3月23日に発覚をしておりますが、漏れ出した重油の量は約8,000リットルと推定をされておりますが、現在も確認作業が続いているところであります。漏れいされたと思われる場所は、北見管内さけ・ます増殖事業協会網走ふ化場から約100メートル、網走

湖へは300メートルの地点であり、地元漁業関係者をはじめ、観光事業者などからも不安の声が上げられております。

本件につきましては、北海道が水質汚濁防止法に基づく行政指導を行っており、ホテル側は漏えいされたと思われる箇所周辺のボーリング調査は実施しておりますが、市といたしましては8月8日に漁業関係機関とともに「網走呼人地区重油漏れに関する対策協議会」を設置し、北海道を通してホテル事業者に現況調査と漏えいした汚染土の全量撤去を求めており、引き続き問題解決に向け取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症であります、第7波到来による全国的な感染拡大は当市においてもその例外ではなく、人の移動が活発化した8月公表分の7月24日から8月27日までの35日間において1,331人の感染が確認され、現在も高止まりの状況であります。

市といたしましては、この間、市民への注意喚起を努めるとともに、学校におけるスクリーニング検査の実施、発熱外来を担う医療機関や福祉施設に対する資器材の提供、さらには抗原定量検査の無料期間延長やワクチンの4回目接種に取り組み、感染拡大防止や市民の不安解消に努めてきたところであります。

また、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種であります、60歳以上の方、18歳から59歳までの基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者や医療従事者を対象として、集団接種、医療機関における個別接種、高齢者・障がい者施設への巡回接種により対応してまいりましたが、8月末現在、1万780人が接種を終えており、このうち3回目接種済みの全員が対象となる60歳以上につきましては、9,913人が接種を受け、接種率は3回目被接種者対比で80%となっております。

引き続き、医療機関における個別接種、高齢者・障がい者施設への巡回接種を継続するとともに、アレルギーや副反応等を理由に接種を控えている方に接種が期待されるノババックス、従来株とオミクロン株に効果が期待できる2価ワクチン、また、5歳から11歳を対象とした小児ワクチン3回目接種に向けた準備を進めてまいります。

以上、行政諸般の動向について申し上げ、今定例会の開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○井戸達也議長 次に、日程第2、認定第1号から認定第4号までの4件を一括して議題とします。

初めに、認定第1号令和3年度網走市各会計歳入歳出決算について、提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました認定第1号令和3年度網走市各会計歳入歳出決算について、提案理由とその概要について御説明申し上げます。

この決算は、地方自治法第233条第3項の定めるところにより、会計管理者から市長に提出があったものを監査委員の審査に付し、その意見をつけて本市議会の認定をお願いしようとするものでございます。

お手元に配付しております決算資料は、全部で4部でございます。

網走市各会計歳入歳出決算書、財産に関する調書、主要施策の成果等報告書、監査委員の網走市各会計歳入歳出決算審査意見書でございます。

それでは、各会計の決算概要につきまして、資料に基づき説明させていただきます。

主要施策の成果等報告書の1ページ、2ページを御覧願います。

この表は、各会計決算額総括表でございます。

まず、一般会計でございますが、歳入決算額は326億5,686万4,172円で、歳出決算額は323億4,161万9,461円でございます。歳入歳出差引では3億1,524万4,711円の余剰金が生じたので、これを翌年度へ繰り越すことといたしました。

なお、このうち2億3,029万3,000円は、令和4年度への繰越事業の財源となるもので、これを除く実質収支は8,495万1,711円となります。

次に、市有財産整備特別会計でございますが、歳入決算額は8,105万4,023円で、歳出決算額は4,289万5,001円でございます。歳入歳出差引では3,815万9,022円の余剰金が生じたので、これを翌年度へ繰り越すことといたしました。

次に、国民健康保険特別会計では、歳入決算額は39億6,409万6,490円で、歳出決算額は39億6,094万2,236円でございます。歳入歳出差引では315万4,254円の余剰金が生じたので、これを翌年度へ繰り越すことといたしました。

次に、網走港整備特別会計では、歳入決算額は7,610万1,377円で、歳出決算額は10億3,496万6,700

円でございます。歳入歳出差引では9億5,886万5,323円の不足が生じたので、これを翌年度の繰上充用金をもって補填いたしました。

次に、能取漁港整備特別会計では、歳入決算額は5,226万1,335円で、歳出決算額は2億944万7,539円でございます。歳入歳出差引では1億5,718万6,204円の不足が生じたので、これを翌年度の繰上充用金をもって補填いたしました。

次に、介護保険特別会計では、歳入決算額は35億6,676万6,580円で、歳出決算額は34億7,254万8,437円でございます。歳入歳出差引では9,421万8,143円の余剰金が生じたので、これを翌年度へ繰り越すことといたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額は5億6,816万316円で、歳出決算額は5億6,813万1,560円でございます。歳入歳出差引では2万8,756円の余剰金が生じたので、これを翌年度へ繰り越すことといたしました。

このほか、細部につきましては、決算書及び関係資料等を後ほど御覧願います。

以上、認定第1号令和3年度網走市各会計歳入歳出決算について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 次に、監査委員から、本決算について監査意見の報告を願います。

藤原誉康監査委員。

○藤原誉康監査委員 一登壇— ただいま御上程いただきました、令和3年度網走市各会計歳入歳出決算に関しまして、審査の結果を御報告申し上げます。

さきに市長より送付のありました令和3年度網走市各会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、令和3年度各会計歳入歳出決算事項別明細書、及び財産に関する調書につきまして、計数の正確性、事務処理の適法性、財政運営の健全性などについて審査を実施したところでございます。

なお、審査に当たりましては、関係課より資料の提出を求め、あわせて必要に応じ関係職員から説明を受けて審査の参考といたしました。

審査の結果でございますが、一般会計、各特別会計の決算書及び附属書類は、法令の規定により調製されており、表示された計数は関係諸帳簿及び証拠書類により照合した結果適正であり、予算の執行についてもおおむね適正に執行されていると認めたとところでございます。

審査の内容につきましては、皆様のお手元に決算審査意見書をお配りしておりますが、その概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、一般会計についてでございますが、歳入では前年度と比べ国庫支出金、道支出金などが減となったものの、地方交付税、寄附金、市債などが増となり、所要の財源は確保されております。

また、歳出では民生費、衛生費、農林水産業費などが増となっており、予算計上した諸事業につきましてはおおむね計画どおり執行されており、所期の目的は達成されたものと認めたとところでございます。

次に、特別会計についてでございますが、特別会計は六つの会計となっております。

このうち剰余金が生じた会計は、市有財産整備、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の四つの特別会計となっております。

網走港整備と能取漁港整備の二つの特別会計については、歳入不足が生じており、翌年度の歳入による繰上充用金で補填されておりますが、この二つの会計につきましては、引き続き土地の売却と活用に努めるとともに、会計の一層の健全化が図られるよう今後を見据えた取組を望むものでございます。

次に、普通会計における令和3年度の財政分析状況についてでございますが、財政力指数は前年度に比べ0.007ポイント減少し0.435となっております。

実質公債費比率につきましては、前年度より0.5ポイント減少の16.9%となっております。また経常収支比率につきましては、前年度より5.8ポイント減の90.9%となり、引き続き、財政構造の弾力性の改善に向けて歳入歳出両面の取組が必要であると考えるところでございます。

今後の財政状況につきましては、歳出面で高齢化社会の進行による医療や社会保障関連の諸費、老朽化に伴う社会インフラの維持更新、ごみ処理施設整備など費用負担の増加が見込まれる一方、歳入面では人口減少による経済規模の縮小に伴い、市税や地方交付税等の減少が見込まれることから、今後も厳しい財政状況が続くものと想定しております。

全国に広がる新型コロナウイルス感染症は、本市においても市民生活や市民経済に大きな影響を及ぼし、令和3年度の収支決算においても、感染症対策事業が多岐にわたり見受けられました。

新型コロナウイルス関連の対応は、収束の見通しが立たないことから引き続き対策が必要であります

が、市の財政への影響も懸念されるところでございます。

今後においても、社会情勢を見極めながら、国、道の支援制度や限られた資源を活用し、効率的、効果的な事業の執行に努め、より一層堅実な行財政の運営に取り組まれることを望むものであります。

以上を申し上げまして、簡単ではございますが、決算審査の報告とさせていただきます。

○井戸達也議長 続いて、認定第2号令和3年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第3号令和3年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について、及び認定第4号令和3年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算についての合わせて3件について提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○柏木弦水道部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました、認定第2号から認定第4号令和3年度網走市公営企業の利益の処分及び決算について、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、認定第2号水道事業会計でございます。

お手元にお配りしております令和3年度網走市公営企業会計決算書の7ページを御覧願います。

令和3年度網走市水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

この表は、資本剰余金及び利益剰余金の処分に関する計算書でございますが、決算に伴う未処分利益剰余金につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、記載のとおり処分しようとするものでございます。

次に、令和3年度水道事業会計決算についてでございますが、同法第30条の規定に基づき調整した決算を監査委員の審査に付し、その意見をつけて本市議会の認定をお願いしようとするものでございます。

決算書の3ページを御覧いただきたいと存じます。

決算報告書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額10億1,310万7,235円に対し、支出決算額8億8万2,913円となったところでございます。

次に、4ページを御覧いただきたいと存じます。

資本的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額4億1,759万円に対し、支出決算額8億7,008万6,653円となり、収支差引で不足する額4億5,249

万6,653円は、当年度分消費税資本的収支調整額のほか、欄外に記載の資金をもちまして補填しております。

次に、5ページの損益計算書でございますが、先ほど収益的収入及び支出について御説明いたしました、この結果、当年度純利益が1億8,197万3,123円となったところでございます。

以下、17ページまでは財務諸表となっております、18ページから23ページ上段までは事業報告書、23ページ下段から24ページまでは会計に関する書類における注記となっておりますので、御一読いただきたいと存じます。

続きまして、認定第3号令和3年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について御説明申し上げます。

決算書の31ページを御覧ください。

令和3年度網走市簡易水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

決算に伴う未処分利益剰余金につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、記載のとおり処分しようとするものでございます。

次に、令和3年度簡易水道事業会計決算についてでございます。

決算書の27ページを御覧願います。

1、決算報告書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額1億2,670万1,307円に対し、支出決算額8,862万4,138円となったところでございます。

次に、28ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額4,344万3,400円に対し、支出決算額9,435万8,282円となり、収支差引で不足する額5,091万4,882円は、当年度分消費税資本的収支調整額のほか、欄外に記載の資金をもちまして補填をしております。

次に、29ページの損益計算書でございますが、下段の当年度純利益が3,316万4,969円となったところでございます。

以下、38ページまでは財務諸表となっております、39ページから42ページ上段までは事業報告書、42ページ下段と43ページは会計に関する書類における注記となっておりますので、御一読いただきたいと存じます。

続きまして、認定第4号令和3年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について御説明申し

上げます。

決算書の51ページを御覧ください。

令和3年度網走市下水道事業剰余金処分・欠損金処分計算書（案）でございます。

この表は、資本剰余金、利益剰余金及び欠損金の処分に関する計算書でございますが、決算に伴う未処分利益剰余金につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、記載のとおり処分しようとするものでございます。

次に、令和3年度下水道事業会計決算についてでございます。

決算書の47ページを御覧いただきたいと存じまず。

1、決算報告書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額17億4,032万313円に対し、支出決算額16億5,750万3,322円となったところでございます。

次に、48ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額4億6,130万420円に対し、支出決算額10億5,819万499円となり、収支差引で不足する額5億9,689万79円は、当年度分消費税資本的収支調整額のほか、欄外に記載の資金をもちまして補填しております。

次に、49ページの損益計算書でございますが、下段の当年度純利益が6,093万8,230円となったところでございます。

以下、65ページまでは財務諸表となっておりますが、66ページから72ページまでは事業報告書、73ページと74ページは会計に関する書類における注記となっておりますので、御一読いただきたいと存じまず。

以上、認定第2号から第4号まで、令和3年度水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計の利益の処分及び決算につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 次に、監査委員から、本決算について監査意見の報告を願います。

藤原誉康監査委員。

○藤原誉康監査委員 一登壇— ただいま御上程をいただきました令和3年度網走市公営企業会計決算に関しまして、審査の結果を御報告申し上げます。

さきに市長より送付のありました令和3年度網走市公営企業会計決算書及び財務諸表等につきまし

て、執行された事業の経営管理は適正であるか、公共性と経済性を基本として効率的に運営されているか、また計数は正確であるかなどの点について審査を実施したところでございます。

なお、審査に当たりましては、細目資料の提出を求め、あわせて必要に応じ関係職員から説明を受けて、審査の参考といたしました。

審査の結果でございますが、決算書及び財務諸表等はいずれも関係法令に基づいて調製されており、表示された計数も正確でありました。

また、経営成績や財務状態についても、適正に表示されているものと認めたとところでございます。

審査の内容につきましては、皆様のお手元に決算審査意見書をお配りしておりますが、その概要につきまして御説明申し上げます。

令和3年度の網走市公営企業会計の決算につきましては、水道事業会計に加え、令和2年度から簡易水道事業会計、下水道事業が新たに公営企業会計に移行し、三つの事業会計を審査しております。

まず初めに、水道事業会計ですが、営業成績に関する収益的収支において、収益の柱である給水収益の減収により、前年度比で事業収益総額が減少したものの、営業外費用の支出減により事業費の総額も減少したために増益となり、1億8,197万円の純利益を生じ、17年連続の黒字決算となっております。

財務内容に関する各指標につきましては、前年度に比べ収益性を示す指標の数値が上回っており、純利益を確保しており、令和3年度の経営状況については、一定の安定度は維持したものと考えるところでございます。

しかしながら、人口減少に伴う給水事業の減少による給水収益の減少傾向が見られ、一方で、老朽化した導水管を含む管路の更新や施設の維持管理など、多額の経費を要するものと見込まれることから、計画的な資金確保となお一層の効率的かつ合理的な事業運営が図られるよう望むところでございます。

次に、簡易水道事業会計についてですが、収支決算は収益総額1億2,527万円に対し、費用総額9,210万円となり、純利益3,316万円を生み黒字決算となっております。一定の安定度は維持されたものと考えます。

簡易水道事業は、一部の郊外地区における飲料水供給を担う事業であることから、小規模な事業運営となるため、給水原価が供給単価を上回り費用超過

となっている厳しい運営状況ではありますが、対象区域内の良質な水を供給する目的及び役割を欠かすことなく効率的な事業運営を望むものであります。

次に、下水道事業会計についてですが、事業収益総額16億6,181万円に対し、事業経費の総額は16億87万円となり、純利益6,094万円の黒字決算となっております。

個別排水処理施設事業分を除く下水道事業分の経営分析指標の財政の安定性については、好転している数値も見られ、また効率性については、使用料単価よりも汚水処理原価の指標が増加しているものの、一定の安定度が維持されていると考えているところでございます。

これら水道に関連する三つの会計においては、人口減少により水道料金及び下水道使用料の収入減が見込まれること、また、施設の老朽化が進み、維持管理費、更新費用が大きな負担になっていることなどが共通した事業運営の課題として今後も予想されます。

こうしたことから、国等の支援制度の活用など、計画的な資金確保を行い、効率的な事業運営を図ることが望まれます。

これらの水道関連事業は、市民が健康で快適な生活を営む上で欠くことのできないライフラインであります。このため、災害や事故に備えた施設の整備、危機管理の充実を図り、常に安全で良質な水を安定的に供給することができる体制整備に努められるよう望むものであります。

以上、申し上げます、簡単ではございますが、網走市公営企業会計決算審査の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、認定第1号から認定第4号までの提案理由の説明を終了します。

〔立崎聡一議員「議長」と呼ぶ〕

○井戸達也議長 立崎聡一議会運営委員長。

○立崎聡一議員 ー登壇ー この際、私から動議を提出いたします。

ただいま議題となりました、認定第1号令和3年度網走市各会計歳入歳出決算について、認定第2号令和3年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第3号令和3年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について、及び認定第4号令和3年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算については、名称を令和3年度各会計決算審査特別委員会と称し、委員の構成は議長及び議会選出の監査委員を除く13名の議員をもって構成す

る特別委員会を設置して、これに付託の上、審査に付されたいと思います。

議員の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、動議の提出といたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也議長 ただいま議会運営委員長から、お聞きのように動議が提出され、所定の賛成者がありますので、本動議は成立しました。

それでは、直ちにこの動議を議題としてお諮りします。

本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定しました。

すなわち、一括上程中の認定第1号から認定第4号までは、議長及び議会選出の監査委員を除く13名をもって構成する令和3年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査に付することに決定いたしました。

なお、ただいま設置されました令和3年度各会計決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、先ほど申し上げたとおり、この宣告をもって行ったものとしますから御了承願います。

○井戸達也議長 次に、日程第3、議案第1号から議案第10号までの合わせて10件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第1号、議案第2号、議案第4号から議案第8号まで、及び議案第10号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の令和4年度網走市各会計補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案資料1ページ、資料1号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計では2億8,248万8,000円を追加、介護保険特別会計では1億3,917万6,000円を追加しようとするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、各会計議案の第1表に記載のとおりでございます。

2、地方債の補正でございますが、一般会計の臨時財政対策債の限度額変更といたしまして、限度額

5,974万5,000円を減額しようとするものでございます。

変更の内容は、一般会計議案の第2表のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りしております事項別明細書5ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には、特定財源の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただきますことと御了承いただきたいと思います。

初めに、総務費の戸籍住民基本台帳費では、個人番号カードの普及促進に係る経費として460万円の追加でございます。

民生費の障がい者福祉費では、システム改修に係る経費として42万5,000円の追加でございます。

同じく医療助成費では、システム改修に係る経費として77万円の追加でございます。

衛生費の保健衛生総務費では、網走厚生病院脳神経外科の運営に対する負担金として4,042万7,000円の追加でございます。

農林水産業費の農業振興費では、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に対する補助金として255万9,000円の追加、生産作物の転換等に対する補助金として1億226万6,000円の追加、農業機械の導入に対する補助金として117万3,000円の追加でございます。

商工費の観光振興費では、旅行割引クーポンの発行に係る経費として200万円の追加でございます。

1枚めくっていただき、7ページを御覧願います。

教育費の教育委員会費では、網走南ヶ丘高校定時制生徒の通学手段確保事業において、利用者の増に伴う補助金として116万円の追加、スクールバスの密集対策に係る経費として1,602万円の追加、教育旅行のキャンセル料等に対する助成金として897万6,000円の追加でございます。

その下では、電子黒板等の整備に係る経費として、小学校学校管理費で7,250万4,000円の追加、中学校学校管理費で2,960万8,000円の追加でございます。

次に、8ページを御覧願います。

この表は、地方債の現在高見込額に関する調書でございます。

以上が、一般会計補正予算の内容でございます

が、今回の補正に係る一般財源所要額につきましては、地方交付税678万6,000円、繰越金5,495万2,000円の追加と、臨時財政対策債5,974万5,000円の減額を合わせ199万3,000円を追加しようとするものでございます。

次に、13ページを御覧願います。

介護保険特別会計でございますが、基金積立金の介護保険事業基金積立金では、前年度繰越金を基金へ積み立てるもので、9,421万9,000円の追加でございます。

諸支出金の償還金では、前年度の清算に伴う返還金として4,495万7,000円の追加でございます。

以上が、令和4年度網走市各会計補正予算の内容でございます。

次に、議案第4号網走市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案資料20ページ、資料3号を御覧願います。

1、改正の趣旨でございますが、改正地方公務員の育児休業等に関する法律の施行に伴い、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございますが、1点目は、職員の育児休業について、取得回数の拡充に伴う関係条文の整理でございます。

2点目は、会計年度任用職員の育児休業について、取得要件のうち、任期の規定を緩和するものでございます。

3点目は、会計年度任用職員の育児休業について、期間途中の夫婦交代での取得を可能とするものでございます。

3、施行期日は、令和4年10月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第5号網走市職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案資料25ページ、資料4号を御覧願います。

1、改正の趣旨でございますが、地方公務員の定年を段階的に引き上げる措置を講じた地方公務員法の一部を改正する法律が交付されたことから、当該条例の全部について所要の改正を行うものでございます。

2、条例の内容でございますが、記載のとおり、全13条からなり、定年、定年による退職、役職定年制度、それらに関する特例措置、定年前再任用短時間勤務制度について、各条で規定しようとするもの

でございます。

次に、26ページを御覧ください。

3、施行期日等は記載のとおりでございます。

次に、議案第6号網走市職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例制定について御説明申し上げます。

議案資料27ページ、資料5号を御覧願います。

1、改正の趣旨でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、職員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、関係条例を整理するため本条例を制定するものでございます。

2、整理する条例は、記載の9条例でございます。

3、条例の内容でございますが、定年引上げに伴う職員給与や定年前再任用短時間勤務職員の給与、服務などのほか、関係条例について整理するとともに、従前の再任用制度を廃止しようとするものでございます。

4、施行期日等は記載のとおりでございます。

次に、議案第7号財産の取得について御説明申し上げます。

議案資料48ページ、資料6号を御覧願います。

1、取得理由ですが、現在使用している情報システム用のサーバー2台が、機器の保守期間及びサポート期間が満了することから、機器を更新するものでございます。

2、取得する財産の概要、及び3、取得方法は記載のとおりでございます。

4、取得金額は5,203万円。

5、取得の相手方は、北海道市町村備荒資金組合。

6、納入期限は、令和5年3月24日でございます。

次に、議案第8号財産の無償貸付について御説明申し上げます。

議案資料の49ページ、資料7号を御覧願います。

1、無償貸付けする土地の概要(1)所在等でございますが、区分1では、網走市向陽ヶ丘7丁目20番31外2筆、地目は雑種地、面積は3筆合わせて1万2,078平米でございます。

その下、区分2では、網走市大曲2丁目88番4外3筆で、地目は宅地及び公衆用道路、面積は4筆合わせて4,632.01平米でございます。

次に、50ページを御覧ください。

区分3では、網走市つくしヶ丘3丁目88番257の

内、地目は宅地、面積は4,300平米でございます。

(2)無償貸付の理由でございますが、貸付けの相手方であるあばしり電力株式会社が当該土地を活用して行う取組は、再生可能エネルギーの地産地消によるカーボンニュートラルの推進、地域の災害対応力の強化であり、公益性が高いと認められるためでございます。

2、その他でございますが、本件の関連で先行しております潮見地区の取組が、北海道の補助事業に認定されております。概要は記載のとおりでございます。

次に、議案第10号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

議案資料54ページ、資料9号を御覧願います。

平成30年度及び令和2年度に策定した計画に、本年度以降の事業を追加するため変更しようとするもので、追加する事業は学校給食施設整備事業で、浦士別辺地外6辺地、1,020万円の追加でございます。

以上、議案第1号、議案第2号、議案第4号から議案第8号まで及び議案第10号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 一登壇 ただいま御上程いただきました議案第3号網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案資料19ページ、資料2号を御覧いただきたいと存じます。

条例改正の趣旨であります。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う「高齢者の医療の確保に関する法律」の改正により、一定所得以上の方の医療費窓口負担割合が引き上げられます。そのうち、重度心身障がい者医療費助成対象の高齢者に係る医療費の窓口負担が増えないよう、当該条例の所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容であります。後期高齢者医療加入者で窓口負担割合が1割から2割となる方のうち、一定の障がいのある方が重度心身障がい者医療の助成を受けられるよう改正を行うものであります。

本条例の施行期日につきましては、令和4年10月1日から施行し、この条例の施行前に行われた医療

費に係る助成については、従前の例によるものでございます。

以上、議案第3号につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました、議案第9号市道の路線認定及び廃止について提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料51ページ、資料8号を御覧願います。

今回、認定及び廃止しようとする路線は、大曲2丁目3号線、つくしヶ丘西8号線、つくしヶ丘3丁目1号線の3路線でございます。

路線認定及び廃止の理由でございますが、あばしり電力株式会社が進めております太陽光発電設備建設に伴い、大曲2丁目3号線、つくしヶ丘西8号線の市道を廃止、再認定し、つくしヶ丘3丁目1号線の市道を廃止するものでございます。

なお、認定・廃止の内容及び位置につきましては、議案資料に記載のとおりでございます。

以上、議案第9号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 以上で、議案の提案理由の説明を終わります。

なお、ただいま上程されました案件につきましては、議会運営委員会の決定に基づき、後日、各党派1名による大綱質疑を行い、大綱質疑終了後は、所管の常任委員会に付託し、細部審査を行うこととなります。

○井戸達也議長 次に、日程第4、議案第11号重油漏れ事故対策検討特別委員会の設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小田部照議員。

○小田部照議員 ー登壇ー ただいま御上程いただきました、議案第11号重油漏れ事故対策検討特別委員会の設置について、提案理由の御説明を申し上げます。

去る令和4年3月に判明した市内宿泊施設での重油漏れ事故において、原因者による早急な原状回復を促すとともに、自然環境及び産業への影響を勘案し、被害の拡大防止を図るための方策を検討の上、関係機関へ提言するなど、事故発生以前の環境を一

日も早く取り戻し、市民生活及び経済活動を安定されることを目的として、特別委員会を設置しようとするものであります。

本特別委員会は、網走市議会委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条例第2項の規定により委員の定数は10名以内をもって構成しようとするものであります。

なお、本特別委員会の設置内容につきましては、お手元に配付させていただきました案のとおりであります。

どうか議員の皆様の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○井戸達也議員 以上で、提出案件の説明を終了いたします。

ただいま上程されました議案第11号につきましては、議会運営委員会の決定に基づきまして、直ちに議事を進めることといたします。

本件に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと見つめます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、議案第11号を採決いたします。

この採決は起立採決により行います。

上程中の議案第11号は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

引き続き、特別委員会の委員の選任を行います。

特別委員会の委員の選任については、網走市議会委員会条例第6条第1項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することとなっておりますので、早速次のとおり指名いたします。

本特別委員会委員には、小田部照議員、金兵智則議員、栗田政男議員、近藤憲治議員、立崎聡一議員、永本浩子議員、平賀貴幸議員、松浦敏司議員、以上8名の方々を選任したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、ただいま申し上げた8名の方々を本特別委員会の委員に選任することが決定されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

開会当初に決定されました審議日程に従いまして、再開は8日午前10時としますから参集願います。

本日はこれにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時08分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井戸達也

署名議員 松浦敏司

署名議員 山田庫司郎

9月 8日 (木曜日) 第 2 号

令和4年第3回定例会
網走市議会会議録第2日
令和4年9月8日(木曜日)

○議事日程第2号

令和4年9月8日午前10時00分開議

日程第1 議案第1号～第10号

古田 純也

松浦 敏司

村椿 敏章

山田 庫司郎

○本日の会議に付した事件

議案第1号 令和4年度網走市一般会計補正予算
(各委員会付託)

議案第2号 令和4年度網走市介護保険特別会計
補正予算(文教民生委員会付託)

議案第3号 網走市重度心身障がい者及びひとり
親家庭等医療費の助成に関する条例
の一部を改正する条例制定について
(同)

議案第4号 網走市職員の育児休業等に関する条
例の一部を改正する条例制定につい
て(総務経済委員会付託)

議案第5号 網走市職員の定年等に関する条例の
全部を改正する条例制定について
(同)

議案第6号 網走市職員の定年引上げに伴う関係
条例の整理に関する条例制定につい
て(同)

議案第7号 財産の取得について(同)

議案第8号 財産の無償貸与について(同)

議案第9号 市道の路線認定及び廃止について
(同)

議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計
画の変更について(同)

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷 洋一

副市長 後藤 利博

企画総務部長 秋葉 孝博

市民環境部長 武田 浩一

健康福祉部長 桶屋 盛樹

健康福祉部参事監 永森 浩子

農林水産部長 川合 正人

観光商工部長 伊倉 直樹

建設港湾部長 立花 学

水道部長 柏木 弦

企画調整課長 佐々木 司

総務防災課長 田邊 雄三

財政課長 古田 孝仁

.....
教育長 岩永 雅浩

学校教育部長 田口 徹

社会教育部長 吉村 学

○出席議員(15名)

石垣 直樹

井戸 達也

小田部 照

金兵 智則

工藤 英治

栗田 政男

近藤 憲治

澤谷 淳子

立崎 聡一

永本 浩子

平賀 貴幸

○事務局職員

事務局長 林 幸一

次長 石井 公晶

総務議事係長 法師人 絵理

総務議事係 早渕 由樹

係 山口 諒

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は15名で、全議員が出席しており
ます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、栗
田政男議員、近藤憲治議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、お手元に配付の第2号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、既に一括上程中の議案第1号から議案第10号までの合わせて10件を議題とし、大綱質疑を行うわけではありますが、通告がありませんので、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、会期中に審査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定しました。

○井戸達也議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

今会議の審議日程に従いまして、各常任委員会において議案を審査するため、これより本会議は休会とし、再開は9月13日午前10時としますから参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午前10時01分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井戸達也

署名議員 栗田政男

署名議員 近藤憲治

9月13日 (火曜日) 第3号

令和4年第3回定例会
網走市議会会議録第3日
令和4年9月13日(火曜日)

○議事日程第3号

令和4年9月13日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問 (澤谷議員、村椿議員、古田議員、
永本議員、松浦議員)

○出席議員(15名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
市民環境部長 武田浩一
健康福祉部長 桶屋盛樹
健康福祉部参事監 永森浩子
農林水産部長 川合正人
観光商工部長 伊倉直樹
建設港湾部長 立花学
水道部長 柏木弦
企画調整課長 佐々木司
デジタル化推進室参事 山縣叔彦
総務防災課長 田邊雄三

職員課長 寺口貴広
財政課長 古田孝仁
市民活動推進課長 渡辺昭
生活環境課長 近藤賢
生活環境課参事 田中正幸
健康推進課長 岩尾弘敏
健康推進課参事 今野多賀子
社会福祉課長 結城慎二
介護福祉課長 阿部昌和
商工労働課長 北村幸彦
観光商工部参事 田端光雄
観光商工部参事 高橋優紀
営業経営課長 佐々木修司

教育長 岩永雅浩
学校教育部長 田口徹
社会教育部長 吉村学
学校教育部次長 小松広典
学校教育部次長 大垣正紀
学校教育部参事 高橋善彦
スポーツ課長 大西広幸
スポーツ課参事 佐藤潤一

○事務局職員

事務局長 林幸一
次長 石井公晶
総務議事係長 法師人絵理
総務議事係 早渕由樹
山口諒

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は15名で、全議員が出席しております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、澤谷淳子議員、古田純也議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、お手元に配付した第3号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、一般質問を行います。

前例に従い、通告順に発言を許します。

澤谷淳子議員。

澤谷議員。

○澤谷淳子議員 ー登壇ー おはようございます。

公明クラブの澤谷淳子でございます。

通告書に従いまして、質問させていただきます。

初めに、男性用トイレのサンタリーボックスについてお伺いいたします。

近年、病気や高齢によって尿漏れパッドやおむつを使用する人が安心して外出できるよう、男性用トイレにサンタリーボックスを設置する動きが全国的に広がっています。

設置しているところでは、サンタリーボックスのことや使用方法をたくさんの方に知っていただくために、蓋の部分には、「尿漏れパッド等はこちらへお捨てください。備付けのビニール袋に入れて捨てさせていただきますよう御協力をお願いいたします。ゴミ箱ではありません」と表示しているそうです。

エコセンターやコミセンなどで活動されている方もたくさんいますし、市役所にも用事のために来られる方もいます。また、観光施設には観光客も来られます。

まず現状で、男女問わない多目的トイレには、大人用の紙おむつやパッドが捨てられる大きさのサンタリーボックスは設置してあるのでしょうか。

また、ないとは思いますが、男性用の個室トイレにはどうでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 多目的トイレ及び男性用トイレのサンタリーボックスの設置状況についてでございますけれども、現在学校や保育園、児童館を除きまして、79か所にトイレを有する公共施設、公園などがございますが、サンタリーボックスにつきましては、多目的トイレを設置する50か所のうち37か所、男性用トイレでは11か所に設置をされている状況となっております。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 もっと少ないかと思っていたのですけれども、設置もかなりしていたのだなというふうに思いました。

ただ、さっきも言いましたように、もう今は性別や年齢に関係なく紙おむつなどを装着して、安心し

て外出や旅行を楽しむ大人の方も増えていきますので、女性トイレにはもともと個室にはサンタリーボックスが設置してあるのですが、今お聞きしたように、まだ男性用トイレにはないところもあるので、夏の暑い日など使用済みのものを持ち帰るそうで、外出が長いときなど臭いが気になって困るといような声もお聞きしています。ぜひ男性用トイレにサンタリーボックスの設置をお願いします。

手洗いの共用スペースに1つでも、男性の個室全てでも、本当にどういう形でも問わないので、ぜひ設置のほうをお願いしたいのですがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 男性用トイレのサンタリーボックスの設置についてであります。先ほど議員からもお示しがあったとおり、病気や加齢、障がいなどにより、紙おむつや尿取りパッドを使用している方が安心して外出できる環境整備の一つとして、男性用トイレにサンタリーボックスを設置する動きが全国的に広がっていることは承知をしております。

市といたしましては、施設の規模や利用状況を点検させていただき、小まめな清掃や捨てられた用品の回収、また消臭を目的とした蓋つきボックスの設置などトイレの快適な利用に配慮をし、サンタリーボックスの設置を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 本当にもう北海道も、ほかの町も今どんどん何か設置が本当に進んでいるようですので、ぜひ当市でもよろしくお伺いいたします。

続きまして、もう一つ、以前、私札幌のホテルに宿泊した際に、ロビーの共同の女性用のトイレの個室にはもちろん小さいボックスは設置してあるのですけれども、手洗いの共用スペースに、女性用の手洗いの共用スペースなのですけれども、おむつ用と表示して、やっぱり大きいサンタリーボックスが1つ女性用でも設置してありました。当然ホテルの女性用ですから、見た目もすてきな蓋つきのサンタリーボックスでした。

最近の道の駅などは、女性用の個室に既に生理用品もおむつもどちらも捨てられる兼用のボックスも設置されているところもあります。この際、女性用トイレもまず調べていただけないでしょうか。そして、個室に小さいものしかないのがほとんどと思

うのですけれども、共用スペースに1つ置くことはできないでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 女性用トイレのおむつ用ボックスの設置についてであります。現在79か所の公共施設のうち、53か所の女性用トイレにサニタリーボックスを設置してございます。ただ、設置されているボックスのサイズにつきまして、ほとんどが生理用品の廃棄を想定したサイズと考えられますので、改めて施設の規模や利用状況を調査、確認し、必要に応じて兼用ボックスの設置を進めてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 本当に男性用も女性用も一度よろしくお願いたします。

それでは続きまして、次に生理の貧困についてお伺いします。

生理の貧困については、昨年、政府がコロナ禍で職を失った女性や就労できない事情が生じた女性に、生理用品の無償配布などを通して自治体の生活支援サポートへつながることができるよう、NPOなどを利用して外部団体に委託するアウトリーチ型の「つながりサポート事業」地域女性活躍推進交付金を政府は用意しました。事業資金を除く4分の3を国が負担してくれるということで、及ばずながら申請締切ぎりぎりまで、永本議員と2人で、担ってくれるNPO団体を探しましたが、残念ながら申請には至りませんでした。

しかし、昨年6月の一般質問で学校現場だけは何らかの事情で生理用品が用意できない子に、保健室にあるので気軽に取りに行ける雰囲気づくりのためのポスターを作成してほしい、また、困っている子が実際にいないのかアンケートをしてほしいと、質問しました。

教育委員会学校教育部ですぐに、当時、給食のアンケートも併せて、タブレット端末によるアンケートを実施してくださいまして、困っていると答えた子が実際にいたことで、もうすぐに10月には女子トイレにポスターを貼っていただけました。小さめのニポネちゃんのついたかわいいものをつくってくれたのですけれども、その後、学校現場でどのような取組などをしていただいているのか、状況などちょっとお伺いしたいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 昨年、市内小中学校におき

まして、生理用品について用意ができず困ったことがある児童生徒についてアンケート調査を行ったところ、4%弱の児童生徒において困った経験があったことから、「生理について困ったときはお気軽に保健室へ相談に来てください」という掲示物を女子トイレに掲示したところでございます。

その後の状況でございますが、一部の学校で保健室に生理用品や生理についての相談に来る児童生徒があったと聞いており、トイレに掲示があることで相談がしやすくなったとの声も寄せられているところでございます。

引き続き、市内小中学校にトイレへの掲示物の掲示及び生理用品に困っている児童生徒のケアをしてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 本当に、私も保健の先生にポスターを貼ってから何か気がついたことはとお伺いしましたところ、貼る前とあんまり変わらないという先生もいたのですが、その中では、毎回取りに来る気になる生徒がいるので見守っていますと答えてくれた先生もいまして、少なくとも困っている子に届いたのかなという実感があって、とてもうれしくなりました。また、学校教育部の皆様や教職員の皆様の日頃の御尽力に本当に頭が下がる思いでした。今後どうぞよろしくお願いたします。

そこで、学校で今言ったような「生理用品がなくて困った人は保健室に来てね」という導くような取組を社会の中でもできないかお尋ねします。

まず、昨年のような国の地域女性活躍推進交付金は、令和4年度の本年度はもう全くないのでしょうか。どのようになっていましたでしょうか。また、当市での取組は何かおありでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 つながりサポート事業でございますけれども、令和3年度から地域女性活躍推進交付金に追加をされた事業でありまして、孤独や孤立で不安を抱える女性が社会との絆やつながりを回復できるよう、NPOなどの知見を活用した支援事業を実施する内容となっております。

具体的には、女性の相談や居場所づくりをNPOなどに委託をし、併せて生理用品などの提供を行う事業でございます。内閣府の資料では、道内において令和3年度で12市町、令和4年度では11市町が当該交付金の活用により事業を実施しているところでございます。

当該交付金につきましては、自治体直営による事業の実施は対象とならず、また、委託により実施する場合におきましては、専門の相談員の設置が必要となります。現状、網走市内で委託先として想定される福祉関連の社会福祉法人やNPOにつきましては、高齢者や障がいがある方の支援を担っているため、当市における交付金の対象事業の実施は現状では難しいと考えているところでございます。

市といたしましては、女性の問題を相談できる窓口、サポートセンター、保健センター、子育て支援課女性相談、社会福祉課生活保護、これらを周知するとともに相談者が必要な支援につながるよう、関係機関の連携によりサポートできる体制を構築を進めてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 一応、令和4年度もあるにはあったのですが、それでもちょっと1市、一つ減ったかもしれませんが、それでも引き続きこのつながりサポート事業をやっているというので、やっているところはいいのですけれども、ちょっと当市は該当するNPOもなかったということで、わかりました。

それでは、この生理の貧困で生理用品の配布というのは、本来は生理用品の配布それ自体が目的ではなくて、多くの場合、経済的な課題を背景としているため、その支援を入り口として生活全般の相談や支援につなげることができるものと考えております。

そのための方策として、「生理用品がなくて困っている方は相談窓口でお渡しします」という内容の案内ポスターを公共施設のトイレに掲示したり、生理用品を配布するための引換券のようなものを配布することにより、市の社会福祉課や生活サポートセンターといった生活困窮の相談窓口へ誘導することも可能ではないかなと考えているのですけれども、実際の生理用品の配布は、最初に相談に訪れた窓口において、そのほかの支援につなげるまでの間の1回のみ現物支給でもよいと思っています。

この生理の貧困というワードはせっかく世間でも耳なじみができているので、何とかそこからやっぱり支援の相談へとつながってほしい思いだけなのです。そうした意味からも生活に困窮している方の支援の一環として、生理用品の支援についてのお考えをお伺いします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 生理用品の支援についてであります。令和3年7月に実施をいたしました、男女共同参画に関する市民アンケート調査では、女性回答者142名のうち7名が経済的な理由で生理用品を買うことができないなど苦労したことがある、4名が経済的な理由以外で生理用品を買うことができないなど苦労したことがある、11名が生理用品を交換する頻度を減らしたことがある、2名がトイレットペーパー等で代用したことがあると回答しているため、当市におきましても生理用品の支援ニーズは少なからずあるのだというふうに認識をしております。

また、議員お示しのとおり、支援を必要とする方への生理用品の支援だけが目的ではなく、状況によりましては生活全般の相談や支援が必要になる場合が想定されます。

市といたしましては、女性の問題を相談できる窓口、先ほどもお話ししましたが、サポートセンター、保健センター、子育て支援課女性相談、社会福祉課生活保護を周知するとともに、相談者が必要な支援につながるよう、関係機関の連携によりサポートできる体制を構築するとともに、各相談窓口において必要に応じて生理用品の支援を行いたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 そうしましたら、具体的にそういう相談のときに、ちょっとケース・バイ・ケースでそういう支援もしていられるということですね。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 お見込みのとおり、相談内容に応じまして、そういった生理用品の支援もしていきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 よかったです。了解いたしました。

私の質問は以上で終わります。

○井戸達也議長 ここで、理事者入替えのため暫時休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時19分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

村椿敏章議員。

村椿議員。

○村椿敏章議員 一登壇一 日本共産党議員団の村

椿敏章です。

質問通告に従い、質問させていただきます。

最初は地域公共交通についてであります。

一つ目が、コミュニティバス西山通線の廃止についてです。

西山通線については、市は9月30日で運行を終了すると発表しました。しかし、今回の決定について、議会側総務経済委員会にも協議もない状況です。この路線は地域公共交通計画にも位置づけられており、地域の足となるものです。過去に二ツ岩線の廃止の際には、議会での議論もあったと聞きます。

まず、最初に聞きたいのは、この地元に与える影響、そして市民の不安の解消など丁寧な対応が必要であるにもかかわらず議会へ協議さえしない姿勢、この姿勢は議会軽視、そして住民軽視ではないでしょうか。なぜ、こうなったのか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 コミュニティバス西山通線についてでございますが、西山通線は平成25年10月1日から、平成23年に開通した西山通線を経由する形で、当時公共交通空白地帯であった鉄南、錦町地区の公共交通対策として、地域住民の皆さんと協議を重ね運行を開始いたしました。

西山通線の運行や利用促進などについては、地域の皆さんと意見交換をさせていただいているところでございますが、今年2月の乗降調査の結果では、1日16名程度の御利用で、1日に10便運行しておりますので1便当たり2人に満たない状況でございました。このような利用状況と同地区においても、利用者が増えてきているどこバスの利用実態を踏まえて、網走バスと協議をし、利便性が向上するどこバスへシフトすることを錦町町内会、鉄南地区連合町内会へ説明をし、御理解を頂いたところでございます。

これまで市内の路線バスに係る議会への協議につきましては、路線の廃線の場合は行っており、例えば平成18年3月8日の経済建設委員会で二ツ岩線の運行休止を報告しておりますが、今回は従来の西山通線をどこバスへ統合し利便性向上の取組を進めることについて、地域住民へ説明を行ったところでございます。今後も必要に応じて、適宜市民と市議会の皆様へ説明をまいります。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の答弁でいきますと、利用人数

が1日16名程度で少なくなっている、またさらに鉄南地域、錦町地域に説明会を開いて、住民の声を聞いているということでもあります。

しかし、このコミュニティバス、これは市が地域公共交通計画で立てている中で、今まであった路線バス、これが実際にはなくなるわけですから、ここは今まで利用してきた人たちへの影響はないのか、料金がどう変わるか、利便性はどうか、これは錦町地域や鉄南地域だけに限るものではないと思います。また、利便性がどう変わるのか、障がいを持つ方も利用できるのか、様々な角度から議論があつてしかるべきものではないのかと思います。

この路線バスを、コミュニティバスをなくして今回移行すると、どこバスに移行することを提案したのは事業者からですか。その提案に対して、市はどこまで検討したのか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 今回の提案というのが事業者側かどうかというお尋ねでございますけれども、これは事業者側からというよりも、先ほどもお答えをいたしました。乗降調査による結果を踏まえまして網走バスとも協議をいたしまして、今回このような方向づけに考えたところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 両方で協議しながらここに踏み切ったということですが、今回の計画にあるコミュニティバスを状況が、人数が減ったということで、いろいろ検討していったとは思いますが、やはり議会にも示して、そしてそこで見えてくるものもあると思うのです。事業者の考えも当然必要ではありますが、私たち議員の声も聞いて、そして何か問題がないのかということもチェックしていく必要があると思います。

それで、二ツ岩線の廃止のとき、そのときにはアンケート調査も行われたと聞きます。アンケート調査などは行ったのか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 西山通線のどこバスへの統合に当たり、アンケート調査は行っておりませんが、西山通線の運行や利用状況などにつきましては、年に1回程度地域の皆さんと意見交換を行い、情報交換や要望の把握に努めているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 アンケート調査はしていない、し

かし、地元の方との意見交換をしているということですが、その意見交換の中で、どのような話が出されましたか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 毎年西山通線の関係につきましては、地域の皆さんとお話をしております。その部分では、いい話も悪い話もございます。中では、例えば停留所が増えたことでバス停まで行くことの距離が短くなったからよかったとか、あとは御自分で移動したいときに呼んで、それで移動できるということもよくいいことになったというようなお話もあった反面、実際には西山通線の部分も利用している方からは一部残してほしいというような話もございました。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そういう声が聞こえてきていたというのと、あともう一つ、どこバスによって対応するということによって、今まで路線バスはバス停に待っていればバスに乗ることができます。しかし、どこバスの利用は、インターネットかまたは電話による受付で始まります。この場合、聾啞者や脳梗塞などによって失語症になっている方、この方々が利用できるのかという声も、その説明会の中であったと聞きますが、実際市はこの方々の実態をつかんでいるのでしょうか。また、どのように対応しようとしているのか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 障がいをお持ちの方のどこバスの予約についてでございますが、特に電話予約が困難な聾啞者の方などは、現状ですと、今お話のありましたように、インターネットで予約をするか、家族や友人などが代わって電話予約する以外は方法がない状況でございます。

現在市内において、聾啞者の方は20名ほどいらっしゃるのと伺っておりますが、現状御自分で車を運転されている方が多いというお話も聞いてございません。

また、網走バスで確認したところ、障害者手帳を使ってどこバスや路線バスを御利用される方はおりますが、聾啞者の方など障がいの区分までは把握はできていないのが実情であると同様でございます。

しかし、公共交通という観点から、障がいをお持ちの方のどこバス予約に課題があることは、網走バスとも共通した認識でございますので、今後どこバスの予約手法について先進地での取組も調査しながら、

網走バスと連携し研究してまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今後いろいろ連携しながら対応していきたいということではありますが、このどこバス、かなり便利になって利用者も増えています。しかし、地域公共交通のアンケート調査では、予約制のバスを利用しますかというところに、そういうアンケートをしたときに3割の方が利用は、要はこの予約制のバスについては利用するのをためらうというような回答が返ってきているのですね。今、声も聞いている、今も聞いているというような答弁もあったと思うのですが、この予約制、どこバスの予約制のバスが利用しづらいという声とかは聞こえてこないのですか。どこバスが利用しづらいという声は聞こえてきませんか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 どこバスの予約、利用がしづらいというお話かというふうに思いますが、あまりそういう声は聞いていないのですけれども、ただスマホを持っていない方とか、あとは電話を持っていない方とかというのは、そういう声が一部あるというふうなことも聞いてございます。

ただ、網走バスともいろいろそういったことを対応する中で、携帯電話を貸し出して、電話をかけるようなことにつながるようなことをしたりとか、そういった取組はしているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 様々な、携帯電話を貸すなどということも工夫しているということですね。

ただ、ちょっと私が聞いたところでは、どこバスを予約するときに電話をして、そして何番のバス停に乗って何番のバス停まで行きたいということを告げる、そして電話を切ります。そうしたら、その次にまたバス会社から電話が来て、何番のバス停に何時までに来てくださいという、そしてバスに乗るときに、何番のバス停に乗っていきますということを告げてくださと言われてるそうです。このときに、返事の電話、バス会社から来る電話、このことについて、お年寄りの方はそれを覚えていられない場合もあると。だから、そのときには、何かメモに書いて、何時にそのバス停に行って、何番に行きたいと答えなければならないわけです。これはお年寄りの方にしてみたら、非常に負担になる部分も多いと思うのです。なぜなら、今まで路線バスを使ってい

る方はバス停の時間帯のところに、ただ立っていれば乗ることができたわけです。しかし、今回のどこバスについては、その予約をし、予約の電話を頂いて、そしてそれによってやっとバス停に進むと。ですから、そこにそういう問題もあるということは認識していただきたいと思うのですが、そういった声は聞かれませんか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 今議員から御指摘あった部分については、直接私は把握してございません。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。ぜひどこバスの利用のしやすさをさらに検討していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

次はどこバスのエリア分けについてです。

現在実証実験中のどこバスですが、今年度から区域を拡大し、今までもAエリア、Bエリアというのはありましたが、そのエリアを再設定しました。エリア内の料金は500円となっておりますが、エリアをまたいだ場合は700円となっております。そのBエリアの大曲、それから天都山、潮見地区、ここでは同じ住所なのにAエリアとBエリアの混在地域があります。市民の方からは「同じ地域なのに不公平だ、理由がわからない」という声が聞かれます。このエリア設定に至った理由を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 どこバスのエリア設定についてでございますが、どこバスは令和2年から実証実験を開始しており、初年度は8月から11月までの4か月間の運行期間で、潮見、駒場、つくしヶ丘、鱒浦の一部を一つのエリアに設定をいたしました。

2年目の令和3年度は、運行エリアを市街地区全般に拡大をいたしました。広範囲になるため、AエリアとBエリアに分けることといたしました。

高台地区を起点にエリアの境界を設定をいたしました。エリア境界付近の方はエリアをまたぐと料金が高くなるケースがございました。

3年目の令和4年度は、さらに天都山と呼人地区を運行エリアに拡大するとともに、エリアまたぎの課題を少しでも解消するため、前年はA、Bで分けていた主に市街地区エリアを一つにして、観光施設が集積する天都山地区と呼人地区をBエリアに設定しているところでございます。

今年度は、これまで2か年にわたる実証運行を踏

まえ、また今年度のエリア拡大などを勘案し、エリアを設定しておきまして、境界については住居の集積や距離などを参考にしながら、地区によっては町内会の区域で境界線を設定しているところでございます。

どこバスの運行に当たっては、網走市地域公共交通活性化協議会で料金体系やエリア設定などの承認を受け、運輸局から区域運行の許可を得て運行していることから、エリアを設定しているところでございます。エリアの境界付近にお住まいの方などから、要望があった場合には、利用実態などに応じてエリア境界線の変更などを網走バスと協議の上、適宜適切な対応に努めてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 皆さんの声を聞きながら、適時検討していききたいというお言葉を頂きました。ぜひ検討して利用をしやすいように、そして、不公平感のないような、例えば距離によってAエリアとBエリアに分けるといふ部分も検討しなければならないでしょうし、または地域によって地域の中で差があるような形……（発言する者あり）地域によって差が出ないような、そういう仕組みづくり、ぜひ検討していただきたいと思えます。

実際、どこバスの実証実験、今年度で終了する、そういう考えがあるとは思いますが。このどこバスの、今回、これから本格運行に当たって様々な意見を聞いていく必要があるのではないかと思います。先ほどのコミュニティバスなどについても弱い立場の人たちが利用しやすい、そういう仕組みづくりもしなければならないでしょうし、それが行政の立場であると思えますし、責任があると思えます。この本格運用に当たって、アンケート調査などはする予定などはないのか、または今アンケート調査を行っているのか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 今現在、どこバスに関してのアンケート調査を行う予定はございません。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 アンケート調査をする予定はないということですが、実際どこバスを利用している方からの声をアンケート的に聞いているのをお聞きしたいのですが、それは実際されているのでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 どこバスの車内にアンケート用紙を置いておまして、そこで一定の目的ですとか改善内容を記入する部分がございますので、そういった部分でのアンケート調査というのは行っております。

それと、すみません、先ほどのどこバスのアンケート調査の関係で、今年なのですけれども、北海道の事業で市内の路線バスと、あと、どこバスに関して市民と観光客を対象にしたアンケート調査というのは行う予定をしております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そうですね。実際どこバス車内のアンケート調査はできているということでありますから、私、最初の西山通線のコミュニティバス、これをどこバスに移行していくよといったときに、社内で西山通線のコミュニティバスの中でも声を聞くことができたのではないのかなと思うのです。同じように、どこバスで今聞いているのと同じように、バスの今の路線バスの中でも声を聞くことができると思うのですが、ぜひこれから9月30日まではなくなるという話のわけですから、それまでにぜひ今の利用者16名、1日16名の方、その方々の声を聞いて、そして何か過不足ないのか、どこバスへの移行についてどういう問題が出てくる可能性があるか、こういうことも調べる必要があると思います。そのアンケートをするよう求めたいのですが、いかがでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 現時点で市のほうで、今お話のあったアンケートをするつもりは予定はございませんが、先ほどもお答えをいたしましたように、北海道で行うアンケート調査の関係でそういった部分の声というのは反映が可能なというふうには考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 その北海道のアンケート調査というのはどこバスについてのアンケートだと思うのですが、私が言いたいのは、最初に西山通線をどこバスに移行するといったときに、声は地域から聞いたというのは聞いてはいますが、しかし利用者からしっかりと声を聞いているかということ、そうではないと思うのですよ。ですから、コミュニティバスの利用者に対して声を聞くというのは必要なのではないのかということをおっしゃっているのですが。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 コミュニティバスの利用者の方につきましては、毎年錦町町内会、それから連合町内会ですか、で行っております意見交換の中で、そこで御利用されている方がいらっしゃるかどうかはつきりわかりませんが、そういった中での状況把握に努めているところでございますので、ちょっと今後アンケート調査を行うということは考えてございません。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今回、今アンケート調査は西山通線では行う予定はないということですが、今後、どこバス、また来年から本格運用するに当たって道のアンケート調査をするというのは聞いている、それも利用していこうというところもあると思うのですが、実はどこバスを運行開始してから路線バスの便数が減っていて、それで今まで例えば大曲線の定期的なバスですね、路線バスですね、その便数が減って困っているという声もあるのですよ。ですから、やはり今路線バスを利用している方、その方の意見を集めて何か問題ないかというところは確認していく必要もあると思いますがいかがですか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 今お話のありました路線バスの御利用者の方につきましては、先ほど御答弁をいたしました北海道のほうで行うアンケート調査の中でも、路線バスの御利用者の方のアンケートも対象になっているというふうに伺っておりますので、その調査の中で把握は可能なというふうには考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 その中で路線バスの利用者の声を聞いていきたいということですね。それではちょっとまだまだ足りないのかなと私は思うのですが。

あと、どこバスを本格運用に当たって、やはり議会にもどういう形になっていくのかということ示していくべきだと考えますが、それについては議会に示していくという考えはありますか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 先ほども御答弁を申し上げましたけれども、適宜必要に応じて市議会の皆さんにも市民の皆さんにも御説明をしていきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。よろしくお願いたします。

次の質問に移ります。

次の質問は、廃棄物処分場についてであります。

今までの経緯と市の対応について伺いたいと思います。

昨年9月議会においての一般質問で、私の一般質問で廃棄物処分場の危機的状況が問題となり、その後、文教民生委員会の所管事務調査などにより、ごみ処理の問題点がわかりだしてきて、文教民生委員会は延命化についてと今後のごみ政策の検討に向けてと、大きな二つを柱とする政策提言を出しました。市議会が市の進める政策について問題があると指摘し、そして提言をしたわけです。

その一つに、広域化・中間処理に焼却の導入はごみ処理の基本的な考え方、そしてビジョンを共有し、広域化の必要性があるとなった上で検討に入ることとしました。また、3月の予算議会では、広域化については反省と検証をした後、議論に入ることを求める附帯意見をつけて賛成議員の方が予算に賛成し、予算は成立したわけです。

4月には、市はごみ減量化推進懇話会を立ち上げ、市民から問題点や意見を上げてもらい、網走の廃棄物処理の在り方を議論してきている状況です。

6月議会で私は「市長が反省と検証と広域化は同時並行で行う」という発言をしたことから、議会軽視だと指摘しました。市は議会の決定を重く受け止めていると答弁されています。

そしてその後、6月28日に市としての反省と検証を出しました。廃棄物処分場の危機的状況はあと四、五年とされていて、危機的状況を乗り越えるため、水谷市長が苦慮されているのは理解します。これは、私たち市議会議員も市民も同様であります。今の危機を乗り越えるためには市民の理解と協力、そして市議会での徹底した議論が必要でしょう。

3月議会の本年度予算に対する附帯意見には、「現計画の検証と反省の明示、市民との共有を早期に行い、当市の基本的な方向性が確立された上で広域連携の協議に臨む」とあります。

そこで、水谷市長にお聞きします。

附帯意見に対する市長の見解についてですが、私たち日本共産党は予算案に反対の立場でしたからこの議論には加わってはいませんが、予算審査からすると当然の附帯意見だと考えます。そして、市が予算を執行するに当たり、議会の附帯意見を尊重するのは当然だと考えます。網走市議会で採択された附帯意見をどのように受け止めているのですか。附帯

意見に対する水谷市長の見解を伺います。

○井戸達也議長 市長。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 村椿議員の御質問にお答えをいたします。

令和4年度予算案において、ごみ処理に関する広域化に関し原案可決を頂き、広域議論を進める予算を可決を頂いたところであります。しっかりと関係市町において議論を進めてまいりたいと考えております。

その際、可決に当たりまして、附帯意見が付されたところでありますが、これは現計画の反省と検証、市民との共有を早期に行い、当市の基本的な方向性の確立との意見が付されたところであります。

現計画のごみ処理施設につきましては、廃棄物の減容力の大きい焼却などの熱処理施設の設置は、当時の財政状況などから設置できないものと判断され、資源物のリサイクルに加え、生ごみ、容器包装プラスチックを分別し、可能な限りリサイクルをした上で埋立処理をするという計画を策定したところであります。1年間の埋立量を4,468トンとし、その15年分の埋立量を最終処分場の容量として建設をしたところであります。

当初の3年間は8,000トン前後のごみが埋め立てられ、このままの利用では令和3年10月の測量結果では残余割合が52%となり、あと四、五年で埋立ても満了となるとの結果が出たところであります。

令和4年度予算の可決に当たり、意見の付された検証と反省につきましては、6月28日網走市一般廃棄物についてと題し議会にそれを提出し、加えてホームページに掲載し、その明示を行ったところであります。

現計画の徹底した分別、リサイクルを前提とし、その上で破碎埋立としたことにより、リサイクルや堆肥化のできないごみの適正処理について、市民の皆様には御負担をおかけをしているものと認識をしているところであります。

また、市民との共有をとの御意見に対しましては、ごみの現況についての説明会を6月13日から23日まで、エコセンター、コミュニティセンター、住民センターで7か所148名の御参加をいただき、また7月25日より、最終処分場の状況とごみの出し方についてを主なテーマとしてまちづくりふれあい懇談会を9か所の会場で実施し、検証と反省を明示した文章を示しながら御説明を行ったところであり、この後におきましても市民の皆様には一層の周

知と理解の得心に対し努めてまいりたいと存じます。

また、当市の基本的方向についてとのことでありますが、これは従来どおりごみの分別が基本であります。

意見が付されたこれらの取組を踏まえ、次期のごみ処理計画に当たりましては、広域議論は避けられないとの認識に立ち、7月11日に斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会を立ち上げ、網走市長の私が会長となり、当初予算でもお示しをしておりました令和4年度の協議会で行っていく事業の広域化基本計画、広域化処理施設基本構想、候補地における地下水利用検討事業について協議会で行っているところであります。附帯意見につきましては、このように取り扱った上で広域協議に進んでいるところであります。

一般廃棄物につきまして、可能な限り徹底した分別を行い最終的にリサイクルできないものや、衛生ごみなども中間処理で減容し、最終処分場の埋立量を減量することで環境負荷の低減を図ることが必要であると、このように考えているところであります。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 基本的な方向というのが、分別が基本ですよということを今おっしゃったと思いますが、中間処理についてどうするのかという部分などはまだまだ何も決まっていない状況であります。そういった中、協議会ということになるのかどうか、広域化に進むのは、その附帯意見に対して市がちゃんと向き合っているのかどうか、そこについては非常に疑問であります。

今回の地方議会の中で附帯意見、これについては法的な効果はありません。しかし、附帯意見は、議案は議決したものの無条件で賛成したわけではないということです。

そこで、報道では、7月11日にこの広域処理に向けて、網走市と大空町、美幌町、小清水町、斜里町の1市4町が斜網地区廃棄物広域化推進協議会、会長水谷洋一網走市長、事務局網走市を設立したとあります。

水谷市長にお聞きします。

報道のとおり、同広域化推進協議会は正式に設立され、その会長に水谷市長が就任されたのは事実か伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 先ほど市長のほうからお話もありましたけれども、7月11日に設立し、網走市長が協議会の会長に就任しております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 設立されたのは事実だということはわかりました。

3月議会の本年度予算に対する附帯意見には、①現計画の検証と反省の明示、②市民との共有を早期に行い、③当市の基本的な方向性が確立された上で広域連携の協議に臨むこととしています。附帯意見に盛り込んだ③当市の基本的な方向性が確立された上で広域連携の協議に臨むことについて、水谷市長に伺います。

将来のあばしりのごみ処理について、当市の基本的な方向性は確立されたのですか。私の記憶では、当市の基本的な方向性、中間処理や分別排出ルールはまだ確立されておらず、実際水谷市長の諮問機関である廃棄物減量化等推進懇話会では、今後の廃棄物処理場の在り方とごみ処理方式の在り方について議論している最中です。7月11日までの3回の懇話会では、まだ広域処理について議論は始まっていなかったと記憶しています。

市長は何を根拠に、当市の基本的な方向性が確立されたと判断したのでしょうか。見解を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 平成22年に策定した網走市一般廃棄物処理基本計画の基本方針では、当市におけるこれまでのごみ処理の経緯や循環型社会形成基本法に基づき、国が示す環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会形成に向けた基本的方向性を踏まえ、生ごみと容器包装プラスチックを分別し、徹底した分別をすることで可能な限り埋立処理するごみを減らす内容とし、現在の方式を選択しました。この基本的な方向性は今後も変わらないものでありますが、分別が十分でないものや最終的にリサイクルできないもの、高齢化が進み分別ができないという声もあることから、広域化による中間処理施設での減容化の検討を始めたところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 様々問題があるということから広域化の検討を始めたという、今の答弁だと思うのですが、ただ、分別と中間処理、この中間処理の方法は特に何も決まっていない。で、減容化を進めると、そういうふうにならざるを得ない状況であるわけですから、そこで今のような分別とそして減容化といい

ますが、それは基本方向が決まったということには
ならないのではないかと私は思います。

それで、さらに質問を進めますが、先日の減量化
等推進懇話会では、多くの委員の方から、網走市長
が広域化推進協議会に参加したことによって、懇話
会の在り方はどうなるのか。懇話会の存在する意味
は何なのかという、そういう意見が出され、会議は
混乱しました。混乱させた責任は非常に重いのと思
います。市長の見解を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 懇話会におきましては、
当市の廃棄物処理場の今後の在り方について、ごみ
の処理方式の今後の在り方についてを諮問したとこ
ろであります。

懇話会は廃棄物減量化等の推進を図るため、市長
の私的諮問機関として設置されております。これま
でも懇話会において、ごみの分別が変わった際には
どのような処理の方式が望ましいか、市民の皆様の
意見を頂きながら施策を検討してきたところでござ
います。

次期のごみ処理方式の在り方について検討いた
だく場合、広域による協議は避けて通れないもので
あり、広域の協議によりどのようなものを処理する
のか、どのような施設の設置が可能なのかの検討を
行い、協議会の議論の都度、懇話会に提起して議論
していただくこととなっております。

現在は埋めるごみが多く、最終処分場が逼迫する
状況であることから、どのようにして埋め立てるご
みを減らしていくか、皆様から御意見を賜りたい
と考えているところでございます。

なお、広域協議会につきましては、広域によりど
のような中間処理施設が望ましいのか、何を中間処
理をするのか、設置の可能性を検討する場でござ
います。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 しかし、この懇話会、市長が諮問
してつくった懇話会であります。委員の方は夜話合
いを続け、そして市民の中からも公募を取り、そし
て委員が選出されて、様々議論をしていただいで
いるわけです。そういう懇話会の委員の方々が、ほ
かに市長が協議会を設立したというのを聞いて、本
当に私たちの存在意味は何なのかということ非常
に、第4回の懇話会では話として出ていたわけ
です。

ですから、懇話会を諮問した市長が、その懇話会

のやっていることをしっかりリスペクトして、そし
て当然協議会に入るのであれば、その前に懇話会に
これこれこうなります、そんな話もすべきだった
と思いますが、なぜそれをしなかったのですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 協議会につきましては、
先日の懇話会の段階で議題として、協議会に参加
をしましたという御報告はさせていただいていると
ころでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 その4回目のときに説明したとい
うのはわかっています。しかし、7月11日に設立
しているわけで、前回の懇話会はそれから約2か月
もたつような、1か月半ですか、そのぐらいたつ非
常に遅れた時点でこの設立について報告があった
わけです。非常に遅すぎるとは思いませんか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 報告につきましては適
宜いろいろな形で今後とも報告させていただき
たいと思います。

〔「答弁になってないよ、これ。それはないよ」と
呼ぶ者あり〕

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也議長 ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分とします。

午前11時06分休憩

午前11時19分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

村椿議員の質問に対する答弁から。

市民環境部長。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 協議会についての懇話
会への報告についてでございますけれども、懇話
会につきましては次の会議の日程が決まっている
という状況になっておりまして、報告に対する時
間のタイムラグというのが生じておりまして、報
告するのが遅くなってしまったということでござ
います。

先日開催をさせていただいた懇話会で報告とい
うふうになったということでございますけれども、
事務局といたしましては、委員の皆様にご丁寧
に報告について配慮すべきだったということで、
今後もそのような形で対応させていただきたい
と思います。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 やはり丁寧な対応がなかったというのは実際のところだと思います。ぜひ市と懇話会、水谷市長が諮問された懇話会ですから、しっかりとした対応をしていってほしいと思います。

次の質問に移ります。

懇話会では、委員から市はあと三、四年しかもたないというけれども、本当に三、四年しかもたないのかと質問されたとき、市は生ごみの処理量が増えて埋立量が減ったので、延命化できると答えていました。実際本当に三、四年もつのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 昨年度の残余量測量ではあと四、五年との結果が出ています。現在はその時点から約1年を経過していますが、現状としては埋め立てるごみの量も減っております。

現在は埋立処分量から残余容量の推測も進めているところではありますが、その推計においても、令和4年6月時点で残余割合が44.45%となることから、あと4年程度の残余があり、最終的な軽微な変更なども含めて、あと5年はもつものと考えております。しかし、さらなる埋立ごみの減量化による延命策は続けていくことが必要と考えているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 延命化すればあと5年もつという回答でしたが、今年も調査していると思います。なので、この結果についてはすぐに議会のほうにも示していただきたいと思ひますし、しっかりとごみの分別を進めるために、対策を様々進めていただきたいと思ひます。

また、懇話会で助言者として参加している方は、「広域化の議論をしている場合ではない。あと一、二年ぐらいで満杯になる。市はすぐに新たな穴をつくらなければいけない」と発言されておりました。今の危機的な状況を委託業者が一番知っているわけです。今まで私が議論してきた中では、広域化よりも先に二つ目の最終処分場をつくと市は言ってきたと思ひます。市は市民の生活、そして環境を守るため、ごみ処理を適切に行う責任があります。今回の意見を尊重し、市はすぐに対応すべきと考えます。市長の見解を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 この発言は、オブザーバーとして参加されていた当市の委託業者の方から御発言がありました。オブザーバーの発言で大変驚い

ているところであり、一、二年で満杯になるというような発言が肌感覚とも表現されておりますので、何を根拠になっているのか私たちにはわからないところでございます。

市といたしましては、これまでも実施している現地測量の結果と埋立処理量からの残余容量の推測も進めているところであり、その推計においても令和4年6月時点で、あと4年程度の残余があることから、最終的な軽微な変更なども含めてあと5年はもつものと考えております。

最終埋立処分場の在り方を考える上で、限られた土地の中でいかに埋立処分をする量を減らし、そしてその処分場を小さなものにするかを考える必要があります。そのようなことから、埋立方法の工夫や分別を徹底して延命策を図ること、また中間処理施設を設置して最終処分場の負荷を低減することが必要であると考えます。その上で、ごみ処理の停滞を招くことがあってはならないので、スピード感を持って処理施設の検討を進める必要があると考えているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の答弁でいきますと、測量をしてあと4年もつと。ただ、委託事業者の方は肌感覚で一、二年でということ言ってきたのではないかということではありますが、実際やはり委託業者の方々が一番気にしているところだと思うのですね。その実情については、市のほうも当然考えなければいけないと思ひます。そして、今の回答の中に、広域化の協議が始まっていかないと2個目の穴を掘れるかどうかということ、そこについて私お聞きしたのですが、それについてはどうなのでしょう。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 広域化については議論させていただいているというところでございますけれども、広域化の議論によって穴の大きさ、量というのが決まることとなりますので、そういったものも含めて穴の大きさというのは一方で決まっていくというところはございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の答弁でいきますと、それでは広域化の議論が進まないことには二つ目の穴をつくるということはできないというふうに受け取ってよろしいのですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 穴につきましては、交付

金等々いろいろな条件等々もございます。今、協議会については協議会のほうでいろいろな調査をして、どういふごみの量にするか、どういふ施設がいいのかという可能性について調査をしているところでございます。そういうのも含めて考えていくということが必要なことでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。実際どういふ状況になっているかというのを、ごみの今出ている量とかその辺について、広域化の協議会のほうで話し合いながら、そして新たな穴の大きさを決めるために、今後検討していくということだと理解します。それでよろしいですね。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 協議会につきましては、それぞれの町のごみの量というのがございます。そして、1市4町についてのごみの量が、何を燃やすかというのは前提にございますけれども、何を中間処理するかというのは前提にございますけれども、そういったものも含めて今協議会は協議会のほうで調査をしているところでございます。

一方で、うちの最終処分場につきましては、そういうのも含めた中で、ごみの量というのは決めなければ穴の大きさというのは決まっていけないということでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。今言っていることはわかりました。

次の質問に移ります。

広域化の推進協議会についてであります。

広域化推進協議会を設立に至った経過は、市議会や住民、懇話会の議論のこと、これを特に今回の懇話会については、改めて協議会が立ち上がる前に何らかの声かけというか、そういうのが必要だったと思います。そういうこともせずに無視してあまりにも住民不在の中で進められてきたと、まず指摘しております。

これまでの進め方を見ると、とにかく広域化推進協議会を設立ありきで進んでいるとしか思えません。二つ目の最終処分場の整備をするためには、広域化推進協議会をつくらなければならないというふうに、今話がありました。ただ、今の話はあったのですが、やはり広域化推進協議会、これをつくらなくても最終処分場はできるのではないかと思うのですが、二つ目の最終処分場の整備をするためには広

域化推進協議会をつくらなければならないということですか。それについて伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 廃棄物処理施設を設置する際には、多額の費用が必要なことから国の交付金の活用が必要となります。この交付金について、廃棄物処理施設を設置する際には広域での検討が必要であり、そのための広域による協議会は必要というふうに考えてございます。最終処分場の減容化をするための広域での協議が必要です。

二つ目の最終処分場の整備については、広域ではなく各市、町で設置する必要があるというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の答弁でいきますと、二つ目の最終処分場は各町で整備するということですね。そこについて、交付金、これについては使えるということなのですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 交付金の対象になるためには、廃棄物処理施設全てですけれども、それには広域での議論というのが前提条件としてございます。ですから、そういうような形も含めて、広域の協議は必要であるということでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

交付金の活用をするためにはやっぱり広域化が必要だということです。しかし、私はどうして市長が広域化にこだわるのか不思議でなりません。というのも、明治最終処分場は計画当初から60年間使えるようになっていてと説明されてきたからです。しかし、人口減少や労働力不足などで広域化は避けられないと言われます。一つの自治体で高額の中間処理施設を整備することは限られた予算で地域を維持するためには必要かもしれません。しかし一方で、広域化によって今まで各自自治体で取り組んできたことが変更になり、住民に負担を負わせることにもなります。そこで広域化を国や道が進めているわけですから、この計画があるだろうと調べてみると、北海道の計画がありました。これは北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画の概要というのですが、そこでの基本方針の中には、「広域ブロック内における単独処理を含む実質小区分の解消に努める」、「努める」ですから、今回清里町が単独で進めるということもあるということです。また、

「焼却施設以外の新設・更新に当たっては、共同処理を検討」、また「焼却処理を行わない地域における資源化、最終処分量の減容化の検討」となっていて、焼却以外の方法、網走のように破砕による中間処理もあるということです。

また、「地球温暖化防止に向けた取組（廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減）」とあり、広域化でゴミ運搬による地球環境への影響も当然検討しなければならないということです。

そこで、市長にお聞きします。

第4回懇話会の資料では、今示した道の基本方針は何も示されませんでした。委員からは焼却以外の方法、これは固化するというような内容の方法、一つしか示されていない、そういう意見も出されてきました。中間処理は焼却だけなのかと疑問を感じたのは私だけではないと思います。なぜ、基本方針を示して、委員の意見を聞こうとしなかったのですか。伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今回の懇話会では、焼却、燃料化、堆肥化、そして口頭によって炭化処理についても説明をしたところでございます。複数の処理方式の分別方法やメリット、デメリットを示した上で説明し、委員の皆様の意見を伺いたいと考えております。

この後、議論が進んでいく中で、国や道の廃棄物処理に関する施策についても説明してまいります。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 この後、この北海道の計画については示していきたいということですが、やはり広域化を検討するにはこの北海道の情報は必要だと思います。広域化の議論を始めるのであれば、この北海道の計画は早めに出したほうが後戻りしなくて済むのではないかと思います。

そして、今回、北海道ゴミ処理広域化・処理施設集約化計画、これを見てまず私が感じたのは、網走市は広域化する必要がないのではないかと思ったのです。この計画は地域ごとの計画も示されていません。その一部を資料として……、すみません、計画を示されています。その中には、施設の設置状況と、更新時期の部分には網走市の中間処理施設の更新検討時期は2042年となっています。供用開始が2017年ですから25年間中間処理施設を使う予定だったということだと思います。

広域化を行うことによって、この施設は無駄になりませんか。道と協議は進んでいると思いますが、25年間使う予定のものを使わないというのは問題があるとの指摘はないのですか。伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今おっしゃってました中間処理施設というのは堆肥化施設、破砕処理施設ということでございます。それについては、広域になったとしても、先ほども言っていましたけれども、減量をする、ごみの減量化ということは必要でございますので、そういったものについては現在のところは使っていくというような方向で考えてございません。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の網走の中間処理施設、その減容化するための破砕施設、これも使っていくって広域化に臨んでいきたいということですね。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 現在あります施設につきましては、使っていくということでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そういう意味で、北海道と特に協議などはしてはいないのですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今の段階ではそういうようなお話はしていませんけれども、今後いろいろな形で広域等々も含めて、まとまった段階では順次していかなければならない問題だと思っておりますけれども、施設については計画どおり今の段階では使っていくということになってございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今回の中間処理施設が25年間使えるという部分がこの計画の中には入っているわけですが、今問題になっているのは、この中間処理施設よりも最終処分場が15年間使えるものが使えなくなるというところで広域化に走るかどうかということなのだと思うのですが、私が要は最初に思ったのは、25年使えるというのが今回のこの計画の中に入っていて、そしてすぐに広域化を検討するものではないような計画に私は見えたのです。

今回、広域化を進めると言っていますが、最終処分場、この最終処分場についてはこの計画の中には何ら書かれてはいないです。ですから、広域化を検討する要件には、最終処分場、これは入っていないのではないかと思います。北海道と協議する中

で、このようなことについて確認していると思いますが、最終処分場が広域化の検討要件に入っているのですか、伺います。

○井戸達也議長 暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時47分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

村椿敏章議員の質問から。

村椿議員。

○村椿敏章議員 私の質問の内容が意味不明だったという部分もあって、お答えいただけない部分もあったのですが、再度確認したいのは、広域化をしない方法、単独で網走市が整備をしていくという考えはないのですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 廃棄物処理施設を設置する際は、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、多額の費用が必要なことから国の交付金の活用が必要でございます。この交付金については、廃棄物処理施設を設置するには広域での検討が必要である、そのため広域によることが必要と考えておりますので、検討ということは必要というふうになってございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 ないということを考えているということはわかりました。

これまでの流れ、議論してきている流れを見てみると、広域化推進協議会が設立されて、大空町が中間処理施設として焼却施設の設置を受け入れる、だから中核都市である網走市は広域化推進協議会に入って、中間処理は焼却処理を進めていくというルールに乗っているように映ります。

今議論すべきは、広域化よりも廃棄物処理場の在り方、ごみ処理方式の在り方、それについてしっかり議論し、しっかり検証し、反省し、市民に理解と協力を求める。ごみ減量化に向けてできることは今すぐでもやるということではないでしょうか。市長の見解を伺います。

○井戸達也議長 市長。

○水谷洋一市長 ごみの広域化の御議論でございますが、つきましては平成10年から協議を続けてきた経過がございます。しかし、それぞれの自治体において施設の更新時期が異なっていたことから、現在においても各自治体が単独で設置をしたごみ処理施設

を運営している状況でございます。

今回の広域協議につきましては、大空町の焼却施設が更新の時期を迎えており、更新する際には近隣自治体との広域での検討もできないかということで話合いの場を持つことから始まったところであります。

1市4町が抱えている廃棄物施設の課題、施設の更新時期などの足並みがそろってきたことから共通の認識に立ち、廃棄物広域処理の可能性に向けた協議、調整を進めてまいりたいと考えております。

当市といたしましては、分別を基本とし、最終的にリサイクルできないものやおむつなどの最終処分場に負荷をかけている埋立ごみについて中間処理で減容することが重要であると、このように考えているところでございます。

次期処理施設を検討するに当たりましては、広域の議論は必要な議論となると考えており、現計画の分別、リサイクルを前提として、その上で破碎、埋立てをしたことにより、リサイクルや堆肥化できなかったごみの適正処理について、市民の皆様には御負担をおかけをしているものと認識しております。市民の皆様には御負担をおかけしておりますことから心苦しく大変申し訳ないと、このように存じているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 やはり今の市長の答弁から見ますと、市民の方々には非常に御負担をかけているところはわかります。そして、私先ほど言った部分で、できることはぜひすぐにやってもらいたい。例えば、ごみ袋の色を考えると、個別収集も考えてみるとか、様々な方法もあると思うのですが、そういうことについて市はなかなか進んでいかない。例えばもう一つティッシュ、割り箸についても集め方を若干変えて、生ごみの処理機の負担を減らすと。生ごみにと分けている人たちの負担も減らしていく、そういうことも当然必要だと思います。ですから、私が申し上げたいのは、今のごみ処分場の延命化を図るためには様々なことをすぐにでもやっていただきたいと思っております。そのことを話しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○井戸達也議長 ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

古田純也議員。

古田議員。

○古田純也議員 一登壇一 志誠会の古田純也でございます。

通告書に従い、質問させていただきます。

まず、デジタルファースト宣言以降の取組について。

当市は昨年9月1日、デジタルファースト宣言を出し、「関係人口創出」「市民サービス」「行政運営」にデジタルテクノロジーの活用を優先して取り組み、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」により、人口減少や新たな日常に対応した持続可能なまちづくりを推進することを宣言しました。

今日は、その後の具体的な変化について伺ってまいります。

まず初めに、当年度予算でも計上されている事業であります。宣言に盛り込んだ3分野での具体的な事業の実現、進捗状況をお伺いいたします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 デジタルファースト宣言以降の具体的な事業の進捗についてであります。デジタルに関連する令和3年度補正予算と令和4年度当初予算を合わせた予算総額3億4,458万円について事業計画を策定し、全庁的な調整が必要な事業につきましては、それぞれの項目ごとに関連部署で構成するワーキンググループを設置し、課題や情報の共有を図りながら作業スケジュールを定めるとともに、フェローや参与の専門的な助言も頂きながらそれぞれの取組を進めているところでございます。

「関係人口の創出」では、観光デジタルコンテンツを作成、マーケティング事業、コワーキングスペースの整備など、「市民サービス」では申請書類等の押印の廃止、行政手続や公共施設の予約システム、ワンフロアストップサービスや公式LINEの導入、税のキャッシュレス決済など、「行政運営」では、管理職へのモバイル端末の導入、地域社会のデジタル化では公衆フリーWi-Fiの整備、コミセン・住民センターのデジタル化、中小企業のデジタル化支援、デジタル教材の導入など、いずれの事業も既に着手し、現在その構築に取り組んでいるところでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 3分野での今の進捗状況をお伺い

しました。

では、さらにお伺いしますが、行政運営や市民サービスのデジタル活用において、事務事業全体の総棚卸しが必要であると言われております。

つまり、窓口や申請、記録など個別の事務作業だけを切り離して個別にばらばらとデジタル化するのではなく、市役所が行っているあらゆる事業を全て見直し、どの分野がデジタルに向いている、どこは直接マンパワーを割くべきなのかを全体像を把握しながら、さらに、どこまでが本当に市役所の職員が責任を負って行うべき事務なのかを洗い出す作業が必要であるという点は、当会派の代表質問で私も指摘させていただいた点であります。

そこについては、「若手職員のチームにより全庁的な見直し作業を行っている」という答弁もありましたので、事務事業全体の総棚卸しのような見直し作業はどこまで進んでいるのか、進捗をお伺いします。

あわせて、どこの部分がデジタル化に向いているのか、また、どの部分が向いていないのかもかなり明らかになりつつあると存じますが、その点についてもお伺いいたします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 行政運営のデジタル化を進める上で、業務構造を可視化し、職員にしかできない業務の把握とRPAに置き換えが可能な業務を把握することは必要であると認識しております。

事務事業の棚卸しにつきましては、これまでデジタル化の事業費調査、ファイリングシステムの導入に向けた事務調査に加え、若手職員グループによる研究を進めているところでございますが、さらなる全庁的な調査や研究が必要と考えております。

新庁舎への移転や基幹系システムの標準化、共通化の取組も控えておりますので、その実施時期について検討をしているところでございます。

また、行政事務において全国的にデジタルテクノロジーの導入が進む中、当市におきましてはまずは環境を整えることを優先に取り組んでいるところでございますので、現時点ではデジタル化の向き不向き、これについて申し上げられませんが、今後進めます業務構造の可視化により明らかになるものと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 わかりました。まずは環境を整えていくということを優先にしているということで、

理解いたしました。

次に、ペーパーレス化、オンライン会議の導入に進捗状況についても伺います。

具体的な導入の例と、それにより見いだされた効果について伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 ペーパーレス化につきましては、昨年より部長職へモバイル端末を導入し、議会に関するものをはじめ、予算編成、政策検討会、部長会議などへ活用しているところでございます。

本年モバイル端末の導入を課長職へも拡大したところであり、現在具体的な紙の削減数、これについては把握しておりませんが、今後より一層のペーパーレス化と事務の効率が図られるものと認識しております。

また、併せてLINE WORKSを導入しておりますが、災害対応などにおいて勤務時間外であっても迅速な情報共有が可能となっておりますので、こうした対応にも効果的であると捉えております。

オンライン会議につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、関係団体との会議について定着しており、特に遠距離の方との打合せには時間や移動の制約が少ないことから効果的であると考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 オンライン会議のお話が先に出たのですけれども、職員のテレワークの導入についての状況をお伺いいたします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 職員のテレワークにつきましては、新庁舎の新たなネットワークとセキュリティ対策の構築が不可欠であり、また職場も限られる、こういった課題がございます。

現状としては、若手職員グループによる実証実験に取り組みながら研究を進めているところでございますが、併せて労務管理上のルールづくりも進め、まずは対象を限定した形で導入を想定しているところでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 労務管理の対象状況、今御答弁いただいたのですが、ちょっと具体的にどのような状況なのか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今、こうしたルールをや

はりつくらなければいけないということで、勤務時間では想定がありますので、それが家にいるときどのように把握できるかといった課題がございます。

また、職場によっては、やはり窓口に職員がいることが大切な部署もございますので、一定程度そうしたことができる部署というのも限られてしまう。そうしたセキュリティ対策も踏まえて、総合的にその辺は整理をした上で取り組まなければいけないので、とはいっても、進まないということになりますので、職場を限定しながら取り組めることをまずやっていきたいと考えているところです。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 テレワークの向き不向きというのが整理しなければいけないというようなことは理解いたしました。

次に、関係人口創出という点で、具体的にどのような取組が進んでいるのでしょうか。

デジタルマーケティングの視点が、観光政策の立案での活用や市内観光事業者とのどういった取組に生かされているのか、こちらを進捗状況をお伺いいたします。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 観光施策の進捗状況と関係人口の創出についてですが、デジタルマーケティングを進めていくに当たり、観光PR動画製作と観光ウェブサイトのリニューアル、スマートフォンアプリを活用したデジタルスタンプラリーを実施し、さらには中心市街地コワーキングスペース整備を進めております。

また、デジタルマーケティングの強化を図っていく上で、データ分析ツールであるGoogleアナリティクスの実務研修を観光課と観光協会の職員向けに実施しております。

今後は観光協会と連携したマーケティングを実施するだけでなく、民間企業の視点によるマーケティング分析も取り入れ、より効果的な観光プロモーションにつなげてまいります。

新たな観光PR動画や観光ウェブサイトは現在構築中のため、データの蓄積、分析までにはもう少しばかり時間が必要ですが、デジタルスタンプラリーで蓄積した行動履歴も含め、デジタルマーケティングによる観光事業者への有益なフィードバックができるよう努めてまいります。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 まずはデータを収集している状況

だというふうな認識をしたのですけれども、デジタルスタンプラリー、もう1年ぐらいなっているので、何か今現状でわかっていることとか、何かわかったことというのはあるのでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 現在行っておりますスマートフォンラリーについてなのですが、今ユーザー数が530名ほどおまして、1人当たりが7.86か所ほど周遊しているという実績がございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 530名の方が網走に来られて、7か所を訪問したというふうに捉えてよろしかったですか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 ユーザーの登録数が530名ということで、この中には市内の方もいらっしゃると思いますが、チェックイン数の回数でいくと4,167回ということで、1人当たりの平均でいくと7.86か所ほど1人当たりが周遊しているということでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 わかりました。さらなる期待をしたい事業だと思います。

それでは、デジタルマーケティングの視点は、主に「関係人口創出」という文脈で市側はこれまで語っていますが、この1年間の様子を見させていただき、実は「市民サービス」や「行政運営」の分野にも生かしていくべきではないかと考えています。つまり、個別の政策や施策の満足度、理解度、許容度などを、デジタル技術を用いて迅速かつ的確なフィードバックを受ける仕組みづくりも政策の精度を高めていく上で有益であると考えます。

個別の施策で、到達度を図るためにアンケートを取るとことは多々見られますが、常に行っている事業においても、例えばごみ収集や個別のイベント、社会教育系の講習会においても、デジタル媒体により反応を把握し、個別の施策の満足度などを見る化して、次年度の政策策定に生かしていく視点が必要になってきていると感じます。

「市民サービス」や「行政運営」の分野にもデジタルマーケティングの視点を応用する必要性についての認識、実施するとしたらどのような展開が想定されるのか、認識をお伺いいたします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 議員お話のとおり、市民サービスや行政運営の分野におきましても、デジタル技術を活用したデータの集積、課題の分析による事務事業の改善、あるいは新たな事業への展開など、こうした視点は重要であると認識をしております。

現在、公式LINEの導入を進めておりますが、この中でアンケート機能なども実装されますので、デジタルマーケティングの視点を持って活用を図るとともに、職員研修なども通じて意識改革を図ってまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 公式LINEというのはちょっと僕も理解できなかったのですけれども。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 既に取り入れている団体多々あるのですが、公式のLINEアカウントを取得しまして、この中で今どのような情報提供をして、例えばごみの収集日のお知らせをするのですとか、例えばですが道路の毀損状況などを写真で送ってもらうとか、それからこれまでもホームページ、フェイスブック、ツイッターでやっているような事業の紹介などもしてまいります。加えて、この公式LINEには今お話をしましたけれども、アンケート調査なども簡単にできるような仕組みがありますので、そういうものを横展開を図りながら市民の声を取り入れていきたいというふうに考えています。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 わかりました。意外とメールを活用するより、高齢者の方もLINEは活用しているというような人が僕の周りにも多かったのですが、ぜひその取組は市民に浸透していただきたいと思えます。

次に、地域内産業におけるデジタルテクノロジーの活用の機運醸成の視点からお伺いいたします。

これまでも行政機関の内部や公共サービスだけでなく、地域全体がデジタルテクノロジーを活用していく流れを市役所からも広げていくべきであるという提言をさせていただいています。その点においては、新年度予算で、商工会議所さんと連携をして地域内のデジタル化推進のために取組が進められている点について期待をしているところですが、今後、さらにそういった取組を広げていく意思が必要であると考えます。

特に、民間事業者は電子帳簿の義務づけなどによ

り、デジタル化はいや応なしに対応を迫られています。そういった際に、様々な民間事業者がスムーズに時代の変化に適応できるようなプラットフォームや支援体制の充実は不可欠であります。現状その部分はまだまだ手薄であると感じています。ぜひとも地域内の民間事業者のデジタル化の機運を高める施策をより一層充実させていく必要があると考えますが、認識をお伺いします。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 民間事業者のデジタル化についてでございますが、今年度から商工会議所と連携しながら、市内事業者のデジタル化を推進するための取組を進めているところです。これまで基礎的なセミナーや電子帳簿保存法に係るものなどセミナーを5回開催し、合計90名の参加、個別相談会では10社17回の相談があったところです。今後、7回程度のセミナー、デジタル人材ゼミナール、個別相談会の開催を予定しております。

民間事業者のデジタル化は生産性向上、業務の効率化や省力化を図る観点からも大変重要であると認識しておりますので、推進に当たっては、引き続き商工会議所などとの意見交換やデジタル参与、フェローからアドバイスを頂きながら充実した取組に努めてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 市内の業者もたくさん取組をされているということで、もしよければ先立って取り組まれている事業など、部長のほうで押さえていたら教えていただきたいのですけれども。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 具体的な事業というのはまだこれからになるというふうに思っております。現在は基礎的なセミナーやゼミナールなどを通じてデジタル化に向けた取組を進めているという状況でございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 まずは準備段階というところと認識しました。

それでは次に、DXの先にあるGX（グリーントランスフォーメーション）という視点について伺います。

デジタル化による業務の効率化や使用エネルギーの抑制、資源利用の減少などにより、地球環境の保全に寄与するという視点がGXであります。このデジタルファースト宣言の策定時には単語としてはあ

まり定着がなかった概念ではありますが、岸田内閣においてはGXを成長戦略の一つと位置づけ、DXのその先にある効果としてのGXを見据えています。その視点からすると、デジタルファースト宣言に基づく各種取組や理念の先にGXの要素を意識していくことが大切になってきます。GXについての認識をお伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 GXについての認識についてでございますが、デジタル化による効率化がエネルギー使用の抑制などにより地球環境の保全につながっています。カーボンニュートラルの実現を目指すためにも、GXの取組と社会システムそのものの変革も考えていくことは必要なことと認識しております。

経済産業省ではGXリーグ基本構想を策定しており、産官学が協働し平成4年度以降GX社会の実現を目指すとしております。

当市における取組についてですが、DXの取組により結果としてGXの実現に貢献するものと認識しておりますが、同時に一朝一夕にはなし得ないものとも考えております。

今年度の地域再生可能エネルギー導入戦略策定におきましても、GXの視点を含めながら取り組んでまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

失礼しました。市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 ただいま令和4年と申すところを平成4年と申してしまいました。訂正させていただきます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 必要性については認識されているということを理解いたしました。

次に、「誰一人取り残さない」という視点から伺います。

高齢者のデジタル活用支援をうたい、高齢者向けのスマホ教室などに積極的に取り組んでこられたようですが、そこで得られた知見や課題などあればお伺いいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 高齢者向けのスマホ教室についてでございますが、スマートフォンの利便性、プロジェクターを使ったビデオ通話の実践、写真の送信、音声操作などを基本といたしまして、昨年10月からふれあいの家14か所、老人クラブ6か所で開

催したところでございます。

参加者346人を対象としたアンケート調査では、「スマートフォンを利用している」が148人、42.8%、「携帯電話を利用している」が136人、39.3%、「どちらも利用していない」が54人、15.6%、無回答が8人、2.3%といった状況でありました。

スマートフォンを利用している方につきましては、写真を撮る、見るの利用頻度が最も高く、そのほかにもビデオ通話、メール、インターネット、音楽を聴く、動画を見る、LINEなどのコミュニケーションツールなどを利用していることがわかります。

利用していない方につきましては、使ってみたい機能として写真を撮る、見る、ビデオ通話、音楽を聴くの割合が高いといった一方で、操作が難しく、料金が高そう、利用の手続が面倒くさいなど、スマートフォンを使っていない理由が挙げられておりました。

また、内閣府の令和4年版高齢者アクションにおける高齢者の日常生活、地域社会への参加に関する調査結果では、高齢者が生きがいを持って満ち足りた人生を送るためには、地域での居場所、役割の創出や友人・仲間とのつながりを持つことに加えまして、メールなどによる家族との連絡など情報機器を利用する方と利用しない方で、生きがいを感じる割合が異なるため、デジタルの苦手意識解消に向けた支援も重要というふうにされてございます。

市といたしましては、スマホ教室におけるアンケート結果や質疑の内容を踏まえ、年代ごとに異なる理解度、また質問が多く寄せられた操作方法や料金が高そうといったイメージの複雑な料金体系、さらにはデジタル全般の苦手意識解消に向けた支援など、高齢者のニーズに合った内容を検討し、今後もスマホ教室をはじめとする講座を継続してまいりますというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 大変スマホでいろいろなことが今便利な時代になりつつありますので、またさらなる高齢者に向けての支援よろしく願いいたします。

では、次の質問に入ります。

次の項目は、一般廃棄物処理に関わる反省と検証について伺います。

こちらにつきましては、既に網走市も、そして市議会の文教民生委員会もそれぞれの視点から問題点

の洗い出しや要因の掘り下げに取り組んでいるところであると認識しております。

私も最終処分場を見させていただきましたが、相当なスピードで埋まっているという印象を持ちまして、大変厳しい状況であると危機感を持っているところです。

そこで本題に入っていくわけですが、結局のところ、最終処分場がなぜこうも早く埋まっているのか、その原因は何なのか、そして、同じことを二度と繰り返さないようにするにはどうするのかという議論が非常に重要であります。このところは市側から一定の反省と検証の文書が発出され、これら原因等に記載がなされているところですが、その後のまちづくり懇談会などで出された意見などを踏まえ、今後の対応はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○井戸達也議長 市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 最終処分場についてのお尋ねでございましたが、先ほども申しましたとおり、現計画のごみ処理施設につきましては、廃棄物の減容力の大きい焼却などの熱処理の施設の設置は当市の財政状況などから設置できないとの判断の下、資源物のリサイクルに加え、生ごみ、容器包装プラスチックの分別をし、可能な限りリサイクルをした上で埋立処理をするという計画を策定したところであります。

1年間の埋立量を4,468トンとして、その15年分の埋立量を最終処分場の容量として建設をされたところであります。当初の3年間は8,000トン前後のごみが埋め立てられ、このままの利用では令和3年10月の測量結果で残余割合が52%となり、あと四、五年で埋立てが満了となるとの結果が出たところであります。それら要因につきましては、6月28日網走市一般廃棄物についてと題し、議会に対し、またホームページ上に掲載をし、その明示を行ったところであります。いずれにいたしましても現計画の徹底した分別、リサイクルを前提として、その上で破碎、埋立処理をすることとしておりましたが、リサイクルや堆肥化とならないごみの適正処理につきましては、市民の皆様にご負担をおかけをしておりますことを大変心苦しく、申し訳なく思っているところでございます。

議員からお話のございました、まちづくり住民懇談会などで出された意見などを踏まえ、堆肥化の阻害要因の改善、残余量の公表、ごみ処理に関する周

知などをさらなるごみの減量化を図るため、早期にお示しをしてみたいと、このように思っているところでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 当初の計画が4,468トン、翌年8,141トン、倍のような量が出ているという認識を受け、また、市民にも今後も分別、リサイクルの徹底をまた御協力を仰ぐというお考え、理解いたしました。

それでは、その生ごみ堆肥化についての考えをお伺いしますが、これまでも様々な専門家や研究者から話を聞く中で、生ごみの堆肥化がうまくいっているケース、うまくいっていないケース、様々な状況を見させていただきました。そこで明らかになったのは、堆肥化を効率的に行っている事例においては、生ごみの分別設定を、いわゆる食品残渣に限定しています。当市のようにティッシュや割り箸、シュレッダーくず、貝殻、枝木などは入れないでくださいという設定にするのが堆肥化の常識とのことではあります。

専門家や研究者の皆さんから毎回聞かれるのは、「なぜ網走市はこのような分別ルールの設定にしまったのか」という点であります。

焼却炉を持たないという判断により、有機物の処理を単に埋立てに回すのではなく堆肥化による減容化によって対応しようとしたことは理解をしますが、そのことが埋立量の増加の原因になったことは指摘せざるを得ない。その有機物の堆肥化を全量することができないことがわかった今、今後の対応について、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 当市のごみ処理では熱処理を用いた中間処理を導入していないことから、有機性廃棄物を直接埋立てしないために、紙系や木質系のごみも一緒に堆肥化処理する内容としました。

まずはそれらの阻害要因を分別することにより、堆肥化処理施設の正常な運用を確保するため、市民の皆様にご協力をお願いしていきたいと考えているところでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 ちょっと私も理解できなかった部分もあるのでありますが……、もう一度お願いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 現在、堆肥化処理につき

ましては、機械の不具合等々により止まっていて堆肥化が進まないという状況もございます。

それらの阻害要因を分別する、生ごみは生ごみ、あとティッシュですとか割り箸ですとか、その他木質系のものを分けて分別することによりまして、堆肥化処理の効率を上げ、適正な正常な運用を確保していくと、堆肥化処理における適正な運用を確保していくということで、また、市民の皆様にもその辺についてもお示しして御協力いただきたいというふうにご考えているところでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 今の御答弁の中で、周知するという話でしたが、それはいつ頃周知していただけるのでしょうか。本当にこの部分に関しましては、よく我が家でもいろいろな問題が出ますので、ほかの家庭でも「どっちなんだ」という話も多々あると思います。もしその時期が、早い時期に私はもう動くべきだと思いますけれども、その辺の時期についてお伺いします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 10月中には行っていきたいというふうに、現在のところ考えているところでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 わかりました。10月中にはいわゆる先ほど、生ごみは食品残渣というような周知でよろしかったですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 現在精査しておりますけれども、そういうような方向ということで考えているところでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 ちなみに、割り箸、ティッシュはどの分野に入るのででしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 現在、割り箸、ティッシュ全て同じ袋に入れてもらっているところ、分けていただいているところでございますけれども、それを生ごみは生ごみのみ、それ以外のティッシュ、割り箸、紙類ですか、について、また一つの袋に分けていただくというような方向で考えているところでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 もう一度はつきりさせたいのですが、袋はもう別にするというふうな考えでよ

ろしいですか。生ごみは食品残渣の袋と、それから割り箸、ティッシュの袋、こういうのを分けるというふうな認識でよろしかったですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 どういう袋で分けるかというのはあれですけれども、袋を別に分けるということでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 わかりました。

次に、様々な改善策が過去のまちづくり懇談会でも提言されています。ごみ袋の色の設定を増やす、わかりやすい分別ルールにする、減額した集団回収インセンティブを復活させるなどの提言がありながらも、ほとんど反映されていない。ごみ排出量を減らし、最終処分場の埋立量を減らそうと知恵を絞ってくれる住民に対して、やる、やらない、やらないのであればなぜやらないのかのフィードバックすらなかった。なぜ、改善策の提案が実現できなかった理由は何なのかお尋ねいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 分別をわかりやすくするためのごみ袋の設定についてであります。兼用することで複数のごみ袋を用意することなく、市民負担の軽減につながるというふうに考えておりましたが、より細分化された方式を望まれる市民のいることも伺っているところでございます。

なお、近隣の自治体では紙おむつの無料化や容器包装プラスチックの無料収集も行われているなど、様々な分別に係るインセンティブが講じられていることは承知しておりますが、ごみに係るコストの負担をどのように講じていくかを改めて考えていかなければならないと思っているところでございます。

また、わかりやすい分別ルールについては、様々な年代層にも分別が進みやすいルールを考えていく必要がありますが、一つ一つの対応にメリット、デメリットが生じてまいります。変更に伴う住民合意形成と丁寧な説明が必要と考えており、これらを踏まえ対応してまいります。各種御意見の中で、それぞれの案件につきましては、適正な対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 適切な対応も、やはりたくさんの方のまちづくり懇談会で出た意見を、やはりこれはできる、できないというのをフィードバックするというのも適切な対応だと思うのですが、その辺の認識を

お伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 議員おっしゃるとおり、それも含めて適切などという対応ということを考えますので、そういった意味も含めて適切に対応していきたいと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 網走市としても、市民の皆さんにごみの分別・減量に協力をいただくための様々な取組は私も評価しております。

例えば、埋立ごみの袋を一回り小さくしてみませんかという市からのお願いで埋立ごみの減量のために、いま一度リサイクルできるものがないかチェックし、ごみの出し方、分別方法を簡単に検索できる分別辞典サイトの設定や、収集された埋立ごみを開封すると資源化できる容プラ等が多く混入されており、そのおよそ3分の1が資源化できることが調査で判明したので、容器包装プラスチックの分別方法をわかりやすく解説している動画の作成など、また、ごみの減量を図るために家庭での生ごみ処理への御協力をいただける方に生ごみ処理機やコンポスト購入費の一部助成を受けられる制度があります。

お尋ねします、今までにこの助成金の制度を活用された件数はどのくらいあるのでしょうか、お伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 生ごみ処理機とコンポストの補助制度を開始したところでございますが、9月6日の時点で生ごみ処理機が13件、コンポストが11件となっております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 本当にこの生ごみの減容を図るのであれば、もっと多くの市民にこの制度を活用していただきながら協力を仰ぎたい部分はありますが、何分やはり出費もある部分で、もし可能であればやはり積極的にこの器材を活用して、減容化に協力したいという申出があった場合、無料でこの器材を貸し出すという取組についてはいかがでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 以前にも生ごみ処理機の貸出について検討したことはあるのですが、複数の家庭で使い回すことについて、衛生上の問題があるということから見送った経過がございました。

議員御指摘の件でもありますことから、効果的な

手法を模索してまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 確かに衛生上の問題はあるかもしれませんが、さらなる期待したい事業だと思います。

最終処分場の、先ほど村椿議員からも穴のほう、最終処分場の関係は質問されておりましたが、広域のほうで意見がまとまらないと次の穴に手を加えられないというふうに私も認識しましたが、なかなかもう待てられない。スピード感ある対応が必要だという御意見も、先ほど答弁も出ていたので、もう既に次の穴に関してもう準備をする時期ではないかと私は思います。

しっかりとした測量で穴の大きさを決めなくても、もう準備、取っかかるべきだと私は思いますけれども、それはできないのでしょうか、お伺いします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 令和4年度より、延命化を含めた次期最終処分場の基本構想に着手をしているところでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 すみません。聞き逃しました。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 本年度予算づけをさせていただいておまして、令和4年度、本年度より、延命化を含めた次期最終処分場の基本構想に着手をしているところでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 着手するという事は、穴を掘っていくというふうに捉えてもよろしいのでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 現在、次期最終処分場の基本構想、延命化を含めた基本構想を委託して出しているということ、着手しているということでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 ぜひスピード感を持った対応、着手していただきたいと思います。

それでは最後に、一般廃棄物処理の今後の在り方に大変深い関わりのある中間処理の手法の検討について伺います。

これまでの流れを整理しますと、文教民生委員会

では、資料として、「大空町東藻琴の焼却炉の更新を広域で行う、建設費は99億円」と示され、過去の一般質問では、「焼却以外のほかの中間処理の検討も広域の協議の中で行っていく」という答弁でした。

私どもの会派は、去る7月20日、環境コンサルタント会社をお招きして、網走市の現状の廃棄物処理政策について診断を行っていただいたほか、今後の広域化や焼却という手法の是非について分析を行っていただきました。

そこでわかったのは、中間処理方法の確定というのは、まず精緻な現状分析、これは環境省の一般廃棄物処理システム評価支援ツールの活用や各地域のごみの組成調査をシーズンごとに行い、1年程度のデータを収集する。その上で、「技術の確かさ（安心・安全・安定性能）」「公共財政負担額の減額効果（財政負担額に対する最も効果的な高いサービス）」「最終処分率の縮小」「資源化率の向上」「CO₂削減効果」、各項目に優先順位をつけながら選定基準として選んでいくということなのです。

現状、網走市が出した焼却という中間処理方法の選択までに、このような手順は踏んでいるのでしょうか。焼却の資料を出すに至るまでに、今述べたような手段、手順は踏んでいるのでしょうか。また、今後も中間処理の方法を検討するという事ですから、先に述べたような手順や視点で検討するのはいかがでしょうか。認識をお伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 広域での中間処理の検討につきましては、令和3年度の事前調査では清里町も含めた1市5町での最大可燃ごみ量を基に、国内及び道内でも最も多く選択され減容量が大きい焼却処理施設を仮定として、この概算費用を算定したところでございます。

令和4年度の広域協議会で行っていく施設基本構想では、技術の内容、財政負担額の縮減効果なども含め、中間処理の手法を検討する内容としていただいております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 やはりいろいろな手法を検討していただきながら、よりよいものを考えていただきたい。その点で、メタン発酵によるバイオガス化、好気性発酵乾燥方式、いわゆるトンネルコンポストの財政面のメリット、焼却しない手法であるためCO₂削減効果も大きいという点で、改めて検討の俎上

に積極的に上げていくべきであると考えますが、認識をお伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 トンネルコンポスト方式についてでございますが、生ごみや紙、プラスチックなどが混在した可燃ゴミを発酵槽に入れ、発酵する際の熱と通気を利用して燃料化するというシステムというふうに認識しております。

メリットとしましては、可燃ごみから固形燃料の原料が生成される、燃やさないためダイオキシンが発生しない、排水が出ない、臭気が発生しないなどが言われており、一方、デメリットとしましては、生成物の安定的、長期的な利用先の確保、災害廃棄物や罹災ごみを処理できない、ごみを17日間かけて発酵させるため施設整備にある程度の敷地が必要ということなどが言われております。

方式を検討するに当たりましては、様々な中間処理施設についても検討の内容に入れる必要があるものと考えておりますが、御議論のあった燃料生成の場合は品質の保持とともに廃棄物の入り口と燃料としての出口の調整を図る必要がありますので、燃料供給先の確保が必要であり、域内での受入施設や安定的に受け入れる企業等が存在することが条件になるものと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 私からの質問は以上です。

○井戸達也議長 ここで、暫時休憩といたします。

再開は午後2時5分といたします。

午後1時54分休憩

午後2時5分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

永本浩子議員。

永本議員。

○永本浩子議員 一登壇一 公明クラブの永本でございます。

私はさきに通告させていただきました、2項目について質問させていただきます。

それでは、まず1項目目の特殊詐欺対策についてお伺いいたします。

特殊詐欺対策につきましては、平成30年12月にも質問させていただきましたが、今年に入りまして被害が急増しておりますことから、今回もう一度取り上げさせていただきます。

北海道では本年7月末時点で認知件数183件と、

昨年1年間の91件を大きく上回り2倍強の過去最悪の数字が報道されております。被害金額に至っては、昨年の1億9,600万円と比べると、まだ半年足らずで約7億3,000万円と3倍を超える金額となっております。

網走市内でも本年5月、高齢女性が還付金詐欺に遭い350万円をだまし取られてしまい、7月には市内ではなかったようですが、網走管内で40代の女性がSNSでその投資話にだまされて1,000万円を振り込んでしまったというニュースが流れ、驚かれた方も多かったのではないのでしょうか。

そこで、本市における特殊詐欺の認知件数と被害額は近年どのように推移しているのか、また幸い被害に至らず未遂で終わった案件もかなりあるのではないかと考えられますが、その件数についてもわかる範囲で結構ですので、併せてお伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 特殊詐欺の発生状況については、全国的にも北海道においても増加傾向がございます。

本市における特殊詐欺の認知件数と被害額ですが、令和2年度はございましたが、令和3年は1件の49万9,000円、令和4年は7月までで2件の399万4,000円と網走警察署より伺っております。

特殊詐欺については、被害に遭われても警察に届出、相談されないケースも多いと伺っております。また、特殊詐欺の未遂で終わる件数については、公表されておりませんのでわかりませんが、警察によると、市民や金融機関からの特殊詐欺の問合せ等の相談で判明する場合や、コンビニエンスストアや銀行等の従業員により水際で食い止められた場合があるというふうにお聞きしているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 認知されている件数として増えていることは確かですけれども、多分本当にはっきりわからない部分があるのではないかなと推察するところです。

つい先日、9月1日ですけれども、私のところにも自動音声で「あなたの口座から15万円引き落とされます」という電話が入りました。これは本当に網走市内のみならず北海道全域に同じ電話がかなりの件数入ったようですし、また、ショートメールにはアマゾンとかフェイスブックなど、英語のつづりがほんの少しだけ違う怪しいメールや、あと名前を名

乗らずに友達のふりをして「なぜ返信しないんだ」とか、「明日は会えるのか」みたいなのがたくさん入ってきておりますけれども、それだからといって私も警察に言うわけでもなく、また消費者協会に相談するわけでもないわけです。また、同じ薬局に勤務する薬剤師の奥様のところには、「インターネット税が未納です」というショートメールがついこの間入ったということで、非常にこういった内容の怪しいショートメール的なものが身の周りに増えてきているなどという実感を持っておりまして、未遂の案件は相当数あるのではないかと考えているところで

そしてまた、特殊詐欺の手口ですけれども、年々進化しておりまして、昔から言われているオレオレ詐欺や架空請求詐欺、還付金詐欺等も従来型からどんどん多様化をして巧妙になっております。

また、「パソコンがウイルスに感染した」との表示に慌ててクリックしてしまったり、ネット検索中に誤って広告をクリックしたらそのまま会員登録をされて、解除のための手数料を請求されるなどのワンクリック詐欺なども非常に巧妙化しております。

先ほどの40代の女性がだまされた投資話のように、スマホなどのSNSを使った様々な特殊詐欺が増加しているというのが近年の大きな傾向ではないかと考えております。

昨年11月から本年1月にかけて石狩管内で起きた詐欺事件では、70代女性がスマホに届いたショートメッセージにだまされて電話をしてしまい、「ネットの利用料金が85万円ある」などと言われて、様々なコンビニで電子マネー5万円分を400回以上購入して、総額約2,200万円をだまし取られるという、本当に信じられない事件も現実起きております。

また、前回は紹介させていただききましたが、私が御相談を受けた方のお子さんが、ネットで50万円の中古車を注文してキャンセルしたところ70万円の違約金を請求されて、親に内緒で借金をして支払ったものの返済に行き詰まり親に相談したときには、もう相手先の会社はネット上から消えていてどうすることもできなかったという事例もありました。

今は子供から高齢者まで多くの世代の方々がスマホを持つ時代になり、成年年齢の引下げもあり、高齢者のみならず全世代が特殊詐欺のターゲットになっているのではないかと考えられます。

市といたしましては、詐欺の手口の巧妙さや年代層など、特殊詐欺の傾向性の変化をどのように捉え

ていらっしゃるのか、見解をお伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 特殊詐欺の傾向についてでございますが、北海道警察による特殊詐欺の認知事件の統計では、2019年、年ですから1月から12月というふうになりますけれども、から2022年7月末まで架空料金、架空請求による被害額が最も多く推移しておりまして、本年に入りましてオレオレ詐欺も前年より6倍強の被害額というふうになっております。

特殊詐欺の被害者の年代でございますけれども、網走警察署によると65歳以上の高齢者の被害が多く、特に多くの金融機関で70歳以上の高齢者にはATMによる振込制限があるため、65歳から70歳未満の被害が多いというふう聞いております。

今後も特殊詐欺については、あらゆる手段で巧妙になっていくものというふうと考えているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 何か制限を手を打つと、そこを抜けるようなところに狙いを定めて65歳から70歳までとか、そういう形でやってきているわけで、高齢者のほうがお金を持っているので、金額的には大きな被害が出ているということもあるかと思えますけれども、表には出ていませんが、私が御相談を受けたときも結局自分で借金をして返済したはいいけれども、その借金を返すことができなくなったので、やっと親に言ったということで、もしかしたら本当に消費者協会から毎月来るいろいろな内容とかを見ている、高校生とかそういった子たちがちょっとした商品を1回買うつもりでクリックしてしまったり、もう定期購入の形になっていて、何回も来られてお金がなくて本当に困って親に相談したとか、そういったことも結構載っていますので、私としては高齢者が相変わらず狙われているのにプラスして、若い世代が本当に、金額的にはそれほど大きくなくてもかなり狙われているのではないかなと考えております。

そしてまた、次に、検挙件数状況なのですけれども、北海道の資料によりますと、去年は86件50人、本年は7月末までに35件11人の検挙数というのが公表されておりますけれども、当市または網走管内で検挙されたという事案はあったのでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 網走警察署管内の検挙件

数でございますけれども、令和2年、令和3年は検挙されてございません。令和4年は3件1人が検挙されております。

また、他の都道府県並びに道内の他地域で検挙されている中での市内の被害者がいる場合もあるというふうにお聞きしております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 私はもしかしたら網走はないかなと思っていたのですけれども、今年に入ってやっぱり現実にはいたということで、この1人というのは何歳ぐらいの方なのでしょう。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 その辺の情報は持ち合わせてございません。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 検挙されるというのは大体受け子と呼ばれる人が一番人数的には多いのかなとは思っているのですけれども、受け子になる年代というのは若い人が多分多いのではないかなと思っております。網走でも1人いた、この方がどれぐらいの年代だったか、そういったところはわからないということですが、やはり若い人の、若者の人生がこういったことに取り込まれてしまって大きく狂ってしまうということは、やはりこういったところにもしっかり取り組んでいかなければいけない問題なのではないかなと思っておりますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今永本議員おっしゃるように、被害については年齢層というのは考えられます。また、今受け子というやる側、やる側というか、犯罪にしてしまうという形についても、いわゆる私どもも情報ですけども、受け子については若年層で何もわからない状態でやっているというような状況も聞いております。ですから、あらゆる中で、犯罪については警察、防犯協会等々とも連携しながら、被害者ばかりではなくそういうふうにならないための措置というのも今後必要であるというふうには認識しているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 そして、今度対応策というところになるかと思っておりますけれども、先日、函館市が幼稚園児の写真撮って、祖父母たちに特殊詐欺被害防止のメッセージを、敬老の日までに写真に添えて送るという取組が報道されまして、とてもよい取組だ

と思っていまして、網走市も西小学校の6年生19人が、警察の相談専用電話「#9110」の利用を呼びかけるカードに思い思いのイラストと手書きのメッセージを書いて、お年寄りに注意を呼びかけるカードをつくったという報道があり、とてもうれしく思いました。いずれもそれぞれの警察が企画して行ったものではありますけれども、網走市といたしましても警察や消費者協会とも連携して様々な取組をしてきたかと思っております。これまでの対策とその効果についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 これまでの市の対策でございますけれども、特殊詐欺及び悪質商法の注意喚起のチラシを作成、配布し、特に高齢者の被害が危惧されることから、消費生活相談員による老人クラブ、ふれあいの家などへの出前講座の際に配布、啓発を行っております。

さらに、ホームページでのチラシ、啓発動画の掲載、お知らせメール@あばしり、広報あばしり、FMあばしりなど複数の広報媒体を活用し啓発を行っております。

特に、市内で特殊詐欺の発生が認知された場合、消費者協会との情報共有に加え、市、社会福祉協議会、町内会連合会、老人クラブ連合会、民生委員児童委員網走市支部、地域包括支援センターで構成します地域福祉会議への迅速な情報提供を行い、それぞれからも注意喚起を行っているところでございます。

網走警察署ではホームページ、ツイッター、ヤフー防災情報、ほくとくんメール等を活用した特殊詐欺の注意喚起や被害発生時にはFMあばしりによる啓発、さらに被害が連続発生した場合はATMに腕章を着用した警察官を配置し、メロディーパトロールなどによる特殊詐欺への注意喚起を行っております。

金融機関では、先ほどちょっと御紹介いたしましたが、70歳以上の高齢者の振込制限、窓口での声かけ、ATMへの注意喚起ポスターを掲示しており、本年5月にも信金職員による声かけで特殊詐欺を防止しております。

特殊詐欺については、関係機関が連携一丸となって各種方法による注意喚起を行っており、一定の防止効果につながっているものと考えているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 私もいろいろ調べてみたら、網走市もかなりいろいろなことをやってくれているのだなということは、今回また改めて認識をしましたし、信金さんの職員さんのおかげで防止ができたということも本当にありがたいことですし、そういった協力体制も徐々に浸透してきているのではないかなと思うところではあります。

そういったこともわかっている上でなのですけれども、今後ますますこういった対策を進めていくためにも、いろいろなことを考えていく必要があるかと思ひまして、全国的にも様々な取組がされておりますが、中でも今回私がちょっと注目したのが、コンビニや金融機関などでの声掛けにより特殊詐欺被害の阻止率、被害額の減少率、検挙率ともに全国1位になったのが山形県の取組ということで、この取組は学ぶべき点が多々あるのではないかと考えております。

犯行グループは被害者を巧みな言葉で誘導してコンビニや金融機関に誘導して、そして電子マネーを購入させたり、現金を振り込ませたりするわけです。その水際対策を強化するために、店舗に独自のチェックリストや電子マネーブロックカードというものを配布して注意を呼びかけたり、また、電子マネーを購入しようとする客には店員が積極的に声をかけるように依頼をして、2020年には被害を阻止できたケースが県全体ですけれども91件に上って、阻止率77.1%で山形県は日本一になりました。

被害金額も前年から約1億8,000万円減らすことができ、77%の大幅マイナス、48件32人を摘発し検挙率も171%という結果となったそうです。

その背景には県警による高齢者宅の留守番電話設置の促進、アポ電と言われる詐欺の予兆電話の発生状況をメールで迅速に発信する、犯人とのやり取りの動画を公開するなどの取組が挙げられております。

まず、留守番電話の促進というのは、大変大事な取組だと思っております。さらに、「特殊詐欺を防ぐため、この電話の会話は全て録音されます」という音声の事前に流れる被害防止機器の取付けができれば、より効果的ではないかと思っております。

神奈川県大和市でも、迷惑電話防止機器を活用して特殊詐欺被害を減らそうと2018年から機器の購入費用として最大1万円の補助制度をスタートし、最初300件の申請を見込んでいたところ、想定を上回る802件の申請があり、そして詐欺件数は3割減った

そうです。被害額は半分に減ったということでありました。他の自治体でも無償貸出しや助成制度がもうできておりました、前回、私が質問したときも、この被害防止機器への助成制度を提案させていただきましたが、その後、検討はしていただけたのでしょうか。ちょっとその点をお伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 迷惑電話防止機器の助成についてでございますけれども、迷惑電話防止機能つき電話機は1台当たりの金額が高額であり、一部助成では普及は難しいのではないかとことから、北海道警察が推奨しております特殊詐欺防止には留守番電話が有効ですとの取組を推進することといたしました。

北海道警察では、地域の住宅訪問などで注意喚起を図るとともに留守番電話の使い方や留守番電話への登録のお手伝いをしているところでございます。

また、昨年も市防犯協会と迷惑電話機能つき電話について協議を行いましたけれども、緊急通報システム、高齢者福祉が設置しております緊急通報システムへの接続時の誤りがある可能性があるため、迷惑電話防止機能つき電話機の事前テストが必要との見解があります。

また、固定電話が減少していること、地域住民の要望がないこと、1台当たりの値段が高額であることなど、協議の結果、現在のところ助成制度は難しいものと考えております。

引き続き、北海道警察における特殊詐欺の留守番電話の取組を支援してまいります。今後も特殊詐欺被害防止の有効な取組について、防犯協会、警察などと関係機関と協議をしてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 検討はしていただいたけれども、1台当たり高額ということでしたが、現実にはお幾らぐらいなのでしょう。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 機種にもよりますけれども、2万円から3万円というふうに向っているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 2万円から3万円ということでしたら、大和市のように最大1万円補助するというふうになれば出費としては2万円のものだったら1万円で済むという形にはなろうかと思ひます。

また、無償で貸出しというところもあるようなので、そういった角度も、要するに高齢者のおうちというのはやっぱりまだ固定電話が多いところがほとんどではないかなと思いますので、そういったところも少し検討していく余地はあるのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 無償貸出しを実施している自治体の中に苫小牧市というのはあるのですけれども、その中でも緊急通報システムの装置が併用できないというふうな形でうたっているところがございます。そういう情報も仕入れながらいろいろな形で、先ほど申しましたけれども、有効な取組について防犯協会、警察などと協議をしてみたいと考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 了解いたしました。

そしてまた、アポ電等の発生状況の迅速発信ということですが、お知らせメール@あばしりを、網走もいろいろな角度で活用しているわけなのですが、このアポ電等の発生状況を迅速発信ということも、お知らせメールを活用すればすぐにもできるのではないかと思います。もしかしたらもうやっただいているのかもしれないのですが、高齢者もスマホを持つ人が増えて、そこをやっぱり詐欺グループに狙われているわけですから、こちらもそのスマホを活用して特殊詐欺の発生状況や注意喚起を発信できればいいのではないかと考えております。

問題はむしろ、お知らせメールに登録する人をいかに増やすかということではないかとも思っております。コロナの感染状況や各種イベント、災害状況などの大事な情報も得られるので、私は大変便利だと思って活用させていただいているわけなのですが、寿大学やふれあいの家などの参加者に呼びかけて、お知らせメールへの参加をお願いし、その方から周りの友人にもまた広げてもらえると効果的なのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 お知らせメール@あばしりの登録促進と活用ということでございますけれども、現在もお知らせメール@あばしりにより特殊詐欺発生の情報発信を行っており、先日も永本議員今おっしゃってましたけれども、自動音声で金融機関

を語る詐欺電話があったということの情報を発信を行ったところでございます。引き続き、迅速な情報発信に努めてまいります。

また、議員御提案のとおり、登録をいかに増やすかということは重要なことであり、広く周知を行うために寿大学、ふれあいの家などの参加者に対して呼びかけも効果があるというふうに考えますので、引き続き関係部署と連携いたしまして、登録促進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひそういった角度で広げていただければと思います。

また、アポ電等の発生状況というのも多分警察のほうと連携を取らないとなかなか情報を市がもらうことが難しいのではないかなと思いますので、実際私も9月1日15万円の件が来たときも、お知らせメールでも出てるなとは思ったのですが、そういう以上の情報もまた流せるように、少し体制のほうも連携体制、取っていただければなというふうに思っております。

そして、山形県ではお笑いのテツ&トモさんを特殊詐欺被害防止ポスターのメインイメージキャラクターにして、赤と青のジャージ姿で「特殊詐欺に引っかかっちゃうの何でだろう」と楽しく笑わせながら、わかりやすく特殊詐欺の手口を紹介する動画を配信しております。動画はスマホですぐに見られるので大変効果的なのではないかと思っております。ポスターもチラシもお二人の顔が大きく使われ、誰もが思わず笑いながら目を引くものになっております。

このほかにも、山形県では、県民の皆様へ特殊詐欺の知識を深めてもらい被害防止につなげるために「特殊詐欺クロスワードパズル」も実施しております。パズルを解きながら楽しく被害防止の着眼点を学ぶことができ、全5回の応募者の中から当選者には商品が贈られます。

また、本年6月には「書道で高める特殊詐欺被害防止の力」と銘打って「特殊詐欺被害防止書道コンクール」の開催を発表。個人の部では小・中・高・一般の4部門から「かくにん」「そうだん」「渡さない」「電子マネー」などの課題作品を募集し、団体の部では特殊詐欺の被害防止をテーマとした書道パフォーマンスを映像で募集、10月2日に表彰式を行った後、山形駅の通路に展示し11月からは県内各金融機関に分散展示するというユニークな企画も現在進行中で行っております。

高齢者だけではなく、あらゆる年代に楽しく意識啓蒙をする様々な取組はぜひ見習っていきたくと思いますが、いかがでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 楽しく意識啓蒙を図る取組についてでございますが、消費者教育、特に若者を対象とした教育については、楽しく学び楽しく興味を持ってもらうことが大切であるというふうに認識しております。

市としましては、特殊詐欺や成年年齢の引下げに伴う若者の消費者被害防止のため、令和3年度に市内中学校2校を消費者教育の出前講座を行っております。講座の実施に当たっては、消費者庁の作成した若者に親しみやすいイラストを使用した教材、アニメを用いた啓発動画に加え、クイズ方式を取り入れるなど、参加生徒が少しでも楽しめるように試みたところでございます。

また、北海道警察は9月1日に北見市の女子カーリングチーム、ロコ・ソラーレの選手による特殊詐欺被害の防止や安全運転を訴える動画を配信しており、今後広く周知していくとのことでした。網走警察署では本年度に入り、網走地区防犯協会と網走市防犯協会と連携し、走裕介さんを一日警察署長とした特殊詐欺の啓蒙を目的とした等身大ポスターを作成しまして、J A、信金、銀行、スーパーなど9か所に来店者やATM利用者に注意を促しているところでございます。

このような機関の取組も踏まえながら、引き続き楽しみながら意識啓蒙を行えるような効果のある取組を工夫してまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 今お聞きしても、やっぱり網走も北海道もいろいろと考えながら、少しでも皆さんに意識啓蒙ができるように取り組んでくださっているのだなということを確認させていただきました。やっぱり真面目なだけではなかなか入っていかない部分もあるけれども、笑いが伴うとずっと入っていったり、D J ポリス、一時有名になりましたけれども、同じ誘導をするにしても、ちょっとD J として楽しくみんなを乗せながらやると本当にきちんと誘導することができたりとか、そういったところは大事な視点なのではないかなと思っております。特に若い世代がこれからどんどん狙われていくようになりますと、そういったところで小さい頃から特殊詐欺に対する警戒心というものを持たせていくという

ことはとても大事な取組になってくるかと思っておりますので、ぜひまたいろいろな知恵を出し合いながら、若者を守っていけるような取組をしていきたいと思っております。

最後に、こうした企画は山形県警が中心となって行っておりますけれども、自治体はもちろん各金融機関や防犯協会、防災通信協会、農協、J R、書道連盟等々、様々な関係機関との連携で行っており、連携する機関の拡大はとても大切なことだと思いません。

今後網走市としてもさらに多くの機関と連携を広げながら、特殊詐欺被害防止の取組を進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 関係機関との連携についてでございますが、毎年地域安全運動として5月の春の運動、10月の全国運動、12月の歳末運動の期間中、市内スーパー、金融機関等にも協力を頂きながら、チラシ配布などの啓発活動を警察、防犯協会、市など関係機関、団体が合同で実施しているところでございます。

また、運動期間以外にも年金支給日などにおける啓発活動など、引き続き警察、防犯協会等と連携した取組を対策に取り組んでまいります。

特殊詐欺につきましては、手口もますます巧妙となるものと考えておりますので、議員のおっしゃいました、多くの機関と連携を広げ被害防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 様々な角度で網走も取り組んでいることはよくわかりました。

ただ、例えばこの書道連盟とか、J Rとか、こういったところとの連携ができるようになったというのは書道コンクールをやるという発想から書道連盟も参加し、そしてその展示を、表彰が終わった後、各J Rの駅の廊下とかそういったところに分散展示をしようとか、あと賞品をきちんと出そうという、そういう発想と取組の中で新しい分野のところとの連携というのができているのではないかなと思っております。チラシを配るとかポスターを貼るとか、そういったことはもう十分これまでもやっていただいておりますが、もう一歩その先に手が届くような、そして自分も他人事ではなく自分事として、この特殊詐欺を捉えられるような、そして参加したことによって表彰されたり、賞状をもらった

り、賞品をもらったり、クロスワードパズル、それもどんな人でも参加できる、そしてまた賞品ももらえるという、ちょっと御褒美的な部分もプラスするから、ほかのいろいろなところからの結びつきでちょっと資金を出していただいたりとかというところで、この連携も広がっているのかなと思いますので、ぜひちょっと今までのこの発想にプラスとして、もう少し違う角度でも広げられるような取組をぜひお願いしたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 違う分野ですとか、違う方向からの取組、連携ということは必要なことということで認識しておりますので、いろいろな形で研究、検討していきたいというふうに考えてございません。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひよろしくお願いいいたします。

それでは、2項目めのスポーツ合宿についてお伺いいたします。

当市におけるスポーツ合宿は、スポーツ課の皆さんを中心に多くの方々の長年の努力の積み重ねで、ラグビートップリーグをはじめ陸上競技など様々なスポーツ合宿のチームの皆様から高い評価を頂いてまいりました。

しかし、日本中が沸き立ったラグビーワールドカップ、その直前合宿を大成功に終えたものの、その後のリーグワンへの移行による試合日程の変更によって夏合宿の必要がなくなり、景色はがらりと変わってしまいました。さらに、時を同じくしてコロナとの闘いが始まり、合宿の誘致どころではない厳しい状況が続きました。いまだオミクロン株の感染拡大に歯止めをかけることができない状況が続いておりますが、今夏は様々な自粛規制が出されなかったことから、初めて女子プロサッカーチームの誘致もでき、やっと少し先の見える状況になってきたところではないかと思えます。

そこで、確認の意味も込めて、ワールドカップが行われた2019年とそれ以降の当市におけるスポーツ合宿誘致の推移をお伺いいたします。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 スポーツ合宿誘致の推移についてでございますが、ラグビーワールドカップが開催された2019年、令和元年度ですが、日本代表やフジー代表等のラグビーを含め、陸上競技、スケ

ートナショナルチームなどの合宿が実施され、64団体1,412人の実績となりました。

令和2年度以降は、ラグビーリーグ戦の日程変更や新型コロナウイルス感染症などの影響がございまして、令和2年度で陸上競技、スケートナショナルチームなど40団体483人、令和3年度は陸上競技、スケートナショナルチームなどのほか、初合宿となりました女子プロサッカーリーグの1チームなどを含め、46団体710人の合宿実績となっております。

また、令和4年度につきましては、現時点で陸上競技、スケートナショナルチーム、女子プロサッカーチーム2チームなど、65団体797人に合宿を実施していただいているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 失礼しました。女子プロサッカーチーム、令和3年も1団体来ていただいたということで。

今数字をお聞きしまして、2019年は本当にすごい数の団体、人数でしたけれども、何かよくコロナの中、誘致していただいたなという思いであります。徐々に誘致する団体も増えてきておまして、団体数でいうと、令和4年が令和元年を上回ったということによろしかったのでしょうか。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 団体数でいきますと、2019年、元年度は64団体でした。令和4年度は65団体で1団体、数では増えたこととなります。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 1団体増えたということもすばらしいことだと思います。人数的にはまだちょっと令和元年の1,410人に対して797人なので、半分強というところではありますけれども、大変努力していただいた結果ではないかなと評価させていただきま

す。また、ラグビー選手の場合は体格もよくて食べる量も飲む量も半端ではないので、経済効果も大変当市にとっては大きかったと思いますけれども、合宿誘致による経済効果の推移のほうはどのようなになっているのか教えていただければと思います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 合宿の経済効果の推移でございますが、平成29年には過去最高の69団体1,985名の合宿実績となり、経済効果波及推計額は約6億4,000万円と試算しておりますが、令和2年度の経済効果波及推計額は約1億9,000万円、令和3年度

の経済波及推計額は約2億5,000万円と推定しております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 やはりこのラグビートップリーグに来ていただいていたときはかなりの経済効果だったということで、それでも去年は2億5,000万円まで何とか盛り返してきたというところかと思いません。

今後の合宿誘致の展望ですけれども、どのように取り組んでいくのか、ここで伺いたいと思います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 今後の合宿誘致の展望と取組でございますが、陸上競技につきましては、例年合宿に来ていただいているチームのほか、毎年行っておりますホクレン・ディスタンスチャレンジの参加を契機に、日本郵政グループ、豊田自動織機などといった新たに合宿に実施して来ていただいているチームも出てきている状況でございます。

ラグビー合宿につきましては、本年度につきましても数チームから打診はございましたが、合宿実施には至らなかったところでございます。

大学につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ、以前と同様に合宿を実施していただけるものというふうに考えているところでもございます。

また、女子プロサッカーリーグ、WEリーグ加盟チームの合宿につきましては、昨年度の1チーム受入れを契機として積極的な誘致活動を実施しましたところ、本年度につきましても3チームに実施の検討をしていただきまして、2チームに合宿を実施していただいたところでございますので、さらに増えるよう誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

今後の合宿誘致につきましては、今年度、試行いたしました、北大病院との連携事業でございます合宿時のメディカルサポートといったものを新たにセールスポイントとして加え、ラグビーでは大会実施など新たな手法、企画により、合宿再開に向けた誘致、女子サッカーチームへは合宿適地としてのPRの強化、陸上やスピードスケートなどの競技につきましても、チームスタッフとのつながりを生かして、各競技団体、チーム関係者等との意見交換などを積極的に行いながら、継続して誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 様々努力していただいておりますが、本当は今年女子プロサッカーチームもコロナの陽性者が出たりとかがなければ、多分3チームとも来ていただけたのではないかなと思っております。

また、網走の長年の培ってきた人間関係ということで、ラグビーのほうもかなり心配もしていただいている、7人制ラグビー、10人制ラグビーという形で合宿の検討もしてくださっているような話も聞いております。本当に網走の場合も窓口を変えずに、去年の合宿の状況から今年の合宿が去年の教訓が生かされるような形でスムーズな運営を行ってきたという、この努力が人関係を強めるものにもなっているのではないかと思いますので、これからも人脈を大切にしながら、また別の角度でラグビーも誘致でき、新しいサッカーチーム等の誘致もできるように、ぜひまた取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

先日、ラグビーオールジャパンから、日本一の芝生と言われた呼人トレーニングフィールドをぜひ見たいというお客様がいらっしゃいまして、御案内したところ、市が委託している管理会社の方から天然芝の維持管理の大変さを伺うことができました。

そのとき、長引くコロナとウクライナへのロシアの侵攻等によりまして、肥料の高騰が問題になっておりますけれども、農家には国が様々な対策を講じているけれども、天然芝も肥料が高騰してとても大変な状況なのに何の対策もないということを知りました。後日、詳しくお話を伺ったところ、網走の場合、1袋20キロの肥料を年間約1,000袋使うそうですが、春先は安めのもの、合宿前や合宿後の冬場を越すためには効き目が長く続く高めの肥料を使うそうで、安めのものでも1袋1,500円も高くなっており、高めのものはこの秋2,000円くらい高くなりそうだということでした。これだけで年間約200万円の高騰で、ほかの薬剤も上がっているのです、肥料関係だけでも300万円の高騰になりそうだというお話でした。

今後の合宿を支える大事な天然芝の維持管理は大変重要だと思っております。こうした状況を市は把握していらっしゃるのでしょうか。また、市としても何か手を打つ必要があると思っておりますが、この点はいかがでしょうか。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 施設内の芝生グラウンド等

につきましては、国内外からのスポーツ合宿、全道規模のスポーツ大会に堪えられるようなレベルを保てるよう、専門的な技術を有する事業者に整備に努めていただいております。

昨年のような降水量が少ない時期には、夜を徹してのスプリンクラーを使用した散水、芝の状態を考慮した肥料散布や播種、手作業による雑草抜きなど、グラウンドを良好な状態に保つための整備に真摯に取り組んでいただいているものと認識しております。

肥料が高騰している中ではございますが、本年度使用している肥料等の資材については、価格高騰前に確保したというふうにお伺いして、現時点では影響がないということも伺っているところです。ただ、現在も肥料などをはじめ資材費高騰が続いていることは認識しておりますので、今後年度途中に想定を上回る資材高騰等の事案が発生した際には、事業者の意見を十分伺いながら、必要な措置を講じることを検討していただかなければならないというふうにも考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひ先に購入した分は大丈夫かもしれないけれども、今後またますます上がっていくだろうということで、当事者の方たちは大変心配をされておりましたので、よくそういったところも聞いていただいて、手を打っていただきたいと思います。

また、私も初めて知りましたが、ラグビーとサッカーでは、芝生の長さが違うということで、ラグビーの場合は少し長めの26ミリですけれども、サッカーの場合は短めの18ミリを要求されるそうですけれども、天然芝で18ミリはなかなか難しく、20ミリが限度ということで、技術的にはかなり難易度が高くなるそうです。そして、女子サッカーは男子に比べるとキック力がないため、特に念入りな刈り込みと練習直前の水まきも必要になるので、先ほど夜スプリンクラーを回しているというのはできるけれども、直前の水まきというのはやっぱり人の手を借りないとなかなかできないということで、ラグビーに比べると維持管理の労力が必要になるとのことでした。

さらに、網走のトレーニングフィールドは1991年の開設以来31年たっておりまして、この間芝の張り替えは2度、テニスコート側は1度しか張り替えておりません。張り替えから7年もしくは十数年同じ

芝を使って、日本一と言われるまでの高い水準を保っている、その維持管理能力の高さに、一緒に行った名古屋のアリーナ建設を手がけている建設会社の方は「本当に信じられない」と驚嘆しておられました。さらに驚かれたのが、委託料の安さでした。「冬があるとは言っても、これでは安すぎるのではないか」「うちの会社で買い取りたい」とまで言われてしまいました。大変良心的な会社で当市としては大変助かっているところではありますが、今後サッカーの誘致に力を入れていくなれば、労働力の負荷も考え、芝の張り替え等も考慮に入れながら委託料の見直しも必要なのではないかと思います。

現在の委託料と他自治体との相場観、今後の委託料の考え方等をお伺いしたいと思います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 近隣自治体の芝生グラウンドにつきましては、それぞれの用途、面積、土質など違いがございますので、単純に比較は難しいものと考えますが、当市におきましては、先ほど答弁したとおり、スポーツ合宿や大会において得られている高い評価を維持する必要があるということは認識をしております。

芝生の維持管理費につきましては、事業者の積算に基づき必要な経費を適正に負担しているというような認識はございますが、今後も事業者と意見交換を行いまして、適正な芝生管理維持に努めるとともに、必要な経費については確保してまいりたいというふうに考えています。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひ現場との意見交換等をしっかりしながら、対応していただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

○井戸達也議長 ここで、暫時休憩といたします。

再開は午後3時10分といたします。

午後2時58分休憩

午後3時8分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

松浦敏司議員。

松浦議員。

○松浦敏司議員 一登壇一 日本共産党議員団の松浦敏司でございます。

通告に従って、質問をさせていただきます。

まず、1項目めは、市職員の定数と男女の比率に

ついてであります。

第5次行政改革推進計画の始めのころには、「行政の組織と機能は時代の潮流を読み解き常に見直されるものであり、時代が求める様々な行政需要へ対応するには継続的な行政改革が必要です」と書かれています。

これまで第4次にわたる行革を推進し、財政の健全化や子育て支援の拡充、地域医療体制の確保などで一定の成果を得ることができた。一方で、少子高齢化、公共施設の耐震化や長寿命化、ごみの減量化などへの対応に加え、新型コロナウイルス感染症への対応が迫られているというふうになっております。

第5次では、デジタルトランスフォーメーションなどの新たな概念を踏まえたものと書かれています。

これまでの行革や第5次行政改革の計画を踏まえながら、何点か質問したいと思います。

現在の全職員数と女性職員の比率についてであります。

市長は、選挙公約の中で、職員の男女の比率を2分の1までにするとおっしゃいました。そのように私は認識しております。そこで、現在の職員数と女性職員の比率はどうなっているのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 現在の職員数と女性職員の比率についてであります。令和4年9月1日現在の職員数は348名で、このうち女性職員は102名、割合は29%となっております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

目標までにはまだ相当あるというふうに思いますが、次に、女性職員の生理休暇の取得状況、これはどのようになっているのか。また、行革前と比べた場合、どのような違いがあるのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 女性職員の生理休暇の取得状況についてでございますが、令和3年度において6名の職員が合計で14.7日間取得している状況でございます。

また、行革期間での取得状況の違いについてでございますが、4次行革の令和2年で3名13.8日、3次行革の平成27年度で3名9.8日、2次行革の平成22年度で11名26.8日となっており、行革期間での大きな違い、傾向みたいなものは見られない、そうした状況となっております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 行革では極端な数値はないにしても、行革が進むにつれて減ってきているのは間違いない。平成22年では11名、平均で26.8というふうになっております。私の記憶では、多分行革が始まる前というのはもっと取っていたのだろうというふうに思うのですが、行革前の数値というのは現時点で把握していないのでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今お答えさせていただいた平成22年度が最も古い情報としてわかっている数字でございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 いずれにしても、職員が行革の中で減ってきている中で、生理休暇を取っている女性の職員が減ってきているという状況、数字だけちょっと見ると感じるわけです。

何のために生理休暇があるかという、それはやはり女性の体を守るということだと思っております。そのためにそういった休暇をやって、そして将来女性が健康な体で子供を産み育てることができる、そういう状況を保障するという、そういうもののために私はこの生理休暇というものはあるのだろうというふうに思っておりました。

次に聞きますけれども、今のこの状況について、十分な保障がされているというふうな認識は持っているのでしょうか。その実態について伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 休暇制度自体はこれは当然保障されているものですが、生理休暇自体の申請がやはりしづらいつ感じ、利用しないということも考えられますので、休暇制度の周知とともに申請しやすい仕組みや環境の整備も必要と考えているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 そのとおりだと思います。

第1次行革から現在の第5次行革まで、様々な行革が行われてきましたけれども、第1次行革が始まる前は、今よりおよそ200人職員が多かったというふうに私は思っています。

生理休暇が行革前と比べて、やはり私も多分取りづらくなっているのだろうと。ただ、そういう点では、やっぱり今の状況というのは、決していい女性の働きやすい職場になりきっていないなというふうな思いで、実は質問しているわけです。

次に移ります。

今後の職員定数の在り方についてであります。

第4次行革の検証④の中では、健全な財政運営(1)職員数は350人を上回らないことを基本というふうに書かれております。

年度ごとの職員数と人口1万人当たりの職員数と類似団体を比較している一覧表があります。これによると、類似団体より網走市の職員数がかなり少ない状況に見えます。この状況について、市はどのような評価をしているのでしょうか、伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 第5次網走市行政改革推進計画の策定に当たりまして、今お話のあった4次行革との検証として、当市と類似団体の平成28年度から令和2年度までの職員数を比較しておりますが、この期間中、当市は毎年15名から18名程度、類似団体と比べ少ない結果となっております。

当市では、4次にわたる行政改革の推進により、総人件費の抑制、事務事業の見直し、指定管理者制度の導入、福祉施設の民営化などに取り組み、この間地方税や地方交付税の減少に対応し、財政健全化法による健全化団体の指定も回避しながら、特別会計も含めた危機的状況とも言われた財政の健全化を図り、一方で、子供の医療費無料化をはじめとする子育て支援の充実、新庁舎の建設、地域医療の充実確保、学校教育環境の充実など、市民満足度の向上に努めてまいりました。

議員御指摘の当市の職員数の状況につきましては、これまでのこうした取組の一つの結果と受け止めております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 どう評価をするかといういろいろあるのですが、私は部長の答弁にあったように、類似団体からすると多いときには18人以上、他の類似団体より職員が少ないというような状況もあります。こんな状況を見ると、やはり職員自身が結構負担が重くのしかかっているのではないかというふうに感じます。

そこで、次の質問に移りますが、この表では令和2年度までしか数字は出ておりません。令和3年度の数字と直近今の数字がわかれば数字を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 令和3年度の人口1万人当たりの職員数ですが、当市は88.6名で、類似団体

は104.3名、当市が15.7名少ない状況で同様の傾向にあります。

令和4年度につきましては、現在国において、類似団体の集計を行っているところでございますので公表されておりません。当市の人口1万人当たりの職員数は89.1名となる見込みでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 いずれにしても、少ない人数になっているというふうに思います。ある意味、網走市はこの行革前というのは、相当財政的に厳しい、前の大場さんの市長時代に相当思い切った行革をする中で、今の財政がある程度落ち着いてくるような状況にまでなってきたと。その後継いだ水谷市長も引き続きやってきたということだろうと思います。

しかし、残念ながらといいますか、私は人を減らしすぎたなというふうには率直に思っているところです。それは私の印象です。だから、その分職員は非常に大変な状況なのだろうというふうに思っています。

次に移りますが、厚生労働省の発表によると、2020年度の特異出生率は5年連続で低下しています。1人の女性が生涯に産む子供の数を示す合計特異出生率は1.33だったというふうに聞いています。これは2007年、1.34を下回る数字になっております。加えて、新型コロナの影響も重なり2021年は一段と低下するのではないかというふうにも言われております。少子化がますます進んでいるのが実情ではないかと思えます。

子供を産む産まないは女性が決めることだと思います。子供を産むには女性の体が健康であることが一番大事なことでないか。だから生理休暇という制度もあるわけで、遠慮しないで取得できることができる環境が必要ではないかと思えます。また、子供を産むことができるのは女性しかできないのが現実であります。個人差はあるものの子供を産む期間も一定限られているというふうに認識しています。

そこで、当市の合計特異出生率の推移と現在の数字はどのようになっているのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部参事監。

○永森浩子健康福祉部参事監 当市における合計特異出生率の推移と現在の状況についてであります。2017年が1.60、2018年が1.51、2019年が1.38、2020年が1.40、2021年が1.27となり、全国全道と同様に減少傾向となっております。

また、参考数値となりますが、本年1月から8月

までの出生率を基に推計したところ、直近で1.24となっております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 北海道も出生率が決して高くないのですよね。そういう中で、この網走においても高くない状況です、1.24ということですから。

実は私は子供がいないのですよ。だから大きな口をたたくわけにはいかないのですが、ただやっぱりそれはパートナーの健康上の問題というのが当然あったわけです。だから、子供をもうけるにもうけられない条件がある。だからやっぱりその意味でも、女性の体が健康であるということが一番なのです。だから、そういう意味で私は今回質問しているわけです。

いずれにしても、出生率の数字というのは非常に網走市にとっても将来大変な状況になるだろうなというふうに思います。

残念ながら今から手だてを打ったとしても、子供が増え、その子供たちが子供を産む世代までとなると、どう考えても20年前後はかかってしまうわけですから、その意味でも、子供が産まれるということは本当に大事なことだし重要なことだというふうに思います。

次に移りますが、女性職員を全体の半数にする目標を持つことは、大いに私は評価をしますところがあります。問題は、そのための具体的な計画、手だてがなければ前に進まないというふうにも思います。

第4次行革では職員の数を350名を超えないとあり、第5次行革では、「350名を基本とするが、育児休業取得の代替、感染症の影響による一時的な人員不足、臨時的業務の発生などに対応する柔軟な職員配置を進める」と書いてあります。ここをどう読み取るのかというのはいろいろあるのでしょうかけれども、これだけを読んでも私は理解できませんでしたが、つまり350名の職員枠を変えずに業務を行うという考えなのか、そういう認識でいいのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 第5次行政改革推進計画の策定にあたりまして、350名を基本としておりますが、これは4次行革期間中と比べ、組織の基本的な部分につきましては大きな変更がないことから、これを基本としたところ です。

一方で、新庁舎の整備や新型コロナウイルスワクチンの接種などに対応するため、新たに人員を配置

している現状に加えて、近年育児休業を取得する職員も一定数いることから、その代替措置なども踏まえ、350名に縛られることなく職員を適正に配置することが必要と認識しているところでございます。

さらに、令和5年度より職員の定年が段階的に引き上げられることとなり、定年退職者が発生しない年もあります。そうした年におきましても職員の採用活動は継続し、必要な人員の確保に努めるとともに、社会情勢の変化に対応した組織機構となるよう、適宜見直しを図ってまいります。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ちょっと私、頭の回転が悪いからよくわからないのは、つまり350名というのをどういうふうにするかという、つまり育児休業を取られた場合一定期間休みますから、それを正職員で対応するのか、それとも会計年度任用職員で対応しようとしているのか、その辺がちょっとよくわからない。職員としても、正職員なのか、そうでないのか、そこを伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 はっきり申し上げられないのが、ワクチン接種も本当に恒常的にこの先ずっと続くのかという問題があります。ただ、現状で、この3年目耐えてきているのですが、現実的にはやはりそこは職員配置をしないと回せない、取り組みがないというような実態がありますので、そこは増やしたいと。あと、育児休業につきましても、1年仮に、2年の方もいらっしゃるのですが、戻ってきますので、その分はやはり職員が増えてしまいます。その現状を踏まえながら、今代替職員で、その代替職員任用制度というのもありまして、職員を募集してありますがなかなか見つからないということがありまして、そうしたところはやはり職員の定数を増やすしかないのだろうと。ただ、ここも恒久的に何名と言えないものですから、350名を基本としながらプラスアルファで適宜見直しを図るという意味で説明をさせていただいているところです。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 少し見えてきました。

それで伺いますけれども、育児休業の取得ということですがけれども、平均すると大体何年といいますか、何年何か月になるのか。そして最高育児休業を取る場合、何年まで取れるのか、その辺伺います。

○井戸達也議長 職員課長。

○寺口貴広職員課長 育児休業の実態でござい

が、まず育児休業の平均的な取得の年数であります
が、大体お子さんが1歳になるところで復帰される
方が多いというふうに捉えております。また、最大
でいきますと、お子さんが3歳になるまで育児休業
は取得できます。また、部分休業など短時間勤務に
つきましては、小学校就学前まで取得することが可
能となっております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。おおよそは1歳ぐ
らいまでの子供を育てる間ということわかりまし
た。

いずれにしても、そういう中で、女性の職員を今
後増やしていくというふうになると、やっぱり柔軟
にといいますか、採用していかないと、女性たちが
安心して結婚し、そして子供をもうけるというこ
とがなかなかできないというふうに思うのです。

次の質問に移りますけれども、女性職員が妊娠を
ちゅうちょするようなことがあるとすれば、それは
やはり放置できない問題だなというふうに思いま
す。女性職員が安心して妊娠できるような環境とい
うのがやっぱり必要なのだというふうに私は思いま
す。

現行の職員数の状況や各係などの人員の配置を見
ると、ぎりぎりの人員でやりくりしているというよ
うな状況で、結果として妊娠をちゅうちょするよ
うなことがあるのかもしれない私は心配しているわ
けです。女性職員を半数にするためには、半数にす
るための努力はしているのだというふうに思います
けれども、女性職員が安心して働き妊娠できる環境
にするには、やはり職員定数を一定数増やすとい
うことを視野に入れないと目標達成は困難だとい
うふうに思うのですが、市としての具体的な方向性な
どについてあれば伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 女性職員が活躍できる職
場づくりを進めていく上で、妊娠、出産、育児と仕
事の両立支援は大変重要であると認識をしております。

本年1月には不妊治療に係る通院などのための出
生サポート休暇を新設したところであり、10月以降
は育児休業の取得回数も拡充されます。引き続き、
利用しやすい制度の見直しに努めてまいります。

次に、職員の育児休業などの取得状況についてで
ございますが、現在産休中が1名、育児休業中が5
名、短時間勤務が7名、合計13名が利用しておりま

す。ここ数年こうした傾向が続いておりますので、
引き続き、女性職員が安心して働き妊娠できる環
境の整備について、意を用いてまいります。

○井戸達也議長 市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 総括的にお話をさせて
いただきたいと思いますが、当市の職員において、
今後とも女性の採用、定着、活躍は欠かせないもの
と考えておまして、育児休業は女性に限ったこと
ではなく男性も休業取得ができるような環境づくり
というのは重要だと、このように考えております。

育児休業や時間短縮などの両立支援の充実は努め
ていますが、キャリア形成など活躍推進の取組がま
だ一層求められると認識をしております。

先ほど部長から答弁がありましたように、現在の
女性職員の比率は29%と答弁をさせていただいて
おりますが、10代から30代までに限ってみればその
比率は40.2%と40%を超えている状況でもございま
す。こうした若い世代が経験を積み重ねていくこと
で、将来的に女性管理職への登用が進み、政策形成
や職場環境に対する視点の置き方が新たな循環が生
まれるものと期待をしているところであります。

女性職員の両立支援と活躍推進を図ってまいりた
いと、このように考えているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 私の言葉足らずで、育児休業とい
うのは女性だけではなくて男性も当然の権利として
今はなっています。なかなかそうなりきっていない
というのが、まだ日本社会全体の状況ですけれど
も、やはりそこを努力していく必要があるというふ
うに思います。

市長の今答弁で、10代から20代の女性が相当数
いるということは、やはりこの間の積極的採用とい
うことがこういう数字に表れているのだというふう
に思います。ただ、まだまだ人口の半分以上は女性
ですからね、そういう意味では、女性の採用という
のは今後も強めなければならないというふうに思いま
す。

次に移ります。

2項目めですが、福祉灯油の実施についてです。

急激な物価高騰で市民の暮らしが大変だとの声
が聞こえております。8月18日付の道新オホーツク
網走版では、網走信用金庫が取引先企業の76社を
対象に行った特別調査によると、原油や天然ガスな
どのエネルギー価格の上昇について85%が収益に
影響があるというふうに回答しています。この調査は6月

に実施したものでありますが、最も多いのが「多少悪影響がある」が50.7、「かなり悪影響がある」が32.0と、合わせると82.7%というふうに報道されております。

そこで何点か伺っていきたいと思います。

物価高騰と灯油価格の高止まりが続き、低所得者世帯への影響と対応についてであります。

近年、物価の値上げが続いてきました。加えて今年4月から物価高騰が始まり、9月からは新たに生活必需品をはじめ値上げラッシュが始まっております。10月からはさらに多くの製品の値上げが行われると報道されています。高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護世帯など、いわゆる生活弱者と言われる方々は値上げラッシュの直撃を受けて悲鳴の声を上げております。市としては、この物価高騰について、どのような認識をしているのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 低所得世帯への影響と対応についてであります。昨今の国際情勢や経済情勢等を背景といたしまして、原油をはじめ日常生活に欠かせない食料品など様々な分野での物価高騰が長期化しており、市民生活に影響を与えていると認識をしているところでございます。

市といたしましては、コロナ禍における原油価格や物価高騰の負担軽減を図るため、所得の少ない世帯にプレミアム付商品券を交付する住民税非課税世帯等物価高騰緊急支援事業を実施しているところでございます。

また、これまでも住民税非課税世帯等臨時特別給付金をはじめ生活困窮者自立支援金や住宅確保給付金の支給など、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策が講じられ、市としても取り組んできたところでございます。

今後におきましても、物価の推移や生活に及ぼす影響、さらには国による支援策の動向を注視しながら、必要に応じて対策を講じてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 それはそれとしてわかりました。

それで、次に網走の消費者協会で発行している広報誌によると、7月1日現在、灯油価格は1リットル当たり高値で127円、安値で118円、平均では124円と書かれております。ちょうど1年前の7月号では、高値で102円30銭、安値で94円、平均すると99.6円とありました。この1年間で、その差は実に

高値で24.7円高、安値でも24円高、平均しても24円40銭高となっているようです。

灯油の高騰が続き市民の暮らしを直撃しているわけですが、これは私の経験しているオイルショックを思い出すような値上がりだというふうに感じております。

今後、灯油やガソリンの値上がりがどうなるかというのはまだ不透明ではありますが、少なくとも下がる要素は見つからないというのが大方の見方だというふうに思います。

市としては、どのように認識を持っているのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 灯油やガソリンの価格動向についてでございますけれども、灯油の直近3か月の1日現在の平均価格は6月が124.1円、7月が124.4円、8月が124.3円とほぼ横ばいとなっております。ガソリンについては、6月が170.5円、7月が177.5円、8月が168.9円と増減している状況になっておりますが、国による燃料価格激変緩和対策を実施しているところでございます。

灯油やガソリン価格については、社会、経済情勢等に大きく影響されるところもあり、今後の動向について見極めるのは難しい部分もありますが、現段階では現状で推移していくものと推測いたします。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 いずれにしても、あまりにも高い状況です。

次に移りますが、福祉灯油、こういうときだからこそ実施すべきだというふうに思いますので、その点で伺いますが、昨年11月29日の第4回臨時会において、暖房用燃料等価格高騰緊急対策事業として3,632万1,000円を計上しております。対象世帯は高齢者、障がい者、ひとり親世帯、生活保護世帯、3,800世帯を対象として取り組んでおります。

前段で示しましたように、今年の灯油の値上がりというのは異常であります。平均の金額でも1リットル当たり、1年前と比べると24.4円も高くなっている。例えば、室内用の灯油タンクというのが90リットルでありますね。これを90リットルとして計算しても、昨年より1回90リッター入れたとして2,196円、昨年よりも90リッター入れるだけで増えるわけです、支出が。ということはやはり値上がりの状況というのは大変なものです。生活が苦しい世帯にとってはもう大変な思いですし、しかし灯油を

たかずには生きていけないという状況です。

これらの状況からも、福祉灯油の実施というのが今求められているというふうに思うのですが、見解を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 福祉灯油の実施についてであります。暖房用燃料等価格高騰緊急対策事業につきましては、厳寒期における暖房用燃料に使用する灯油の価格の一部を助成し、低所得世帯の冬期間の生活安定を図ることを目的に実施をしているところでございます。

令和3年度におきましては、高値で推移をしていた電気やガスの料金も助成対象とするとともに、従来の助成額を倍増し実施したところでございます。

現在市内における8月の灯油価格につきましては、124.3円と、昨年同期との比較で1リットル当たり24.7円の上昇となっております。昨年度におきましては、11月1日を基準日に事業を実施いたしました。が、本年度におきましても、今後の経済情勢や灯油等価格の推移を注視するとともに、国による支援策の動向を踏まえながら事業実施の判断をしていきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 去年はそれまで5,000円だったのが1万円、1世帯当たり支給になったという点で喜ばれたというふうに思います。

ただ、今年でいうと、同じ1万円を支給されたとしても、先ほど言ったように、90リッター缶入れるだけで前の年より2,100円も支出するわけです。ですから、4回入れたら1万円はなくなってしまうというような状況だというふうに思うのです。

私がこの質問を通告し、質問用紙を出した頃はまだ国の低所得者への5万円という話はなかったわけですが、その後5万円を低所得者に支援するということでもありますけれども、私はそれはそれなのだろうと思うのです。それはそれとしてやっていただいで大いに結構だけれども、同時に福祉灯油と言われる、名前が福祉灯油がいいかどうかわかりませんが、私は一番わかりやすい言い方で福祉灯油と言っているのですが、これを実施する必要があるというふうに私は思うのです。これは国の5万円の給付に影響されることは、もし実施するとした場合、影響はされないというふうに認識していいのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 今議員からお示しがありました非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、これはまだ詳細示されてませんので、ここでちょっと明言はできませんけれども、この事業にはしっかり取り組んでいくというようなこともそうですし、福祉灯油につきましてもしっかり状況を見ながら、状況を踏まえて事業の判断をしていきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 いずれにしても、生活に困窮している世帯にとっては、灯油やガソリンの値上げというのは本当に生活に直撃していますので、柔軟な対応というのを求めているというふうに思います。

最後の質問に移ります。

コロナ禍での物価高騰と市民生活を守る対策についてです。

道内各地の自治体では、異例の物価高や原材料高騰を受け、住民や事業者に対し独自の支援に力を入れているというふうに聞いています。新型コロナでの支援策は、対象を限定したところが多かったのですが、今行われている物価高支援策というのは、住民の所得や事業者の業種という要件を設けずに幅広く支援しているケースが多いというふうに思います。この物価高は秋以降も続くと言われておりますので、幅広い住民や事業者から支援の声に応えるものとなっているようであります。

また、専門家は一時的な支援だけでなく物価高を前提として、社会保障の充実など長期的な支援も取り組むよう求めています。

この状況を踏まえて、何点か質問します。

道内自治体での独自支援と実施状況等についてであります。コロナ禍での物価高騰は第2次オイルショック以来ではないかと指摘されるほど、日用品をはじめとする値上げが続き、賃金が上がらない、年金は4月から0.4%の引下げなど、全ての市民に様々な影響を与えております。

札幌市は、「物価高は低所得者以外の層にも影響を及ぼすので、幅広い層を支援する」として、一般家庭の上水道料金について10月と11月分の基本料金を減免するというふうに聞いています。同じく苫小牧市も、一般家庭に加えて事業者も対象として、8月、9月分の基本料金を減免していると聞いています。網走市も同様の支援策を実施すべきというふうに考えますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 水道部長。

○柏木弦水道部長 自治体独自の支援についてでございますけれども、支援の一つの方法として、他の自治体では交付金を活用し、水道基本料金等の減免を行っているところもございますが、当市の上水道、簡易水道は基本料金が異なること、さらに水道の未使用者もいるため、公平な支援にはつながらない状況となります。

当市ではこれまでに他の施策において、幅広い層への支援を行ってきていると認識しております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 つまり今の答弁だと、上水道、下水道の料金が違うし未使用者もいるので公平にはならないということですが、では、未使用者というのは全体のどのぐらいの割合でいるのでしょうか。

○井戸達也議長 水道部長。

○柏木弦水道部長 市内で400世帯ほどと認識しております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 市内ですか。全市の中でという意味でしょうか。網走市内、水道区域の中で400世帯ということでしょうか。

○井戸達也議長 水道部長。

○柏木弦水道部長 郊外も含めました行政区域全体の中で400世帯程度と認識しています。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 郊外は確かにそういう、入るとそうかもしれません。

要するに、今私が何を言いたいかというと、これまで例えば非課税世帯だとかという、それから飲食店だとか、いろいろな層に対しての支援は様々な網走としても国もやってきたということ、それはそれとして評価をしているのですが、同時に実はちょっとした課税になったことによって、国の定額給付金10万円以外、いわゆる何も支援を受けていない人たちが一定程度いるわけです。札幌市当たりは言っているのは、その人たちに対しても支援をする必要があると。それはコロナプラス今の物価高によって苦しんでいると。だからそこに比較的平等に支援できるとすれば、例えば上水道の料金の減免をするということで今札幌市も苫小牧もやっているわけです。

そういう意味では、上水道料と下水道料金の料金違ったとしても、上水道なら上水道で計算したらどうなるのかと、やっぱりそういったこともよく計算して、平等か不平等かというのは判断するのだから

というふうに思うのですけれども、その辺の計算とかというのはなさっているのですか。

○井戸達也議長 水道部長。

○柏木弦水道部長 上水道幾ら、あと簡易水道もあるのですけれども、簡易水道幾らとかそういう数字ということでよろしいでしょうか。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 要するに、減免を、いや水道部としてやれとなると水道料金に直接関係しますから、それに対して一般会計のほうからやりくりはしなければならぬですよ、それは。水道部だけで減免すると、これは水道料金のほうに影響しますからね。だからそれは私はすべきでないと。水道料金をやるけれども、その財源は一般会計のほうからやりくりするというふうにしなないと、それはある意味公平にならないなというふうに思うものですから言うのですけれども、いわゆる上水道だけなら上水道の基本料金、例えば家庭用であれば5トン未満だと1,287円、8トン未満だと1,606円、業務用だと2,134円となっているわけです。だから、これはあんまり難しく計算しなくても、そういった業種があるわけですから、それに対して計算すればおおよそどのぐらいになるかというふうに計算できるはずですから、それは問題はやる気があるかどうか。経済的に果たしてどんな効果があるかということもあるかもしれないけれども、今必要なことは、大変な人たちにどうやって少しでも支援するかという立場で考えてほしいのですよ。そういう意味で、私は質問しているので、その辺でのお考えを伺いたいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 市の物価対策全般の財源のお話かと思しますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、現状として春先から今行っておりますその事業につきましては、プレミアム付商品券の販売、それから、住民税非課税世帯につきましては1万3,000円のこの商品券を無料でお渡しするということと、さきに御議論いただいた給食費ですとか保育園の、これ以上は高騰させないといった取組を今動かしている最中でございます。

プレミアム商品券をどう使うかというところで議論したときに、上水道、ちょっと下水道は含まれていないのですが、上水道の事業についても検討しました。今お話のあった基本料金ですが、1,200円と、6トン以上ですかね、6立米以上で1,606円という

のがあって、これをやると2,400万円ぐらいの一般会計からの繰出しをして、基本料金を減免したらどうかというような御提案かと思えます。

これについてやると2,400万円が必要なのですが、一方でプレミアム付商品券で考えますと、1万円で一般世帯で1万3,000円ですから、これが2セット買えますので、1月、2月と考えると、同じような3,000円、3,000円ですね。同じように水道料金1月分ですと1,500円前後ですから、2,400万円出してその効果しかないということと、今の物価高騰でやはり飲食店も含めて一般の販売店についても皆さん苦しい思いをしておりますので、少しでもそうした店舗等の下支えにもしたいということで、上水道の料金、基本的な減免、そうした選択ではなくて、そうした商品券を活用した事業のほうが効果が大きいのではないかとということで、事業を選択した経過がまずあります。

現在、このときの国の交付金が約1億8,000万円なのですが、これでは足りず、基金取崩し5,000万円程度足しまして2億3,000万円の事業を今展開をしているところです。

先ほど議員もお話があって御存じかと思うのですが、国のほうで6,000億円の新たな交付金を創設するというお話と、それからガソリン、年末まで支援を続けるということと、住民税非課税世帯に5万円を配付するというようなお話が今出ているところです。6,000億円につきましては、前回春が1兆円ですから、かなり市に配分される交付金も減るだろうと。そうした中で、何ができるかというのは既に検討に入っていますので、個人の生活ももちろんですが、事業者の支援にもなるような事業について、一定、交付金などはっきり判明した時点で事業を構築して、迅速に対応していきたい、そのように考えております。

○井戸達也議長 ここで申し上げます。

やがて定刻になりますが、会議時間を延長しますので、御了承願います。

それでは、質問を続行します。

松浦議員。

○松浦敏司議員 今の部長の説明はそれとして、わかります。ただ、私が言いたいのは、先ほど来言っているのは、非課税世帯から外れた、ちょっとの違いで外れて課税になっている人たちというのが相当数いるわけです。その人たちは国の10万円の定額給付金しか頂いていないのです。つまりその人たち

は、私はその人たちから何とか我々だってコロナで苦しみ、物価高で苦しんでいるのに何も無いのかいと、ほかいろいろやられているのに何も無いのかいという中で、多分札幌や苫小牧も考えたのが、そういう中で等しくやれるとすれば、上水道料金の基本料金を減免するというのが一番公平に行くのではないかとということで多分実施したのだと思うのです。だから、そういう意味で私は質問をしているわけです。そういう人たちに対して、そういうことをすべきでないのかというのが私の、金額的にもそれこそ2,200万円から2,400万円ぐらいあればできるのです。だからそういう意味で、検討してほしいと思うのですがいかがですか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 私どもが考えているのは、非課税世帯は非課税世帯で別な制度として支援を考えてますので、このプレミアム付商品券は所得制限がありませんので、世帯ごとに2セットまでは買えますので、これ1月の生活費が1万円以下で暮らされている方、これはないと思うのです。ですから、これを購入していただければ、1世帯あたりですけれども6,000円補助金としてお渡ししているのと、これ同じことですから、それに対して水道料金、これは世帯主の減免になるかと思いますが、これでは1月当たり1,500円前後のお話ですから、お金をかけるのであればやはり事業者支援にもつながるような、そうした幅広い効果を持てる、この商品券を軸にしたことをやろうということで春先から取り組んでいるところでございます。

そうした結果も踏まえながら、新たな交付金、これ1兆円から6,000億円ですから、4,000億円ぐらい減るのですけれども、市に対してどれぐらいのお金かというのはまだわかりませんが、ただ、状況としては十分厳しいというのは認識しておりますので、事業展開をその前段行った事業を踏まえて、再度検討して迅速に対応していきたいと考えています。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 微妙に違うのですよね。つまり、非課税世帯にはプレミアム商品券を支給したということで、そうでない人たちは買わなければならないわけでしょう。買うって現金がいるのですよ。それはおわかりいただけるのかなと。おわかりいただけないからそういう答弁なのかなと思うのですけれども、つまりちょっと課税世帯になっただけでという人たちは、暮らしは相当大変なのです。そこで現

金がたまたまあれば買えますよ、商品券。でも商品券買ったら、それを使ってどこかで飲み食いや買物をしなければならない。そのお金もどうしたらいいのかというぐらい、実は大変な世帯はあるわけです。そういう意味では、そういうことをしなくても減免されることによって、月たかだかこれぐらいというふうになるかもしれないけれども、それだけでも1か月、2か月なくなるだけで相当違うわけです。そして何よりもそういうふうにしてくれたことに対して、行政に対して、温かい気持ちを感じる、これが市民としての幸せ感を感じるのではないかと、そういう意味で私は実は質問しているわけです。ぜひその辺は、これ以上時間がないので、これからぜひ庁内で検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

生理の貧困について。

既に澤谷議員が質問しておりますので、しかし質問しないわけにはいきません、通告しておりますので。

これは1年前の6月議会でも質問したのですが、小中学校の女子トイレにトイレットペーパーと同じように生理用品も備える必要があるというふうに求めまして、学校教育部長は前向きに対応を考えたいとの答弁だったと認識していましたが、この質問を出したときに部長から連絡が来て、「そうではありません、調査をするかを前向きに検討すると答弁したのです」というふうに言われまして、私の早とちりだったと後悔しています。それらを踏まえて質問したいと思いますが、あれから1年がたちました。先ほどの澤谷議員の答弁だと、女子トイレにポスターを貼ったというようなことがあります、どのように変化したのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 生理の貧困につきましては、昨年の第2回定例会で児童生徒自身にとっては非常にデリケートな問題であり、どのような形で現況を把握すべきか学校と相談し前向きに調査することを検討していきたいとお答えさせていただきました。

その後、市内小中学校校長会などと協議を行いまして、児童生徒における生理の貧困に関わる現状を把握するため、1人1台端末を利用したアンケート調査を実施したところ、生理用品がなくて困った児童生徒は4%弱という結果でございました。

また、困ったときに誰に相談したかを尋ねたところ、相談しなかったという回答もあったことから、市内小中学校の全ての女子トイレに、生理について困ったときは保健室に相談に来てくださいということを書いた掲示物を掲示しているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 では、1年前と今でも違いというのは、具体的に違うのは、例えばその前もいよいよ困ったときには保健室に行くということだったと思うのですけれども、どんな違いがあるのですか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 先ほど澤谷議員のほうにもお答えさせていただいておりますけれども、もともと保健室には生理用品を保持しております、困ったときには渡していたのですけれども、この掲示物を貼ることによりまして、一部の学校で保健室に生理用品や生理についての相談に来る児童生徒が増えたとような状況も伺っておりますし、トイレにそういう掲示があることで、相談がしやすくなったという声も寄せられているというところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ポスターを貼るだけでそういう効果があるというのであれば、私は、まさにデリケートな問題なのです。だから全ての女子生徒が安心してといたしますか、周りを気にせずにというふうになるには、やっぱりトイレに生理用品を備えるというのが一番誰にも気兼ねなくして使えるのだと思うのです。なぜ、トイレに設置できないのですか。その理由が私はわからないのですが、お答えください。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 取りあえず状況を把握して、どのような対応をしたらよいかということで、まず調査をした。その結果に基づいて対応したのが現在の状況でございまして、この取組で一定の効果を得ているというふうに認識しております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 次に移ります。

昨年の段階でも保護者の暮らしが大変だということも私も随分述べたわけです。今年はさらに厳しいわけです。子供たちも含めてコロナの感染拡大が学校中広がっているような状況もある。そして、保護者もコロナに感染し、そして仕事に行けない。中に

は非正規労働者の人もいたりすれば収入も減るという中ですよ。そういう中で、今子供たちは大変な思いして暮らしていると。そして、昨年以上に収入が減っている状況ですよ。物価が上がって給料が上がっていませんから、可処分所得が下がっているのです。ですから、そういう意味で、今市教委としてはこの保護者の暮らしの状況をどのように認識しているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 教育委員会としましては、児童生徒の保護者の暮らしの状況を直接はかるすべは持ちませんけれども、要保護、準要保護該当世帯が支援を必要としている世帯と受け止めております。

就学援助を受けている要保護、準要保護児童生徒数の認定率の推移では、新型コロナウイルス感染症発生前の平成31年からの状況を見ますと、若干の減少は見られるものの大きな変化はないところでございますが、新型コロナウイルス感染症の発生に収束を見ない現状におきましては、議員のおっしゃるとおり、保護者の仕事にも影響があり厳しい状況にある保護者がいらっしゃるかと推察しているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 100%状況をつかむことは難しいとは思いますが、ただいづれにしても今子育てしている世代といいますか、その多くは30代とか、20代から40代の間のぐらいの人が大半だと思うのです。こういう人たちは、市の職員、公務員は別ですよ。民間の労働者というのは、収入は市の職員とは相当違います。共稼ぎしても300万円、400万円台です。そういう人が結構いらっしゃいます。そういう中で、今、だからこそ子供の貧困率というのが7人に1人というのはそういうことですよ。クラス35人いれば5人ぐらいは貧困層なのだというふうに、一般的にですよ、言えば。そういうふうに受け止めざるを得ないです。それぐらいいらっしゃるのですよ、実際は。ただ、なかなかこれは目に見えないというのが、これね、目にしづらいいいますか、保護者もあまりそれは言いたくはありませんから。そこを考えると、相当暮らしが大変になっているのだから、だったら教育委員会として、そのことも考えて、お金も必要だとは思いますが、やはり一番安心するのは、それぞれの女子トイレに生理用品を備えるというのが、女子生徒も安心して、何とい

いますかね、学校生活を送れるのだというふうに思っています。そして、気軽にそういったものを、生理用品を使えるわけですから、わざわざ保健室に行かなくてもいいわけです。保健室に行くということは、何か気にしなければならないということもあるかもしれない、まさにデリケートな話ですから。だから私は女子トイレに備えることによって、何ら気にせず使えるわけですから、それがなぜできないのでしょうかということですよ。お金のなか、それともほかに何かあるのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 先ほどの、答弁の繰り返しになるかもしれませんが、そのような状況からどのような対策が必要かということで調査をさせていただいて、調査の結果、全体で、調査は600人ぐらいの調査になって、そのうちの20人ぐらいが困ったことがあるという回答だったのですけれども、その中の相談を誰にしたかというのが、保健室に相談したというのも一定程度いたのですけれども、特に誰にも相談しなかったということもあったものですから、であれば、保健室に行けばそこは先生方がちゃんと対応していただけますよということを知らせることによって、一定の効果があるのではないかとこのように判断しまして、これを継続したいというふうに考えているところです。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 どうもかみ合わない。

全く女子トイレに生理用品を設置するだけの話ですよ。それは一定の金額はかかりますよ。けれどもやっぱり女子生徒の健康を考えたら、わざわざ保健室に行かなくても備えてあれば気軽に使えるわけですから、それがなぜできないのか。女子生徒だけがなぜ保健室にわざわざ行かなければならないのかという、そういう私は思いがあります。

ですから、ぜひ、これは庁内で健康福祉部などともちょっと連携しながら、対応を考えるべきだと。つまり、私は女子生徒の健康を考えたときに、やっぱりそうすべきだと。そして必要なものは対応していくということがやっぱり大事だと。何よりも女子生徒の健康な体ということを考えたときに、私は女子トイレに生理用品を備えるというのが絶対必要だというふうに思います。そういった点で、庁内で協議をし、連携するということは考えられないのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 保健室に置いてあるということは、そして困ったときには来てくださいということで一定の効果をj得ていると思っておりますし、子供たちはそれで対応しているとは思いますが、改めて学校の先生と協議をしてみたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 とにかくトイレに設置する必要性があるのに保健室にだけというのは、これは私は納得しかねますので、ぜひトイレットペーパーがあると同じように、女子トイレには生理用品があるものだというふうに、教育委員会、ぜひ判断をしてほしいと。これは今後の課題としてやってください。そして、そのことをまず言うておきます。

次に移ります。時間がないので。

次、学校給食の無償化についてです。

これまで、前段いろいろ言うてきました。4月からの物価の値上げ、この9月からも値上がり、10月からも値上がるということで、本当に子供たちを取り巻く、あるいは保護者を取り巻く状況というのは大変です。

まず、小中学校の教科書が無償なのは今は当たり前です。無償になったのは、実は昭和38年、私が10歳のときです。小学校4年の頃かな。それまでは私のような貧しい家は教科書はお下がりか当たり前だったのです。それが無償化になり、今は当たり前になったと。

給食は食育という観点からもやはり児童生徒にとって大事な教育の一環であるはずで、その立場から言うて、学校給食は無償化にすべきだというふうに思っています。

そこで、市教委は学校給食について、今年4月から食材の値上がりなどを理由として、1食25円値上げしました。単純計算で言えば、小学校は5,400円、中学校は6,400円というふうになりますが、今年の7月の第5回臨時会で、学校給食費食材費高騰対策支援金給付事業として865万8,000円というふうに補正を組みました。これは保護者のこれ以上の負担をさせないためではないかというふうに思うので、すけれども、これはそれとして必要なことで評価をしたいと思っています。

しかし、給食費の保護者負担はやはりかなり負担が重く感じているというふうに思っています。言うまでもなく保護者の収入が増えていない。先ほども言うたように可処分所得が減っているという中で、暮ら

しが大変になっているというふうに思っています。

この保護者の生活実態について、市教委はどのような認識を持っているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 先ほど健康福祉部がお答えしたとおりですけれども、昨今の国際情勢や経済情勢などを背景として原油をはじめとしたエネルギー価格や日常生活に欠かせない食料品など、様々な分野での物価高騰が長期化し、子育て世帯を含め市民の家計に影響を与えていると認識しているところでございます。

このような状況から市内小中学校の学校給食においても給食費の不足が懸念されたところでありすが、7月の第5回臨時会で御承認いただきました学校給食食材費高騰対策支援金給付事業の実施により、新たな保護者負担を生じさせることなく、これまでどおりの栄養価や品数など、質や量を保った学校給食の提供が継続できているところでございませう。

今後も国の財源などを活用しながら必要な支援策を検討してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 それはそれとして理解します。

次に、文科省の調査によると、これは平成30年7月27日ですが、学校給食の無償化等の実施状況というのは、これは今からもう五、六年前の話ですが、その段階で小中とも無償化というのは76自治体、小学校のみは4校、中学校のみが2校と。既に四、五年経過しておりますから、状況はまだ進んでいるかと思ひます。

実は先日私、テレビでたまたま見たのですが、千葉県議会で自民党の議員が代表質問で無償化を求めておりました。知事に相当迫っていて、知事の公約だろうということで追求し、結果として答弁として、年度内に実施するというふうになったようです。

管内においても、紋別市が既に実施をしております。現在では、一定数、平成30年より相当増えているというふうに思うのですが、そこで現在の状況と無償化を想定した場合、新たな市の負担というのは幾らぐらいになるのか伺ひます。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 道内の無償化などの実施状況につきましては、平成30年で22自治体、平成31年で23自治体、令和2年で27自治体、令和3年で34自

治体となっており、増加傾向となっておりますが、実施しているのは比較的人口規模が小さい町村の割合が高い状況となっております。

無償化した場合の新たな市の負担額でございますけれども、年間200日給食提供すると想定し計算しますと、約1億400万円の負担となるものと考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 市としても、さっき食材高騰の関係で補正も組んだという状況ですが、比較的小さい自治体ではあることは確かかもしれません。ただやはり今様々な状況というのは私も言いましたけれども、そんなことを考えたときに、やはり今求められているのは全ての子供たちが気兼ねなく給食を食べることができる、そういう環境をつくるのが大事だと。そして、まさに未来を担う子供たちですよ。その子供たちに1億円ちょっとあれば無償化ができるのだとすれば、それは私は安いものだと思います。いや、その1億円をどうするかというのはいろいろありますけれども、例えば一番身近なところでいうと、ふるさと基金などというのがあります。そういうことも含めて、本当に財源がないのか。財源がないのなら、ある意味やむを得ないかもしれないけれども、私はあると思っています。年間1億円、子供たちの学校給食を無料にするために取り崩す財源がないのかといたら、私はあると思います。あとは知恵の絞り方だと思います。私は知恵があまりありませんから偉いことは言いませんが、でもやっぱりそういう子供たちのために何ができるかということを実際に考えて、前向きにこの問題に取り組んでほしいということによって、私の質問を終わります。

○井戸達也議長 ここでお諮りします。

本日の議事日程であります一般質問はまだ終了しておりませんが、本日はこの程度で延会とし、明日一般質問を続行することにしたいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本日はこれをもって延会とします。

再開は、明日午前10時としますから、参集願います。

御苦勞さまでした。

午後4時01分延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井戸達也

署名議員 澤谷淳子

署名議員 古田純也

9月14日 (水曜日) 第4号

令和4年第3回定例会
網走市議会会議録第4日
令和4年9月14日(水曜日)

○議事日程第4号

令和4年9月14日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問 (山田議員、近藤議員)

○出席議員(15名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
市民環境部長 武田浩一
健康福祉部長 桶屋盛樹
健康福祉部参事監 永森浩子
農林水産部長 川合正人
観光商工部長 伊倉直樹
建設港湾部長 立花学
水道部長 柏木弦
企画調整課長 佐々木司
総務防災課長 田邊雄三
財政課長 古田孝仁
生活環境課長 近藤賢

生活環境課参事 田中正幸

教育長 岩永雅浩
学校教育部長 田口徹
社会教育部長 吉村学

○事務局職員

事務局長 林幸一
次長 石井公晶
総務議事係長 法師人絵理
総務議事係 早渕由樹
山口諒

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は15名で、全議員が出席しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、立崎聡一議員、村椿敏章議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、お手元に配付した第4号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行します。

山田庫司郎議員。

山田議員。

○山田庫司郎議員 ー登壇ー おはようございます。民主市民ネットの山田でございます。

通告に従いまして、風力発電について質問させていただきます。

この事業については、さきに川原田前市議が一度質問したというふうに記憶していますが、いまだ多くの市民があまり知り得ていない状況にあるのではないかというふうに、私自身思っています。今回、既に着工しているわけでありますから、この事業の内容と経緯を明らかにしながら、市民と情報の共有をぜひしていきたいと、こういうふうに考えていま

す。

さて、この事業であります、私の聞き及ぶところによりますと、平成11年に風況調査を開始をして、この事業が動き出したのではないかというふうに思っているわけでありましたが、この間約20年以上が経過をして、今着工に至ったわけでございます。

まず、この大規模風力発電の事業の概要について説明をいただきたいと思えます。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 風力発電の事業の概要についてでございますけれども、令和3年10月に公表された環境影響評価書によりますと、事業の名称は仮称であります、常呂・能取風力発電事業、事業者は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスとなっております。

事業の内容ですが、北見市と網走市にまたがった形で4,300キロワットの風力発電機を10基設置する計画となっております。そのうち、1期工事の7基、網走市1基、北見市6基となりますが、については令和4年4月に着工し、令和6年4月の稼働を予定しております。2期工事の3基、網走市2基、北見市1基については未定でございます。

なお、ローターの直径は130メートルとされております。また、全10基の発電量は、一般家庭3万世帯分の電力量に値します。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 今、概要について説明をいただきました。

1期2期ということで工事が分かれているようですが、網走関係では3基という今説明があったかなと、こう思っているわけでありましたが、3万世帯に対応でき得る電力がここで生まれるという事業内容でございます。

それで次、この事業の着工に至るまでの経緯であります、平成24年に北見市役所、網走市役所及び常呂の総合支所、西網走コミセンにて、方法書の縦覧が実施をされて、その時点で4件の意見があったというふうに聞いているわけでありまして。その後、約8年間動きがない中で、8年後いわゆる令和元年になりますか、いわゆる環境影響評価準備書への段階へ進んだということで、この8年間何もしてこなかった状況と、この8年間を経る中で次のステップに進んだ、こういう経過も含めて、ぜひ御説明、わかればしていただきたいなとこんなふうに思えます。

それと、その後、網走市の関係地域及び住民への説明会もかなり行われているというふうに聞いています。また、この事業によって、生態系に非常に心配があるということでお聞きをしていますので、もちろん鳥類含めた動物もそうですし、植物への影響、または水がどういうふうに変化をして、漁業関係者を含めて、影響がないのかなど、環境への影響や、いわゆる低周波と言われます20ヘルツ以下の低周波による健康障がいや騒音などの健康被害への対応など、意見交換があったというふうに聞いていますが、この内容について、もし把握をしていれば教えていただきたいというふうに思いますし、道のほうから市に対して意見書の提出が求められたというふうに思います。この意見書についても、内容を含めて網走市の対応について、ぜひ説明いただければと、こういうふうに思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 平成22年5月にユーラスエナジー社より計画がある旨連絡があり、6月8日に市役所において計画概要の説明がありました。この時点では、2,000キロワットの風力発電機が10基から15基とのことでございました。しかし、平成24年3月22日に事業者から連絡があり、常呂・能取地区の20万キロワットの事業については、北海道電力風力発電事業者公募の抽せん以外れ不採択となったが、将来を見据えて環境影響評価には着手する旨の連絡がございました。したがって、当時は事業が進まないことを承知した上で方法書の縦覧となつてございました。

平成29年12月に、これまでの事業は進んでいなかったのですが、改めて計画を進める旨の連絡があり、平成30年1月16日に事業者が来庁し、計画を進めていく旨の説明があったところでございます。

また、事業者からは地域や地区、団体への事業内容の説明会を15回開催し、そのほか地権者への工事内容の説明も個別に行っているというふうに伺っております。北見市常呂地区においても同様の対応をしているというふうに伺っているところでございます。

網走市といたしましては、環境影響評価準備書に係る北海道知事に対する意見としまして、総論的事項としては、適切な環境保全措置を講じること、貴重な生態系に与える影響の低減に最大限努めること、環境影響評価書や説明資料の作成に当たってはわかりやすい事業概要を記載すること、地域住民に

対してモニタリングの結果の情報提供に努めることとしております。個別事項として、地形及び地質に関する事項、生物生態系に関する事項、バードストライク・バッドストライクに関する事後調査、低周波騒音に関する事項、景観に関する事項、事後評価に関する事項を意見とし、当該内容の意見書は令和2年4月1日に、網走市長名で北海道知事宛て提出をしているところでございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 経緯について説明をいただきます。

8年間ブランクがあったというのは、そういう経緯の中で、方法書もそれを覚悟しての上での方法書の縦覧だったというふうにお聞きをしまして、具体的にはまたその後動き出しているわけでありまして、意見書の内容についても今確認をさせていただきました。

それで、地元の説明会、どんな状況だったのか。また、大きなその反対の意見等があったのかどうか含めて、市で把握していれば教えていただきたいと思いますが。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 大きな問題はなかったというふうに伺っております。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 これは隣の北見市の常呂町の関係でありますけれども、ここについては、隣接する家屋があるという状況もきっとあったのだと思いますが、いろいろ反対の意見もありまして、会社との意見交換もかなり重ねてきているように聞いていますし、最終的には2万2,000ぐらいの署名も集めて、当時の環境大臣だった小泉さんにその反対の意見も提出をしたということは経過として聞いています。

今、説明があったように、網走市ではその説明会の中で大きな反対の動きはなかったと、こういう説明ですから、確かに問題がないというふうに解釈をさせていただきますし、それぞれ環境評価準備の中では、準備書の中では、それぞれ基準を満たしている中での事業だということをお聞きをしていますから、網走市的には問題ない中で進めてきているのだらうと、こういうふうに思います。

あくまでも許認可といいますか、権限は道のほうにあるわけでありまして、自治体としては意見書の内容でしっかり取り組んでいただくことしか、段階

的にはあり得ないのかなと、こんなふうにちょっと理解をさせていただきたいと思います。

それで今既に着手をしまして、実際まだ目に見えていませんが、今後の26年稼働を予定をしている中での工事のスケジュール、把握していればお知らせいただきたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 工事のスケジュールについてでございますが、1期工事につきましては、令和4年5月から、伐採、防災、造成、道路、ヤードの工事が始まってございます。8月からは、1年ほどの予定で基礎工事をすることになっております。令和5年5月からは、資材の輸送と据付け工事が行われ、11月から令和6年3月にかけて試運転。令和6年4月から供用開始というスケジュールになってございます。

なお、2期工事につきましては、今のところ未定となっているというふうに伺っております。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 実際に今年度は道路、伐採をしたり道路の整備等も含めて動き出しているというお話ですし、6年にぜひ稼働していきたいという流れの中で今進められていると、こういうふうにお聞きをさせていただきました。

それで、工事の着工及び工事中の問題もそうですし、後ほどは工事後の問題も含めてちょっと議論をさせていただきたいと思いますが、まず工事の着工に当たって、実際、実質の工事はやっぱり基礎を打って、風力本体を設置をするのが本工事だとは思いますが、その準備の段階でいろいろな工事が出てくると思います。今説明があったように、資材の運搬もこの後出てきますし、工事の段階でコンクリートの打設もかなりの量だと思いますし、土砂の運搬等も出てくると思いますから、トラックがかなりの台数が走るような状況になるだろうと、こんなふうに思っていますが、道路、民有地もあるのだらうとは思いますが、網走市として市道も含めた、その工事に関係する、関わる道路の整備というのは出てきているのかどうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 当市の関わりについてでございますけれども、資材運搬のための市道整備、また除雪などというのが出てくると思いますが、施工業者の費用負担によって行われます。

現在、資材運搬に伴う市道の道路拡幅や工事用車

両の退避所設置について、道路工事及び道路占用申請を受け施行されているところでございます。

なお、資材運搬完了後につきましては、施工業者において原状復帰することというふうになってございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 そうなりますと、道路のきつと拡幅が運搬によって出てくるのだらうと。特に道路の隅切りといいますか、トラックを曲げるときのやっぱり幅の拡幅というのはきつと出てくるのだらうというふうに思うわけでありましてけれども、そこは市道であっても、事業に係る経費については会社で出しているという、今答弁だったと思いますが、そこは再確認させていただきませんが。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 施工業者のほうの費用負担というふうになってございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 そうなりますと、会社が責任を持って道路をいじって使いやすいようにするわけでありましてけれども、市道についてはそれは許可を、変更含めた許可を出すのだらうというふうに思いますが、費用負担も会社持ちと。

それで、終わった後には現況復旧をするというお話がありましたけれども、後々のことの課題にもなりますけれども、管理もきつと年に何回かをされるのだとは私は推測ですけれども思っていますが、何かのときにまたその道路を使わなければならない事象が発生したときには、そこでまた道路を整備して対応するということになるのですか。現況復旧しないでそのまま置くということにはならないということと考えているということよろしいでしょうか。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 道路の占用、道路の施工に関わることで、私のほうからお答えさせていただきますが、今回、風車に関わる大きな資材を搬入するために、現状の道路を、市道の幅員が4メートル50程度の非常に狭い幅員の道路を大きなトレーラー等で資材を運ぶというために、道路を拡幅したり退避所を設けたりという形で、建設に伴うために道路を拡幅したり、退避所をつくったりという形を行うということでお聞きしているものですから、今後その維持管理をするために道路を拡幅しなければならない事案が出てきた場合には、改めて協議をさせていただいて、必要に応じて道路を拡幅したりす

るということは出てくるかなと思いますが、現在のところ、施工に関わる道路の拡幅、退避所が必要がなくなったということであれば、原状回復していただくということで今進めているところでございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 今の道路の工事内容については理解をさせていただきたいと。一過性の問題で、また必要があれば再度申請して協議をするということになるということで御答弁いただきました。

それで、工事中の問題にもなってきますが、説明あったように、本当にブレードというのですか、羽根を含めると159メートルぐらいの高さということですから、ちょっとイメージが湧かないのですが、札幌のテレビ塔並みの風力発電機ができるということでもあります。そうなりますと、資材も含めて相当な大きさですから、どういうふうに運ぶのかということは私は素人なので、ぜひ運搬に当たってどのようなこれからの対応が出てくるのか、ぜひわかっている範囲で聞かせていただきたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 資材の運搬についての御質問でございますけれども、これまで大規模風力発電事業者と事前に協議を行っております。

風車部分は、山田議員おっしゃるとおり、かなりの大きさ、重さがあるため、分割されて貨物船にて網走港第4埠頭において陸揚げされ、基本的な資材運搬は国道、道道ルートを通行し、大きな資材等の運搬は国道の歩道橋が支障となるため、市道山下通線を通行して建設現場に運搬されることとなります。

今後、具体的な日程はこれからの協議となりますけれども、風車部材は特殊車両通行許可の下、夜間搬送されるということになります。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 これから具体的に変わってくるのだらうと。運搬はまだ来年度になる予定なのかな。ですから、ただいま説明あったように、本当に相当の大きさだと思います。支柱はある程度分けて運べるのかもしれませんが、羽根についてはやはり一つ一つ運ばなければならない状況だというふうにはちゃんと聞いていますから、そうなりますと国道、道道、市道も含めて、通りやすいところをやっぱり許可をもらって夜間にということですから、市民の多くの皆さんに迷惑をかけない中で対応しようという

考え方だというふうに思いますので、もちろんそういうふうにしていただくことが理想だというふうに思いますので、そこはしっかり市道の管理者の立場としては対応していただきたいと思います。国道、道道はまたそれぞれの立場で対応があると思いますが、ぜひ市道の管理者の立場としてはこの辺を強くお願いをしておきたいと思います。

それと、できた後の問題になりますけれども、聞いていますと、民有地がほとんど。常呂側が多いように聞いていますから、網走市に例えばメリットという表現がいいかどうかですが、この辺は具体的に何かあるのか。例えば、固定資産税の関係とか、何かほかにもメリットのものが、雇用が何ぼか生まれるとか、そういうメリットのものは市として把握しているかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 固定資産税の関係でちょっとお答えをさせていただきたいと思いますが、仮の試算ではございますが、風力発電施設1基当たりの取得額を10億円とすると、償却期間の20年間で約9,700万円の固定資産税が見込まれております。

先ほど土地についてお話がありましたけれども、土地につきましては、議員お示しのとおり民有地ということになってございます。

雇用等々につきましては、現在のところ、聞いていない状況ということになってございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 20年では9,700万円と、こういう話ですが、これは3基できての話ですか。2期工事も含めて3基網走市でできた場合の関係なのか、1基だけの話なのか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 1基当たりということでございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 1基当たりということですが。

ただ、建物と同じような扱いになるのだろうかというふうに思えば、やっぱり減価償却になってきますから、最終的にはだんだん税金が、税額というのは減っていくのだろうと、これは推測をさせていただきますけれども。

それで、工事着工時、工事中、工事後のことも今お聞きをさせていただきます。先ほどもちょっと触

れましたけれども、会社にとっては1年に何回するのか、何年に何回点検も含めた管理の関係でされるのか、私ちょっとわかりませんが、管理をするに当たって、冬場も含めてもしなければならぬ状況になると、先ほどもちょっと説明あったかもしれませんが、関連する道路、市道も関連しているとなれば、除雪等を絶えず道を空けておかないとならないのか、その辺も含めて、わかる範囲でいいですから教えていただければと思います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 現在、こちらのほうでお話を把握している範囲の中では、施工する段階での除雪について施工業者のほうで行うということでお話を聞いております。

当該市道につきましては、従来、こちらのほうでは市道として除雪をしていない路線ということなものですから、今後、冬期間除雪が必要になる、ならないについては、事業者さんのお話になると思いますが、基本的には事業者さんが、もし必要となれば除雪していただくことになるかなというふうに思います。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 冬期にどの程度道路を使うか使用頻度もあると思いますけれども、除雪が必要になれば、今説明あったように、ふだんはやっぱり通行止めにしていて除雪をしない区間だというふうに今お聞きをしましたから、ここをやっぱり市がお金を出して除雪するというにはもちろんならないと思いますから、相談があったときにはその辺はやっぱりきちっとお話をさせていただきよう、お願いをさせていただきたいと思います。

それで、こういうふうにいるいろいろ経緯もありましたけれども、隣の常呂町辺りはいろいろ反対の状況もひとつありましたけれども、網走市では説明会等でも大きな問題はなかったと。あくまでも自治体が許可をする立場ではないということで、会社のほうも丁寧な説明があつて、基準の中で許可が出て、今着工に及んでいるわけでありますから、ここはどうだこうだというふうには私はならないのかなという、個人的には判断をさせていただきますが、稼働した後で一番心配なのは、例えば説明があつて理解をいただいたという経過があつたにしても、例えば健康障がい、低周波の問題で頭痛みが起きたり、いろいろな部分についての対応とか、それとか、よく鳥が飛ぶコースになっているというふうに、オジロ

ワシも含めて、ヒシクイなどもかなり飛ぶということで調査もされているようですから、いわゆるバードストライクも含めてあまり件数も多いようだ、という対応をしていくかということも含めて、稼働後の問題になるかもしれませんが、ここはしっかり市としても対応する形でお願いしたいと思います、もし市の考え方として今の段階で、稼働後のそういう問題が発生したときの対応、対策含めてあればお聞かせいただきたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 風力発電稼働後の問題についてということでございますが、事業開始後の定期的な確認につきましては、周辺のパトロールを行うこととし、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合には、必要に応じて適切な環境保全措置を講ずるよう要請してまいりたいと考えております。

また、地域住民の安全・安心な生活を守るために必要な事項が判明した場合には、その改善について、事業者に要請してまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 山田議員。

○山田庫司郎議員 この風力発電ができることによって、心配されている人たちも実際にいるわけですから、今答弁あったように、稼働後にそういう問題が発生した場合については、やっぱり内容にもよりますけれども、速やかに風力をちょっと止めていただいて対応するとか、いろいろな形で対応していただくようなことが必要になってくるというふうに思います。

今までの事例を見ますと、なかなか工事後稼働した後そういう問題が発生しても、いろいろ裁判沙汰になったりいろいろな問題も出ているようですが、ぜひ会社には、事後の問題に対する対応を含めて、しっかり対応するよう強く要望、要請していただきたいというふうに思います。

本当に大規模の風力発電です。最終的にできれば、11基か10基になると思いますが、皆さんイメージしていただければわかりますが、能取から常呂のほうに上がる道路のあれから左側、常呂でいえば豊川側になりますが、あそこにこれだけの大きな風力発電が10基以上、最終的な2期工事が完了すればできるわけでありまして。景観も大きく変わりますけれども、景観についてはそれぞれの受け止め方がありますから、ここはどうだこうだ言えないのかもしれ

ませんが、やはり住み慣れた地域で見慣れた景色が変わって、このままであれば一番いいわけですが、自然環境が変わることは非常に残念なことでもあるわけでありまして、いまだ不安を払拭できない関係者もいらっしゃるのかもしれませんが、ただ、皆さん御案内のように、今、世界は地球温暖化による異常気象も本当に今起こっています。考えられないほどの災害に脅かされている現状がありまして、カーボンニュートラルのためとは言いませんが、今こそやっばりできることを速やかにやっていかなければならない時代がやっばり来ているのだらうと、こういうふうに思いますので、その一端であるこの再生エネルギーの対策、そういう意味での風力発電というふうに理解をすれば、やむを得ないという表現は非常に申し訳ありませんが、ここはオホーツク管内で初の大規模風力発電事業であります。ぜひ、先ほど稼働後の問題、工事中の問題含めて課題として上げさせていただきました。それで、市としてできる最大の取組をぜひ約束していただいて、この事業が事故のないよう、最終的に終わることを期待をしているわけでありまして、全体を通してこの事業への評価もしあれば、市としての見解をお伺いさせていただきますと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 事業についてでございますけれども、議員おっしゃいましたとおり、工事中につきましては事故のないような形でしっかり終わっていただくこと、また稼働後につきましても、先ほど言いましたけれども、地域等々に影響がないような形で進んでいただくということが、市としての希望といえますか、そういうふうになっていただければというふうに考えているところでございます。

○山田庫司郎議員 終わります。

○井戸達也議長 ここで、理事者入替えのため暫時休憩します。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

近藤憲治議員。

近藤議員。

○近藤憲治議員 一登壇一 それでは、私からは一般廃棄物最終処分場の残余年数についてと、市政運営について、2点お伺いをさせていただきます。

まず、一般廃棄物最終処分場の残余年数について

ですが、これは昨日村椿議員や古田議員が議論されていた部分に一部重複をしておりますけれども、そこは、わかっている部分ははしりながら議論させていただきたいと思えます。

まず、一般廃棄物最終処分場は明治にあるわけですから、現在の残余年数であります。昨日の答弁でありますと、令和4年6月末現在であと4年、さらにかさ上げなどの軽微な変更をすればプラス1年であと5年ぐらいという答弁でありました。この算出の根拠と、実際にこれが計算どおりいったら最終的に令和何年に埋まりきるのか、お答えいただきたいと思えます。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 昨日いろいろな形でお答えをさせていただきましたけれども、例年10月に最終処分場の残余測量を実施しているところでございます。今年も10月に実施することにしておりまして、現在発注の準備をしております。

また、昨日も申しましたけれども、埋立重量による推計も進めておりまして、令和4年6月末時点での残余割合が44.45%と推計しております。あと4年はもつということで、最終的に軽微な変更を含めて5年間はもつというような形で承知しているところでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 つまりいつまでもつのですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 令和9年度中でございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 出だしからかなり衝撃的な答弁だったと私は受け止めています。

今、広域と中間処理で焼却をという検討が一方で進んでいて、そこで最初に出されていた、文教民生委員会に出されていた資料では、最短で走って行って焼却炉が稼働するのは令和10年です。つまり、今の答弁からすると足りません。この点については後ほど議論をさせていただきます。

これは6月の定例会でも提案をさせていただいていますが、残余量の定期的な把握、これ今後の時間軸を想定していく上では極めて重要なファクターになります。その際に、市民環境部長は「調査回数を増やして把握することは望ましいのですけれども、難しい。搬入重量から推計することも可能なので」という答弁をされていて、前段の答弁は全て推計値

で出した数字ということによろしかったですか、残余量44.45%。これ推計でしかないの、運び込まれたごみの重量を堆積に置き直してどれくらい埋まったかという計算でしかないという認識でよろしいですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 計算上の推計でございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 これだけ逼迫してきていて、残りがどれくらいか判然としないと延命の手が打てないという中で、計算だけで大丈夫だという判断をしているのはなぜですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 年に1回の測量はしっかり続けているところでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 年に1回やっているのはわかるのです。過去には回数を増やしたほうがいいですよという質疑もさせていただきましたけれども、結局は計算でしか残余量を出していない。これは極めて私はやり方としては不十分だなというふうに感じます。

次の質問に移りますが、6月の議会以降、埋立量の変化があったのかなかったのか。これ埋立てにある要素としては生ごみの残渣、これ堆肥になり切らなかったのですね。それから赤い袋で出てくる埋立ごみ、さらに紙おむつ、これは大空町の東藻琴に運びきれない量がありますから、それぞれの要素と、それから生ごみ堆肥化率の推移、明らかにしていただきたいと思えます。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 埋立量の比較でございますけれども、6月から8月の3か月では1,542トン、内訳は生ごみ残渣282トン、埋立ごみ1,036トン、紙おむつ224トンとなっております。

昨年と同時期では、1,677トン、内訳は生ごみ残渣が346トン、埋立ごみ1,116トン、紙おむつ215トンとなっております。同期間では135トンの埋立量が減量しております。

堆肥化率につきましては、今年の6月が65%、7月が67%、8月が66%。昨年の6月が61%、7月が61%、8月が48%と改善されております。

年度別の堆肥化率につきましては、令和2年度は32%、3年度は54%となっております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 総量は減っているように聞こえますが、その要因を分けてみると、結局は生ごみの残渣は減ってきている。つまり堆肥化率が上がったことによって、堆肥になりきらずに最終処分場に行く量は確かに減った。しかしながら、今聞いてわかったのは、赤い袋で出てくる埋立ごみは大して減っていない。そういう認識でよろしいですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 埋立量についてでございますが、令和2年度が7,716トン、令和3年度で6,881トンと減少してございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今、私が聞いたのは6月から7月、8月の傾向を見て、今年度はどうなっていくのかなという数字を見たわけですが、埋立量は、これ懇話会にも出している資料で議会の委員会でも示されていますけれども、令和2年度4,413トン、3年度の速報値が4,631トンですよ、埋立ごみ、粗大ごみは。

この数値には、私は大きな変化は今後もあまり起きていかないと見ています。ここは多分認識がそろわないので、穴はどんどん埋まっていくだろうという前提で物事は考えなければならぬという危機感を持っているということだけお伝えします。

次に、最終処分場の延命のための検討の前提となる調査、これは当初予算で通っていますから行われていると思います。当然延命するためには残余量を前提とした計画づくりがされるわけで、この調査の中では残余年数は何年だという資料が出されているのですか。先ほどの推計とは別に数字があるはずで

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今年度の廃棄物処理検討事業では、延命策を含めた次期最終処分場の検討を進めているところでございます。

令和3年度の残余量測量では残余量が、先ほど申しましたけれども52%になっておりまして、この結果を基に調査を進めております。また、これから実施いたします令和4年度の結果も併せて調査を進めてまいります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今の答弁は意味がわからないので、改めてもう一度してください。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 現在は残余量52%という結果を基に進めておりまして、調査から導き出された残余量については検討事業の成果は年度末ということになりますので、年度末の取りまとめということになります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 これは私個人で資料要求できるわけではないので、改めて常任委員会等で議論させていただく必要があるかと思いますが、7月2日につくられている資料で、「このまま何もしなければ、最終処分場は令和6年度末で埋まる」という資料が存在していると私は認識しています。つまりあと2年半です。なぜそれを正直に言わないのか、私は疑問でなりません。

お伺いします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 そういう資料はございません。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 資料が存在しているのかしていないのかというのは、ここで一般質問でずっとやっても堂々巡りになりますので、また別の場所できちんと調査をさせていただきたいと思います。

次です。

残余年数について、廃棄物減量化等推進懇話会でこういう議論もありました。これは昨日村椿議員が触れていました。受託業者の方が、これ助言者として出席しているわけですが、「残余年数はこのまま何もしなければ一、二年ですよ」という、これ現場からのある種の内部通報だというふうに私は傍聴して感じました。

ところが、昨日の答弁を伺っていると、何か助言者の方が突然発言されたので驚いたという趣旨の発言しかされておりました。私はその答弁を聞きながら、大変ショックを受けました。現場を毎日管理している人が現実はどうですよという、さらにこれある種勇気を持った証言ですよ。それを何かよくわからない発言でしたねと流してしまうのは、最終処分場を管理している市としては私はいかななものかなという印象を持ちました。

やはり現場からそういう悲痛な証言が出てくるのであれば、現場とコミュニケーションを取って、本当はどうなのか、どう改善していくべきなのかというのを真摯に組み立てていくことが必要だと思うのですよね。昨日の答弁はちょっとあまりにも他人事

すぎますよ、どうですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 これまでもコミュニケーションにつきましては、現場と原課含めましてやっております。これまで説明してきましたとおり、市としては現地の測量の成果によって残余量を把握しているということでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 ああいう発言が懇話会、ある種オフィシャルの場で出されたことについて、どういふふうに対応していくつもりなのですかということを知っているのですよね。

コミュニケーションを取ってきました、そうかもしれない。でも出たのですよ、ああいう発言が。あれって勇気の要る証言ですよ。なぜそこに実態はどうなっているのですか、じゃどうやって改善していきますかねという、さらなるコミュニケーションを図って改善をとという話になっていかないのですか。ちょっとその姿勢が全然見えてこないのですけれども、今の答弁から。

○井戸達也議長 生活環境課長。

○近藤賢生活環境課長 現場との連絡調整につきましては、今、今年度やっております次期廃棄物処理検討事業の延命化策のほうにつきまして、コンサルの担当者と現場のほうに出向きまして、覆土の使い方、破碎するごみの選定などにつきまして、埋立処分場が延命できる策について説明をして、そこは事業者と市と、今回事業を受託しましたコンサルと連携を取りながら延命策を図っていくことで、現場では話をしております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 これ何度も言っても堂々巡りになりますけれども、やっぱりあの場で受託業者さんが率直に現実を伝えるってかなり勇気の要ることですよ。それを何か他人事のように、何か助言者が勝手に発言したで終わらせるというのは、あまりにも態度としてよくないのではないですかと私は聞いているのですよ。そして、今後どうしていきますかと。だって現場はすごい危機感があるからああいう発言をしたわけですよ。でも今の答弁を聞いていても、その危機感が伝わってこないですよ。今までどおりコミュニケーションを図ります、それはわかります。どうしていくのですか、さらに。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 先ほども申しましたけれ

ども、私どもは測量結果に基づいて行っております。ですから、御発言がありました1年で満杯になるという発言につきましては、何を根拠にされているのかということがわからないというふうにお答えしたところでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 しかし現場で、一方でそういう発言が出てくるわけですよ。「知らない」という話にはならないですよ。

そこはコミュニケーションを図ってどういうふうになり、どっちが事実なんだ、どういうふうに打開していくのかというのを真摯に組み立てていくというのが所有者である市の責任なのではないですか。

○井戸達也議長 副市長。

○後藤利博副市長 今現場とのコミュニケーションという御指摘を頂きました。ただ、この発言を頂いたときには、肌感覚でというようなことで発言されたというふうには伺っておりますが、私どものほうでは、部長のほうからも答弁しておりますけれども、測量成果に基づいた形での残余量を計算してきた。一方、現場で実際に管理されている方は肌感覚であと一、二年だという発言がありました。これは何の根拠に基づいて一、二年か。肌感覚というのはあまりにも根拠としてはちょっと私どももなかなか理解の得られない部分というふうに感じております。もう一度その辺は現場に、どういう根拠に基づいて一、二年になるのかということ、改めて現場のほうにも私どもも足を運びましてお話を伺って、よく私どものほうで持っている数字もお示しをした中でお話を進めていきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 副市長から答弁いただきましたので、ここは引き下がりますが、今の答弁を聞いてもやはり今までのコミュニケーションが不足していたということが明らかになってしまいました。結局懇話会では、現場から話が出る、でもその発言については、何か肌感覚で勝手に言っているぐらいしか議場で説明できない。事前にもっとコミュニケーションを図っていれば、実態のある、リアリティーのある数字を懇話会でも議会でも示せるものだと、私は思っています。それができていないということは、この問題に対して強い危機感を持っていないのではないのかなという疑念すら持ってしまいます。

では、次の質問に移りますが、現行処分場の延命

策を考える上で、残余量を把握することが大事ですというのはいま度々言いました。これは会派として、行政の皆さんに御提案をさせていただいたことですが、いわゆるデジタル技術を使って、今3Dマップを簡単に書き起こして、そして堆積の変化をリサーチすることができる技術がございます。そこに得意な会社をおつなぎして、しかも無料で、実施してみたいかという提案を会派を通してさせていただきました。これやろうと思えば、静止画を撮影するだけで毎週のように残余量の堆積を把握できます。しかし、地元の業者ではないからという理由でお断りをされました。非常にショックを受けました。どういう御認識だったのか、改めてこの場で明らかにしていただきたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 測量につきましても、ドローンを飛ばして、うちは測量をしております。また、議員さんの御紹介による業者という形の中で契約というのはなかなか難しいものがあるということでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今回の答弁からいうと、では議員が提案したもの、紹介したもの、全て行政ではやれないという答弁ですか。変ですよ。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 そういうことではなくて、契約のお話でございます。

〔「全然意味わからない」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也議長 ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

近藤議員の質問に対する答弁から。

市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 市が現在行っているものはドローンを飛ばし、定点をつけて行っているものがございます。技術的には問題もなく、議員が御提案されたものと技術的に差異はないというふうに考えております。

冬期間の測量については難しいですが、必要な測量は頻度を増やすという考えは持っております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 頻度を増やすという答弁が今ありました。であれば、今年だって別に10月まで待つ必要はなかったなという印象を持ちます。もっと早いうちにやってリアルタイムで把握できれば、より実効性のある延命策がつかれるのではないかという印象を持ちます。

結局、最終処分場がすごいスピードで埋まっているという実態は今あまり変化がなく、今後やることというのは、一つはかさ上げによる軽微な変更ですね。あと併せて、昨日古田議員も質問されておりましたけれども、分別品目の再設定、これは生ごみからティッシュや割り箸を抜こうというものが、昨日は答弁で出ていましたけれども、これは率直に申し上げて、最終処分場に延命の効果をもたらすかどうかという点ではあまりインパクトのある効果にはならないだろうと思っています。これはやはりそもそもその計画がずさんであった、そして最終処分場の規模が小さかったという原因に加えて、運用開始後の生ごみの堆肥化の停滞、それから効果的な改善が図られなかった点が、現在のこの破綻の原因であると私は認識しております。正直に申し上げると最終処分場の延命というのはとても難しいことだと考えています。

この破綻の原因を政策判断の過ちであったということを受けて、次期最終処分場の整備を進めるべきであるという点は、同じ会派の古田議員も昨日問いたださせていただいた部分であります。既にやっていると答弁にはありましたけれども、現在の準備状況でいくと最終処分場は、次の最終処分場ですよ、次の最終処分場は最速でいつ供用開始になるのでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 最終処分場を設置するまでの期間でございますけれども、現在実施している基本構想から5年かかると見込まれていますので、仮に最速で設置する場合は、環境アセスの調査、工事期間を2年半と見込み、供用開始は令和8年中となります。

一方、最終処分場の設計に当たっては、次期の処理の方式、中間処理の方式を含めて、その処分量を決定していくこととなります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 最終処分場は令和8年、どれだけ頑張っても令和8年にしかできないわけでありませう。

先ほどの前段の答弁では、最終処分場に関しては頑張って延命して令和9年ですから、これ1年の差異しかないわけです。極めて綱渡りなやり方だと感じます。

あわせて、今答弁の後段で触れられていましたけれども、市側は常に広域と中間処理の方式が定まらないと最終処分場の大きさが決められないと、だから次の最終処分場がすぐに掘れないのですよと、広域の議論させてくださいと、中間処理の議論させてくださいという説明を繰り返していますが、これ逆に言うと、中間処理の方式や、これ広域で組んでいくというのは必要だと思うのですが、中間処理の方式等の議論の時間的な制約が生まれてしまいます。しかし、実際はいろいろ国や道、聞いてみますと、広域の組み方やごみ処理基本計画の策定と国の交付金申請の仕方というのは、本当に様々な手法があります。5年スパンで計画を途中で変更する前提で申請する方法もあります。中間処理の方法が途中で変わるので、最終処分場に埋めるものも途中で変わりますという前提でつくる方法もあります。

様々なやり方がある中で、交付金を取るためにこれしかないのですという方法で行くのは、結局今の失敗と同じロジックなのです。今の処理方法が行き詰まる、行き詰まってしまうこの処理方法、策定した当時を振り返ってみると、八坂の処分場がもう限界です、時間がありません、明治に移すにはもうこの方法しかないのですと、懇話会や議会で議論をし、時間がない中つくり上げたものでした。時間がない、時間がないと言って精緻な判断がしきれなかったという反省が私自身の中にはあります。だからこそ、無理くりなロジックでこれしかないときき進むのではなくて、様々な方法がありますということを議会や懇話会の中でも共有をして議論を進めていく姿勢が必要だと思いますが、認識を伺います。

○井戸達也議長 副市長。

○後藤利博副市長 ただいま最終処分場の建設に当たっての容量の考え方、それから循環型推進交付金を申請するに至る手法の在り方、様々あるというお話をお伺いをいたしました。

確かに新しい最終埋立処分場をつくるに当たっては、国なり道なりに求められるのは、今のやり方を含めて、いかにもっと減容をして埋立処分場をつくれますかというのが大きなテーマとなっています。それを解決するためには、一つとしまして中間処理施設、減容力の大きい中間処理施設を持つもの、も

しかしたらもっとさらなる分別を徹底するもの、また法律の改正に今なっております、廃プラスチックの扱い方、そういうようなものを絡めた中で網走市がどういう形でさらに今の排出処理量を減らして、埋立処分の負荷を少なくしていくかということを決めていく必要があると。そういう意味では、今広域でということをお話を進めていますけれども、その中間処理施設、どういう形であって、どういうものが、どれだけのものを減容させていけるかというものをひとつつかんでいくということは必要な作業だというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 中間処理は中間処理で広域で議論していくというのは必要なことだと思います。ただし、今網走市が直近の目の前の課題としてなっているのは、最終処分場が埋まってしまうという課題があります。ですので、プライオリティーとしては、最終処分場を早く整備するにはどういう手順があるのかということも考える必要があります。しかしながら市の答弁は常に、中間処理の方法が定まらないうちの穴のサイズが決められないということを繰り返していますが、私はそうではないし、違うやり方もありますよという御指摘を何度もさせていただいていますので、ここは、これしかない方式で進まれるというのは逆に議論を停滞させてしまうおそれもあると、私は感じています。

あわせて、何とか現行の最終処分場がもてばいいなという希望的観測は今の答弁から理解するのですが、根拠のない楽観論というのは非常に危険だと思っています。現場からは一、二年だという肌感覚とはいえ証言も出ています。次期処分場ができる前に穴があふれてしまったらどうするのか、そのリスクを抱えたまま進むということができないわけですから、万が一の事態を想定した検討は行われているのかいないのか、ここも確認させていただきたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今年度、令和4年度より延命化を含めた次期最終処分場の基本構想に着手しているところでございます。

また、先ほど申しましたけれども、現時点ではあと5年は供用できるものと考えてございます。しかし、満了が想定される場合には最終処分場の状況に応じて、次期計画を進めていくことが必要でございますが、緊急的に自治体との連携等も視野に入れて

おく必要というのはあるというふうに考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 半分はそうだなというふうな思いで答弁を聞きましたが、半分はなぜ最終処分場だけを先に掘っていくという考え方を持てないのかという疑問を持ちます。

別の角度からも伺っていきますが、相当厳しい現在の最終処分場の状況に対して少しでも効果的な延命をとということで、6月議会の中でも、また昨日のこの一般質問の中でも堆肥化の阻害要因となっているティッシュや割り箸などの収集方法、処理方法について早急に検討して実施するという答弁もありましたし、しかしながらあれはティッシュや割り箸を抜くだけで、結局最終処分場に行ってしまうということで、負荷は変わらないのですよね、現実的には。ですので、抜いたティッシュをどこに持っていくのか、ミックスペーパーという方法があるのではないですかというやり取りを過去にさせていただきました。それは、今後検討していくのだという答弁をされていましたが、現在の検討状況、そして実施を判断しているのであればどのタイミングから実施をするのか、お示しいただきたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 堆肥化の阻害要因となっておりますティッシュ、割り箸、貝類、草木などにつきましては、今のところ10月中に周知を開始いたしまして、順次実施していきたいというふうに考えております。

また、御提案のありましたミックスペーパーの再資源化につきましては、ステーション収集は難しいというふうに考えておりますので、回収拠点を調整した上で協力していただける方には協力を求めてまいりたいというふうに考えてございます。

(「やるならやるで時期を提示してくださいということなので……」と呼ぶ者あり)

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 ミックスペーパーにつきましては、現在時期的には予算等も必要になってきますので、まだお示しはすることはできませんけれども、先ほども申しましたけれども、ティッシュ、割り箸、貝殻類の分別、阻害要因の分別につきましては、10月中に周知を開始し順次実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今市民の皆さんたちはこの最終処分場の延命をどうやってやるのか、私たちは何にどれくらい協力できるのかという意識を持っておられますので、個別に順番に出していくのも伝わるとは思うのですけれども、本来的にはやはり全体的に最終処分場に負荷をかけない分別ルールの本格的な改革、全体を変えていくという考え方が必要なのですけれども、今のところは全体を変えるというよりはそういう個別に、順番にという認識なのですか。確認させていただきます。10月にティッシュと割り箸抜くという判断ができているのであれば、ミックスペーパーも含めて本格的に10月からやっていくというような調整はできないのですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 できるところから対応していきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 そこは周知がなかなか難しい部分もありますけれども、一方で市民の皆さんの関心は高まっていますので、私もお手伝いしたいなと思いますし、延命が図られることを期待したいと思いません。

さらにもう一つですね、現行処分場の延命策として、今埋立ごみは破碎をしてから埋め立てておりますがその破碎の精度、つまりもっと細かく砕くという方法はないのかということも考えております。現在はハンマー方式という破碎機で砕いているものなのですが、この破碎をより細かくすることができれば、最終処分場への埋立効率が飛躍するのではないかと想定しています。この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 追加の費用が発生することとなりますけれども、より細かく破碎ができる装置を導入することで、ある程度は減容は進むというふうに考えております。

最近では、美幌町のほうで可搬式の二軸破碎機を導入したというふうに伺っております。可搬式の破碎機につきましては、新たな処理施設に変わったとしても使用することができる施設でありますので、導入については研究する必要があるものというふうには考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 効果はありそうだけでもこれから研究をしないと、費用もかかるものだからという

御答弁だったと思いますが、残念ながらこの最終処分場の延命のためには様々な部分で追加の支出が出ています。やはり最終処分場を延命しないと、この市民の皆さんの財産である処分場がもたないと。これは結果的にまた市民負担にもなるわけですから、そこはしっかりと費用対効果を見極めるという視点は必要ですけれども、やはりその延命にウェートを置いた御判断をいただきたいなというふうに思います。

それでは、2項目めの市政運営について伺ってまいります。

行政組織として住民の意思を施策に反映させる考えの有無と今後のビジョンについてであります。

ここ数年、市役所は住民の声を聞く気が本当にあるのだろうかというお叱りや疑問の声を聞く機会が増えました。一つ例を挙げると、まちづくり懇談会の開催意義に疑問を呈する町内会の幹部や役員の皆さんの声であります。「参加をして意見を言っても、やるやらないという返答もなく、検討結果も示さない。これなら言っても無駄なんじゃないか」というような御意見も頂きます。あわせて、これまでも紹介してきましたが、廃棄物減量等推進懇話会、これ9月1日の様子を私も傍聴していましたが、「そもそも協議の意義を見出せない。もうやめたほうがいいんじゃないか」というような声すら上がっていました。さらに、直近の総合計画策定時の審議会に参加した市民の方からも、「最初から市がつくった方向性を追認するだけの場だった。あれでは話し合う意味がない」との感想も頂いています。

これ個別の声ではありますが、総合すると、市役所は行政組織として住民意思を施策に反映させる気があるのですかという疑念を持たれているのではないかと感じています。この点については、6月議会でも一部指摘をさせていただきましたが、企画総務部長は「市民の皆さんの声を施策に反映するため、これまでアンケートやパブリックコメント、ワークショップ、意見交換、協議会など様々な形で民意の反映に努めてきたところです」と。「計画の策定に当たりましては、現状の課題を正しく理解、認識していただくためにアンケートの結果なども含めた客観的なデータの提供や専門的見地からの助言などにより、課題を共有する中で議論を深めていただくことが大切であり、市としての案をお示しする中でこれをたたき台としてその是非も含めて、多様な意見が行き交い建設的な議論となり、合意形成を図って

いくことが大切だと思っています」と。「多様な意見が行き交い建設的な議論となり、合意形成を図っていくことが大切だと思っています」と答弁しているのですけれども、8月のまちづくり懇談会や9月1日の一般廃棄物等減量推進懇話会の様子を見ていても、現実はその答弁のようにはなっていないと感じます。これは参加されている方が、さきの答弁と逆の印象を持っていると私は受け止めています。極めて残念な状況だと思います。

市としての認識をまず伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今お話が議員からありましたが、6月定例会でお答えしておりましたとおり、市政運営に当たり、市民の皆さんと課題を共有する中で、多様な意見が行き交う建設的な議論を経て、合意形成を図ることが大切であるとの認識に変わりはありません。

市民の皆さんの御意見や要望は、地域や年代によっても様々であり、市としてもすぐに対応できるもの、国や道が所管するもの、財政的な制約があるもの、努力を重ねても解決できないもの、市民の中でも意見が異なるものなど様々でございます。

こうした中、市が取り組まないことをもって、市役所は何を言っても聞かないという思いが仮に市民の中にあるのであれば、これは全く本意ではありません。市には事業として取り組めないことがありますので、こうしたことに対しては、問題点や課題、市の考え方、これまでの取組内容などを正しく伝え、理解をいただけるよう丁寧な対応が必要であると認識をしております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今御答弁いただきましたけれども、参加されている方はそう受け止めていなくて、やはり去年も言った、今年も言った、でもそれに対するフィードバックがないというような意見も出てくるわけです。つまり丁寧な対応が必要であるというふうに御答弁を頂きましたけれども、なかなか現実そうならない側面もあるのではないかと感じています。

まちづくり懇談会に限定して言いますと、共催者である町内会連合会の内部でも共催を続ける意義に疑義が呈されていると、私は聞いています。市役所の言い分をただ伝えるためだけの会であればやる意味がないですか、市民からの提案や意見が真摯に受け止められないならもう放っておきたいと、そん

な相談を受けます。これを私は聞くたびに、とてもつらい気持ちになります。本来であれば、参加型民主主義を推し進めて住民が力を合わせて町の未来を切り開いていかなければならない時代に、網走市では真逆のことが起きている。私はもっと危機感を持ったほうがよいと思っています。

まちづくり懇談会の在り方についての現状認識と、今後、こういった声があるのだとしたらどのような改善の方法があるのか、認識を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 市長が地域の皆さんとまちづくりを語り合うまちづくりふれあい懇談会は、毎年、町内会連合会と共催で開催しており、本年も9会場で開催を終えたところでございます。

懇談会は単なる要望の場ではなく、まちづくりについて建設的な議論の場とすることを共通の目的として、例年、役員の方々と意見交換をさせていただき、試行錯誤を繰り返しながら取り組んでいるところでございます。

本年は、市が用意したテーマに加え、それぞれの地域が抱える課題を提案していただく、こうした形で進めたところでございます。

引き続き、町内会連合会と力を合わせながら、よりよいまちづくりふれあい懇談会を目指してまいります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今答弁いただきましたけれども、町内会連合会側が素朴にそういう意識を持っているということにもう少し踏み込んで、考えを聞いてみる必要があると思います。

これ先ほどの現場からの内部通報にもっと寄り添ってにも似ているのですけれども、やはり声としてはあるわけなのですよね。いつまでこれをやっていくのだろうと。市役所の言いたいことだけを伝える場になってしまっていると。仮に共催の片一方の側がそう思っているのであれば、何でそう思っているのかなっていうところにもう少し近づいていく必要があると思うのですけれども、そういう認識はお持ちですか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 私も毎年秋から冬にかけて役員会に参加をいただきまして、このふれあい懇談会をどうあるべきかという議論をさせていただいて、少しずつ手法を変えたりしてやっているところでございます。

今の議員のお話と私がお話を受けているのがちょっと内容が異なっておりまして、私がお聞きしているのは、連合会と網走市と共催でやるのですが、やはりなかなか人が集まらないといったところに対して、町内会連合会のほうも、市長はじめ担当部課長が合わせて10名ぐらい参加するのですが、とてもちょっと人を集められないので申し訳なく思っているというふうにお聞きをしております。それで逆に、隔年開催で開催することではどうだろうか、これは正式な場ではなくて意見交換の場ですが、そうした御意見を伺っております。ただ、やはり隔年開催にすると、またそれは参加者が減る要因にもなりますので、現時点でこれから役員会との話合いになりますが、基本的には何とかいいものにしていきましようという、これは双方の思いが一致しているところですから、いろいろな意見があるかと思いますが、意見を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今答弁の中にありました、そもそも人が集まらないという現象があるわけですよね。その現象がなぜ起きているのかというのをもう少し深掘りする必要があると思いますよ。もう参加する人たちがここに行って何かを言っても意味ないやと思っているのだとしたら、これ以上続けていても限界がありますよ、そのスタイルでは。

だから、人が集まらないという問題意識が共催相手と市と共有されているのであれば、なぜ集まらなくなったのかということを実際に振り返ってみる必要があると思いますけれども、その御認識はいかがですか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 全体的なお話をさせていただきますと、ここ5年ですが、平成30年で126名の参加、平成31年で154名の参加、令和2年度が178名の参加をいただきまして、これにつきましては年々増えていたということです。ただ、コロナの影響もありまして、R3年には133名の参加に減少していくというようなことがあります。今、人が集まらないというのは、私どもとしてはそこに1人でも2人でもいても行きますよというスタイルなのですが、片方で共催としてやっている連合町内会の方が、あまりにも少ない場合はそこは申し訳ないという思いでそういうお話をさせていただいているということです。

いずれにしても、なかなか夕方6時半から各会場でやりますので、集まりにくいですとか天候にも左右されると思います。ただ、このまちづくり懇談会につきましては、市と町内会連合会の共催ですから、今御指摘のあったことも踏まえてどのような懇談会がいいのか、知恵を絞っていきたいと、そういうふうに考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 まちづくり懇談会は一つのシンボリックな出来事だというふうに思っています。

これまでこの議会の中で様々な議論がある中で、よく答弁で出てくるフレーズが市民から相談はないですとか、市民からそういった声はないですという理由を上げて事業を実施しないと提案を受けないというようなスタンスが往々にあるようにして受け止めています。相談がない、声がない、それは一つの事実かもしれませんが、声が上がらないのはなぜかという真摯な振り返りがそろそろ必要な時期に来ているのではないかと思います。現実には住民の側が市に声を伝えることや、意見を言うことに意義を見いだせなくなっているのではないかと。どうせ言っても聞いてもらえないならという諦めもあるのではないかとという危機感があります。市としてはそういう認識を持っているかどうか、今までの答弁ではちょっと判然としないところもありますが、そこは少し姿勢を改める必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 民意を市政に反映する上で、寄せられる御意見、御相談、これは大変貴重なものであり、積極的に民意を把握しようと努力することが大切だと考えております。

市長への手紙、みんなの市長室、地域要望、まちづくりふれあい懇談会、こうしたものに加えて、現在、導入を進めております公式LINEなど、デジタル技術の活用も図りながら、民意の把握と市政への反映に努めてまいりたいと、このように考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議長 原則的な考え方は伺わせていただきました。

あわせて、今度は組織の中のお話です。

職員からのボトムアップ型政策形成の必要性についてであります。

職員の皆さんからもお話を伺ってみると、実はさ

きに述べた住民の皆さんと似たような印象を持っているのだということがわかってきました。

象徴的な例は、本当にごみ問題ばかりで恐縮なのですが、先日全戸配布されたチラシであります。あの内容を見て、市の職員さんの中ですら、何であんな内容になっちゃうのかなという疑問を持ったという声を頂きました。現場に近い、また市民の皆さんに近い職員のリアルな肌感覚と、市長や副市長、管理職の認識の食い違いが起きているのではないかと感じています。その感覚がわかっているからこそ、現場に近い職員の皆さんからのボトムアップをもっと大切にすべきであるというふうに思います。

今まで以上に現場に意識を寄せた市の組織の運営を望みたいと思いますが、ここは組織の長たる市長に見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 政策の立案には職責や世代を問わず活発に意見を交わし合える良好な職場環境が必要であると考えております。このため、管理職研修、政策形成研修、コーチング研修のほか、新たな気づきを促すための他自治体職員との合同研修など、職員研修の充実に努め、職員間でのコミュニケーション能力を高めるとともに、職員提案制度の活用も図りながら、若手のみならず様々な世代の声を政策に反映できるよう努めてまいります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 原則的な考え方はそうなのですが、なかなか現状そうならないから今伺わせていただいたのですよね。そこは考え方としてはわかるのですが、もう少し現場をしっかり見ていただきたいなというふうに思います。

次に、市役所組織の危機管理と情報公開の在り方についてです。

市にとって不利な情報も含めて正しい情報をきちんと市民に伝え、問題意識を喚起して住民一丸となって未来を築いていくという参加型民主主義の実現のためには、情報公開は前提であり不可欠なものです。当然市としては情報公開しているという認識に立っているのかもしれませんが、この間議論させていただいていますけれども、一般廃棄物最終処分場の残余年数がなかなかリアルに示し切れないことでもありますとか、その他幾つかの事例からしても、危機管理や情報公開に対して本当に覚悟を持って臨んでいくのかという疑問があります。本来であ

れば、不利な情報ほど住民の皆さんと共有して、共に危機の克服に力を合わせていこうと働きかけるのが本来の行政組織の在り方だと考えますけれども、認識を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 人口減少、少子高齢化の進展に伴い様々な課題が顕在化する中、これらの課題を解決するためには、行政だけでは限界があり、市民、団体、企業など多様な連携により、共に知恵を出し合いまちづくりを進めていくことが必要であり、そのためには課題や情報を共有することが前提となります。正しい情報をわかりやすく的確にお示ししながら、市民の皆さんをはじめ様々な団体、企業など多様な連携により、様々な課題の解決に努めてまいります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 答弁ではそのとおりのことですねと。聞いていて納得感のある答弁されているのですが、現実がそうならないので指摘をさせていただいているのです。これは、実は市民の皆さんだけではなくて、この議会の中にいる議員の皆さんも大なり小なり感じていらっしゃるのだと私は認識をしています。コロナの際、新庁舎建設の際、学校給食調理場の統合をめぐる議論の際、何度も出たのは正しい情報はそもそも何なのだと、情報をちゃんと出せということが、その議論の入り口でもめるわけなのですよね。ですので、今、企画総務部長から御答弁いただきましたけれども、理念としては今御答弁いただいたとおりでと思いますが、現実はどうなってないですよという問題意識があります。

さらに、象徴的な、私が象徴的だと感じたことを一つ指摘させていただきますと、小田部議員の過去の一般質問で、市長への手紙を公開すべきだという提案がありました。これ実は最近公開され始めています、ホームページ上で。しかしながら、公開の場所は市長の部屋というバナーの中に入って、さらに市長への手紙の回答というリンクを踏んで、初めて見られるわけなのですけれども、トップページの「New」にも載っていない、新着情報にも載っていない。なおかつ、公開もセレクトをして幾つか公開しているという状態であります。

私は市長への手紙というのはそもそも非常にいい制度と思っているので、全ての、よほど誹謗中傷でこれは見るに堪えないというのはさすがに無理ですけれども、基本全てのやり取りが市民の皆さんに公

開されるべきですし、公開しているのであれば、新着情報に堂々と載せて公開を始めましたということをも市民に伝えるのが筋だと思いますが、現実そうっていないので、今、部長から答弁のあった情報公開は前提だと答弁されても、本当にそう思っているのですかという疑問を持ちます。いかがですか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 今、議員お話の市長への手紙のことにつきましては、基本的には公開をしているのですが、個別的に個人の情報ですとか特定されるようなケースについては、それから誹謗中傷等があるものについては、これを除外しているというところです。

ホームページの掲載になって新着にも載っていないという御指摘はごもっともな御意見だと思います。早速改善、そこはさせていただきたいと思えます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 これは一つの端的な例として御紹介をさせていただいただけです。ですので、情報公開が前提だというのであれば、あらゆる部署、あらゆる政策、やはり議会の議員そして住民の皆さんがしっかりとまちに関心を持てるように情報を出していく。情報を出さずに、市民の皆さんが気づいてないからいいやとか、意見を言ってこないからいいやというような市政運営は絶対にやってはいけないというふうに思います。

最後に、行政と議会の緊張関係及び相互信頼関係の現状認識について伺います。

令和4年度の第1回定例会において、本年度当初予算案の可決に際して附帯意見が4項目付されました。しかしながら、この附帯意見の内容については全てがきちんと尊重されているとは思えません。特に一般廃棄物の処理に係る検討については、現計画の検証と反省の明示、市民との共有、早期に行って、当市の基本的な方向性が確立された上で広域連携の協議に臨むことという手順を示したにもかかわらず、市は7月11日、議会や市民への説明もないまま、1市4町で斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会を設立し、ごみ処理の基本的な方針が網走市としては定まってない中にもかかわらず、広域連携の協議を始めてしまいました。とてもショックを受けました。この動きは、附帯意見を無視した行動だと私は感じます。市議会と行政機関の信頼関係、確かに拘束力はありませんが、信頼関係を毀損するもので

あったなど、素朴に感じています。

あわせて、現在のごみ処理政策が行き詰まってしまった原因の究明と再発防止を求めて、ごみ処理の手法を組み立て直したいとする市民の声が、懇話会やまたその周辺でも出ているにもかかわらず、なかなかそれを聞こうとしない。また行政判断の過ち、つまり現行計画の行き詰まり、これをきちんとこういう理由で間違っただけという説明をせずに、言い訳や言い逃れで曖昧にしようとしている体質すら浮き彫りになったと感じています。

さらに、危機的状況にある最終処分場の延命に向けての方策、今回の議会でもようやく幾つか「やります」という話にはなりましたが、この議会では2月から政策提言があって、そして3月の議会でも附帯意見があって、何度も延命についてこういう方策はどうですかという提案をしてきて、やっと9月に幾つか、これからやりますという答弁。このスピード感では、やはり行政機関として本当に大丈夫ですかと思わざるを得ない。

あわせて、行政と議会が信頼関係に基づいて議論ができないというのは、極めて危機的な状況でもあると感じています。新型コロナウイルス感染症対策や新庁舎の建設、学校給食調理場の統合、さらに言うと、最近ではホテルからの重油漏れの問題、様々な議論が議会と行政との間でありますけれども、いずれもディスコミュニケーション、いわゆる意思疎通の不能や不足による関係性の揺らぎが原因にあると感じています。

このような実体験をしているにもかかわらず、附帯意見を無視して、結果的に議会や市民の意思を無視するという行為というのは、議会と行政という二元代表制、また民主主義の根本を毀損する重大な事態であったと受け止めています。市長の見解を伺います。

○井戸達也議長 市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 二元代表制というお話がございました。二元代表制という自治体の統治構造を表現するこの言葉が広く使われているところでございますけれども、このことは憲法上、議会の議員と首長が自治体住民から直接公選で選任されることに主眼があるものと考えているところでございます。

合議制による地方議会は、住民の多様な意見を反映し、審議過程で争点を明確にする代表機能にあるものと考えているところでございます。また、合議

制機関である議会におきましては、討議は大変重要なものであると考えておきまして、当市におきましても、当議会におきましては5人から7名の議員、または全員から成る委員会を複数設け、十分な討議を行う機能が持たれているものと存じているところでございます。

議会と首長との関係は、基本的には双方の間で交わされる政治的対話や妥協のプロセスが住民の前に議会の審議を通して明らかになることによって、地域社会における民主主義の基礎と住民の政治意識が涵養されることが期待されるものと、このように考えております。

議員から御指摘のございました、新型コロナウイルス感染症対策、新庁舎建設などについて、ディスコミュニケーションであったとの言及もあつたところではありますが、新型コロナウイルス感染症対策におきましては、議会での委員会、また住民説明会など合わせて79回、時間にして42時間40分、新庁舎建設では98回141時間21分。また言及のありました学校給食の統合の問題では132回84時間と、それぞれ御議論をいただいて、最終的に議会の御決定をいただいたところでございます。この議論の中には様々な多様な意見があつた中、先ほど申し上げた政治的対話や妥協のプロセスが審議時間の中で、これらが集約され手続を踏まえ決定されたものと存じます。

議会との相互の信頼関係という点においては、政治的対話や妥協のプロセスが議会審議の場ではないところでの対話を指すものであるとするならば、二元代表制の問題等ではなく、議会を構成する議員との関係性の問題だろうと、このように考えているところでございます。

それぞれの自治体において議会との向き合い方が異なる中、今回の頂きました提起につきまして、対応を重ねる場の在り方などについて、お互いの対話が必要だと感じたところでございます。

いずれにいたしましても、首長と議会は住民を代表し、その目的は市民のための網走市を目指しているわけでありますから、それぞれの役割をしっかりと果たしていくことがよりよいまちづくりをつくっていくことにほかならないものと、このように考えているところでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今、市長から答弁を頂きました。対話が必要であるということが最後段に述べられていたことを振り返ってみますと、やはり、議会と行

政機関とできちんとした議論、そしてまた、双方が納得できるような協議を重ねていくことが必要だという認識は共にしていただいているのだなということは受け止めさせていただきましたが、議会と行政機関との関係性に揺らぎがある、揺らぎが生まれてしまった例というものを、私は全国各地の地方議員の皆さんとお話をお聞きする機会がございますので、網走、今実際こうなっている、皆さんの町どうですかというふうに伺わせていただいて、議会と行政機関の関係で揺らぎが生まれているところを聞いてみると、一つの法則性があることがわかってきました。これは私自身が自戒を込めて言うところでもあるのですけれども、議会と行政が揺らいでいる自治体、町で起きていることは、例えば市長や市幹部による議会人事への介入、例えば議長この人にしてよとかですね。それから同じく、市長や市幹部による議会の意思決定への介入、不利な決定しないでよみたいなこと。さらに言うと、議会事務局の職員、これは議長が任命権を本来持っているわけですが、をあっという間に上層部を議長の意見も聞かずに変えてしまうというようなケースがあるという傾向がわかりました。このような傾向からすると、やはり、今市長から答弁は頂きましたけれども、やはり議会と行政との関係、いま一度見詰め直す必要があるところに来ていると感じます。

あわせて、鳥取県で知事をされていた片山善博氏がよく講演で話されているのは、知事時代には議案の、議会からですね、議会から議案の修正や否決は大歓迎だと、それも住民の意思だからと。あわせて、議会と行政は質問原稿の打合せはせず、その場で本音で語り合う議会をつくっていくということを知事時代にやってきたというお話をよくされています。結果的に何が起きたかという、行政も議会もしっかり勉強するようになり、まちづくりの推進力が高まっていったというお話もあります。

さらに、先ほど市組織内部のお話もさせていただきましたけれども、これから未来を切り開いていく新しい組織、イノベーションが起きやすい組織の一つの風土としては、心理的安全性の担保、つまりこの場で私は何を言ってもいいのだと、そしてそれは尊重されて議論が深まっていく。その雰囲気があった初めて組織に活力が生まれ前に進んでいく。

今、市役所の若い職員さんから聞こえてくる声は逆であります。非常に残念な面を持つところもございます。議会との関係、そして市役所組織そのもの

の在り方、いま一度見詰め直していただきたいという私の思いを述べさせていただきましたけれども、市長、さらに御答弁があれば伺いたいと思います。

○井戸達也議長 市長。

○水谷洋一市長 なる今お話がございましたが、やはり基本は、対話をどのように重ねて、そして信頼関係をつくっていくのかということでもあります。この信頼関係というのは一方的な問題ではなく、やはりお互いが信頼関係を持ちながら対話を重ねることによって信頼を醸成をしていくことなのだろうと思います。

様々市の職員の件についても御指摘がございましたけれども、そうした内部においても、どのように対話を重ねていくのかという御指摘だというふうに思いますので、今、議員から御指摘を頂きましたように対話を重ねる場の在り方、また対話の必要性というものを十分認識をした上で、今後とも対応してまいります。

○近藤憲治議員 終わります。

○井戸達也議長 これで、一般質問を終わります。

○井戸達也議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

再開は明日午前10時としますから、参集願います。

本日はこれにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後0時01分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井戸達也

署名議員 立崎聡一

署名議員 村椿敏章

9月15日 (木曜日) 第5号

令和4年第3回定例会
網走市議会会議録第5日
令和4年9月15日(木曜日)

○議事日程第5号

令和4年9月15日午前10時00分開議

○議事日程第5号の追加及び変更

日程第1 緊急質問

日程第2 委員会審査報告10件(議案第1号~第10号)

日程第3 意見書案第1号~第3号及び委員会審査報告1件(請願第38号)

日程第4 決議案第1号

据える政治転換を求める意見書提出について(同)

請願第38号 国の責任で教職員未配置・未補充問題の改善を求める請願(採択)

決議案第1号 網走市議会基本条例の理念に沿った対応と説明を求める決議について(原案可決)

○本日の会議に付した事件

議案第1号 令和4年度網走市一般会計補正予算(原案可決)

議案第2号 令和4年度網走市介護保険特別会計補正予算(同)

議案第3号 網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第4号 網走市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第5号 網走市職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例制定について(同)

議案第6号 網走市職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例制定について(同)

議案第7号 財産の取得について(同)

議案第8号 財産の無償貸与について(同)

議案第9号 市道の路線認定及び廃止について(同)

議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について(同)

意見書案第1号 国の責任で教職員未配置・未補充問題の改善を求める意見書提出について(同)

意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書提出について(同)

意見書案第3号 食料の自給率向上を国政の柱に

○出席議員(15名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
市民環境部長 武田浩一
健康福祉部長 桶屋盛樹
健康福祉部参事監 永森浩子
農林水産部長 川合正人
観光商工部長 伊倉直樹
建設港湾部長 立花学
水道部長 柏木弦
企画調整課長 佐々木司
総務防災課長 田邊雄三
財政課長 古田孝仁

.....
教 育 長 岩 永 雅 浩
学校教育部長 田 口 徹
社会教育部長 吉 村 学

○事務局職員

事 務 局 長 林 幸 一
次 長 石 井 公 晶
総務議事係長 法師人 絵 理
総 務 議 事 係 早 渕 由 樹
係 山 口 諒

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は15名で、全議員が出席しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、石垣直樹議員、永本浩子議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 ここで、諸般の報告の追加について報告します。

お手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として意見書案3件、決議案1件、委員会審査報告11件の合計15件を追加しておりますので、承知願います。

本日の議事日程は、お手元に配付した第5号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入るところでございますが、ここで理事者より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 昨日の近藤議員の一般質問の答弁において、修正がありますので、御説明をさせていただきたいと存じます。

近藤議員と資料について確認したところ、コンサルタントのメモと確認できました。御質問の意味を取り違えていたことと御発言の趣旨を理解できず、議場で存在しないと答弁したことをおわび申し上げます。（発言する者あり）

当該メモにつきましては、令和4年度に発注した廃棄物処理検討業務、延命化を含めた次期処分場の検討の中で、最終処分場の延命化策について最終処分場の委託事業者であるシティ環境に対して、覆土

の調整などで延命策を説明するために検討業務の契約先であるコンサルタント会社が作成し、市及びシティ環境への説明に使用したコンサルタントのメモでございます。

残余量が令和6年度末までの2.5年間としていることは、残余量を導き出すためではなく、コンサルタントが可能性を調査する段階でのマックスの埋立量を想定し、その状況を説明するために使用したメモでございます。このメモは現状として、令和10年度まで供用できることを想定しております。このメモの存在を確認せずに答弁をしたことにつきましては、おわびを申し上げます。発言の修正につきましては、よろしくお願い申し上げます。

なお、お手元に当該メモを配付させていただいております。

○井戸達也議長 副市長。

○後藤利博副市長 ただいま部長より発言をさせていただいたところでございますが、副市長といたしまして、内部事務の掌握をしなければならないという立場でございますが、このたびこのような議会答弁となってしまうことを深くおわび申し上げます。

昨日は事前通告のない資料の提出ということであり、その場での答弁としては確認することができない状況でございました。（発言する者あり）

本来であれば、その場で確認のお時間を頂きたいという答弁が正しいものであったと考えております。以後、このようなことがないように気をつけてまいります。どうも申し訳ございませんでした。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 ただいま副市長及び市民環境部長から答弁の修正の件について発言がございましたが、緊急質問をしたいため、御同意の上、この際日程に追加し、発言を許されんことを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也議長 ただいま近藤議員から、緊急質問に同意の上、この際日程を追加し発言を許されたいとの申出がありました。よって、本件の取扱いを議会運営委員会で協議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本件の取扱いを議会運営委員会で協議することに決定しました。

本件について、直ちに協議するため、議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩といたします。

再開は予鈴を持ってお知らせいたします。

午前10時05分休憩

午後1時00分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

ここで、議事日程第5号の追加及び変更についてお諮りします。

休憩中に開催しました、議会運営委員会において、緊急質問を行うことが了承されましたので、議事日程第5号の追加及び変更のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議がありませんので、お手元に配付の議事日程第5号の追加及び変更のとおり、決定されました。

これより議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、緊急質問を行います。

通告に従い、発言を許します。

近藤憲治議員。

近藤議員。

○近藤憲治議員 一登壇一 このたびは、議員各位の御高配によりまして、緊急質問の機会を頂戴いたしましたこと、心から感謝を申し上げたいと思います。

昨日、私が一般質問の中で触れさせていただきました、一般廃棄物処分場の残余年数が最悪のケースで、実は残り2年半であるという資料、実際この議場の中ではないと、そのような資料はないという答弁が当時なされましたが、実はあったということがあります。

私は、この経過を振り返ってみますと、午前中の本会議で、市民環境部長また副市長からも発言がありました。率直に言って虚偽答弁がなされたという受け止めを持っております。

一般質問の中でも、延命化のための事業が本年度実施をされていて、その中で延命のための前提となる残余年数が記載されている資料はありますよねと、質問対象の事業も明確にして、さらにそこで記載されている残余年数が2年半と書かれていると中身、内容まで指定をして、質問を述べたわけであり。また、通告がなかった云々の発言もございましたけれども、私は質問通告をほぼ原稿のままお渡しをしています。延命化のための事業に関わる、しかも残余年数が明記されていて、どのように延命するのかという極めて重要な資料を、公の場である議

場でないと言い切ったのは衝撃的でありました。と同時に、とても残念な気持ちにもなりました。

午前中の本会議で釈明がございましたが、私はあの釈明の中身は全く理解できませんでした。なぜ、公の場である議場で、そのような資料はないと言い切れたのか。議場には答弁をされた部長以外に担当の課長や参事もいて、なぜこのような事態になったのか、明確に御説明をいただきたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 まず、先日の近藤議員の質問に対してのお話でございますが、私自身が御質問の意味を取り違えていたこと、御発言の趣旨を理解できず、まずはその議場で存在をしないということに答弁したということで、おわびをさせていただいたということでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 私は通告をしています。あわせて、質問の発言の中でも事業も指定をして、さらに記載内容も指定をして、そういう資料ありますよねと問うたわけですよ。問うたわけですよ。それをどう取り違えるのですか。しかも、後ろに担当の参事も課長もいますよね。何で取り違えるのですか、それを。

○井戸達也議長 暫時休憩します。

午後1時06分休憩

午後1時09分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

近藤議員の質問に対する答弁から。

生活環境課長。

○近藤賢生活環境課長 今回、通告の要旨で延命のための事業の調査で導き出された残余量についてということで御質問を伺ったところです。なお、その中から私どもが今実施しております、検討事業の内容でございますが、そこで設定した残余量ということが、まず読み取れなかったことはおわびいたします。

この事業につきましては、現状の最終処分場を何とか延命をしていく。そして、延命できないとなった場合は、次の処分場の検討を進めていくという内容となっております。質問の内容、趣旨を理解していなかったことはおわびいたします。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 質問の中身が理解できなかったという答弁繰り返していますけれども、私は延命のための事業、そしてそこで導き出された残余量が2年

半と書かれている資料がありますよねという、かなり具体的に発言の中で指定をしました。指定をしました。

改めて伺いますけれども、部長はないと答弁されましたが、後ろに座っている参事と課長、この資料を持っていましたよね。持っているのに何で部長と共有して、ありますよ、その資料と言えなかったのでしょうか。

○井戸達也議長 生活環境課長。

○近藤賢生活環境課長 この資料につきましては、市と作成したコンサルタント、あと最終処分場を維持管理している事業者との打合せの場で用いた資料ということで、今後この事業を進めていくに当たって、この内容で進めていくというコンサルからの提案でございました。そういった中で、この方式でお願いしたいということで最終処分場の委託業者に説明した内容でございまして、この資料について昨日の時点では持って、こちらのほうに、議会のほうに参加していなかった形でございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 正直に答えてくださいよ。持ってなかったのですか。

○井戸達也議長 生活環境課長。

○近藤賢生活環境課長 私は持っていましたが、昨日この場には持ってきてなかったです。

○近藤憲治議員 ちょっと今答弁の意味がわからない。持っていましたが持ってこなかった。どういう意味。(発言する者あり)

○井戸達也議長 静粛に願います。

暫時休憩します。

午後1時13分休憩

午後1時17分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

緊急質問を続行します。

近藤議員の質問に対する答弁から。

市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 御質問ですけれども、先ほど課長のお話もありましたが、課長につきましてその時点で、この求められている資料がこの資料だという認識がございました。私もちょっと知らなく、私はその時点でないというふうに申し上げたところでございます。大変申し訳ございませんでした。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今、御答弁いただきましたけれど

も、すごく重大な答弁されていると思います。知らなかったらうそ言っているのかという話になるのですね。後ろの課長は確かに議場に持ってきていなかったかもしれないけれども、そういう資料があるということは知っているのですよ、今の答弁では。確認すれば、いかようにでも示すことはできた、でもしなかった。なぜですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 繰り返しになりますけれども、昨日質問を受けた時点では、求められている資料がその資料だというふうな認識がなかったということでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 その答弁真に受けると、ちょっと不利なこと聞かれたときに、それは知りませんという答弁が横行してしまうのですよ。それって昨日この一般質問でもやり取りさせていただいた、行政と議会で信頼関係もう一度再構築していくときなのではないですかというお話ともつながってくると思うのですね。知らなかったから出せませんでした、でも実は後から聞いたらありましたなんていう整理のされ方するのは、僕は納得できないし理解はできません。

なぜこうなったのですか、部長。

何回も知りませんでした、知りませんでしたと言うけれども、後ろを振り返って課長に聞けば、課長はそのとき持ってなかったけれども、気づかなかつたと言うけれども、よくよく調べたら、約半日ぐらいのインターバルでわかったわけですよね。その場でもやり取りできたのではないですか。なぜ質問に対して、真摯に答えようという姿勢を見せられなかったのでしょうか。知らなかったから、ない、でも後になったら、ある、すごく不誠実な態度だと思いますけれども、いかがですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 昨日の時点で御質問があったときに、課長、参事のほうには確認をさせていただきましたが、その時点ではこの資料だということに思い当たりませんでしたという答えがありました。それはうちがつくった資料ではなくて、コンサルタントがつくった資料ということもありまして、なかなかその資料と合致することができなかったということで、という答えがありましたので、私はそれでその資料はないというようなお答えをさせていただいたということでございます。申し訳ございま

せんでした。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 これ堂々巡りになりますから、ちょっと先に進みますけれども、今、部長何度も何度も答弁しているその中身、僕はとても衝撃を持って聞いていますよ。なぜかといったら、最終処分場の残余年数って実際どれぐらいなのだというのは、極めて喫緊の課題、誰もが知りたい、真実は何なのかというテーマなのです。その数字に対して載った資料がこれですよ。そして、さらにどうやって延命していくのかという手順まで書いてある大事な資料ですよ。その資料のことを担当部長が知らないというのも、一方でまた衝撃なのです。めちゃくちゃ大事な話じゃないですか。大丈夫ですか。大丈夫じゃないと思いますけれども、いかがですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 御指摘の点につきましては、私の不徳の致すところだと感じております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 そこは今後のこともありますし、やはりどう延命していくのか。最悪のケース2年半ということが表に出たわけですから、ではこれからどういう手をもっともっと真剣に打っていかなければならないのかという段に入りますので、先に進ませていただきます。

ただ、何度も言いますが、私はこの一件を答弁の修正ではなくて虚偽答弁をされたと受け止めていることだけは伝えます。そして、部長はわからなかったと何度も答弁していますが、課長と参事は知っていたということも事実として存在しているということも、この場で言うておきます。

最終処分場をどう延命していくのかというのは、まさに喫緊の課題であるときに、やはり残余年数が最悪こういうケースなのだという事です。この資料には、書いてあるのは、残余容量調査により、このままでは埋立終了時期令和6年度末と考えられますと明記されています。今令和4年度の真ん中ですから、令和5年度、令和6年度、あと半分と考えれば、最悪のケースで2年半ですよ。今までこの議場で、また委員会の場で理事者の答弁は、四、五年と答え続けてきましたが、実はそうじゃないということがこの資料には記載されているのです。その資料を基にちゃんと市民の皆さんや議会にその数字を示して、どういうふうにしていくのかというのを組み立てていくのが今求められていることだと思います。

す。

しかし、それを示さなかった。示してこなかった。しかもないと答弁もしてしまった。「行動は言葉より雄弁」ということわざがありますけれども、いろいろと今答弁をいただきましたが、やっていることを見る限りでは市役所のごみ問題に対する姿勢、本音が見えてきたなと感じています。議会や市民にネガティブな情報は伝えない、正直に情報を伝えないという姿勢が伝わってしまいました。

あわせて、副市長も午前中の本会議の場で釈明をされてきました。その内容は、組織のガバナンス不足を認めたという発言だったというふうに受け止めています。何度も申し上げますが、これは答弁の修正というレベルの問題ではありません。答弁の修正ではなく虚偽答弁がなされたことに対するお詫びという発言だったのか。そして、なぜこのようなことが起きたのかの説明が、ガバナンスを担っている側の立場からの発言を聞いていて、理解ができませんでした。私も含めて、この議場の中には、結局これって最初から隠すつもりだったんじゃないですかという受け止めにされている方もいらっしゃると思います。なぜこのようなガバナンスの崩壊のような事態になっているのでしょうか。副市長に改めて伺います。

○井戸達也議長 副市長。

○後藤利博副市長 今、ガバナンスというお話でございましたけれども、午前中もお話をさせていただきましたけれども、やはり行政事務を行っていく上において、管理職含め担当部課職員の中での業務の在り方、その点検の仕方、その確認の仕方において、足りなかったといえますか確認のできてない部分がございます。今回、この答弁をするに当たって、本来であればそういう求められた資料があるのかないのか、本来であれば時間を頂いて、求められている資料がこれなのかどうか確認をさせていただいて、それから答弁するべきことであつたというふうに思っております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 私が伺ったことに答えていただけてないのですが、なぜこのようなガバナンスの崩壊のような状態が起きているのかという原因を副市長はどう捉えているのかを伺っています。

起きた事態に対してのお話は今のでわかるのですが、何でも、何でこんな状態になっちゃったのでしょうかという、その組織のありようとしてというのを

伺っているのです。

○井戸達也議長 副市長。

○後藤利博副市長 組織の在り方といたしますか、業務を進めていく上での管理監督する者、また、それを現場で遂行している者との間のやり取りといたしますか、そういうことがしっかりと確認できない、そういう状況のまま業務を進めてきてしまったということが原因でありまして、そこは組織全般として反省すべき点であり、行政を進めていく上においては、そういうことをしっかりした上で市民にも示していく必要があるのだろうというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今御答弁いただきましたので、今後どのようにこのガバナンスが、今のような一部崩壊したような状態からよりよい方向に改善されていくのかということ、私も見守らせていただきたいと思いますが、状況は極めて危機的だと受け止めています。

それで、本来であればこの資料があると私は前提に立っていましたので、この資料の内容に沿った質問を用意していましたので、させていただきたいと思います。

残余年数が最悪のケースで2年半であると。令和6年度末には満了になってしまうという資料が存在しているわけですから、この資料のまず概略について御説明をいただきたいと思います。

そして、その資料を誰がつくったのか。これはコンサルタント業者に発注をしているわけですので、発注先の業者名も明らかにさせていただきたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 お配りした最終処分場の延命化についてという資料について、御説明をさせていただきます。

これは令和4年度に発注した廃棄物処理検討事業、延命化を含めた次期処分場の検討の中で、最終処分場の延命化策を説明するために、業務の委託先であります、最終処分場に精通したホクスイ株式会社を作成をいたしまして、市と最終処分場の委託業者でありますシティ環境さんに説明をする際に使用した資料でございます。

内容については、序段の最終処分場の埋立期間が当初計画15年間、令和14年度までのおおむね半分で終了するというのは、供用当初の平成30年度に

8,141トンの埋立てを行ったことから、その結果を基に最悪半分より手前の令和6年末までの7年間でしようと仮定したものでございます。

一つ目の焼却施設の新設は、仮に令和10年度に施設がある場合、1年分の埋立量が焼却により5分の1の埋立量となることから5年延びると説明をしているものでございます。

二つ目の軽微な変更でございますが、軽微な変更により10%の埋立量を増やす、そして、最終覆土量の覆土の厚さを半分にするということで、埋め立てる容量を合わせて約2万4,700立米増加し、2.5年分延命できると示したところでございます。

三つ目の現場作業による延命化策でございますが、覆土の削減と埋立てするごみの削減で、約1万5,000平方メートル、容量を増やし、1.5年分の延命ができるとしたものです。

四つ目の想定埋立終了時期ですが、1の埋立終了は仮として令和6年までとしたところでございます。2番と3番については、さきの先ほど説明いたしました二つ目と三つ目の効果で4年延ばして令和10年度まで供用可能と説明した内容でございます。

④と⑤につきましては、焼却があると仮定した場合で、計画年度の令和14年度まで使えるとしたものでございます。

委託業者が覆土方法の調整、市がごみ減量化を啓発し連携することで、令和10年までは使用できると説明した内容でございます。最終処分場に精通したコンサルが提案した取組を行うことの効果につきましては、年度末までに廃棄物処理検討事業の中でまとめていくということとなります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 最悪のケースとして仮定すると令和6年度末に満了するのだということ、今明確に答弁をされました。仮定ではあるけれども、最悪のケースそうなる可能性もあるということでもあります。

これはビジネスの世界でもそうですけれども、万が一も想定したリスクヘッジは当然します。何が起るかわからないわけですから。行政運営はなおさらですね、市民の生命と財産を守る行政なわけですから。そう考えると、今後、大量のごみが発生する災害が絶対に起きないとも言えないわけなのですよ。

昨日一般質問でのやり取りでは、最終処分場は満了になるのは四、五年ですからという答弁がありまして、次の穴を、次の最終処分場を整備するにして

も、最短で令和8年ですから、1年ぐらいの余力しかないですね、かなり綱渡りな計画ですね、さらに仮に焼却炉をつくるとしたら令和10年の稼働ですから、1年合わないですよ、もたないですよという、指摘をさせていただきましたが、今日出された資料、最悪のケースであと2年半しかもたないというのであれば、これは綱渡りではなく悲劇的な未来ですよ。危機感の共有を本当にする気があるのでしょうか。なぜ楽観論でいられるのか。全て打った手がうまくいく保証もどこにもないのです。災害が起こる可能性もあるのです。そう考えると、まずはこの残余年数、最悪のケースで2年半しかないのですという数字を正直に市民の皆さんにお示しをして、そしてそうってしまった政策判断の誤りも、ここまで来てしまっているのだからきちんと伝えて、ごみの排出量の抑制の協力を呼びかけねばならない局面です。なぜ、最悪のケースで2年半です、あと2年半ですという数字を言わずにいたのですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 言葉が足りなかったかもしれないかもしれませんが、平成30年度の8,141トンをやっと続けていった場合のケースということをとことなので、今、議員が言っているということではなくて、そこのところは8,141トンずっと続けていった場合ということ、仮定した場合ということでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 質問に答えてない、全く。

なぜ最悪のケースで2年半というのを言わないで、今に至ってしまっているのですかということですか。

○井戸達也議長 生活環境課長。

○近藤賢生活環境課長 このコンサルがつくりましたこの説明資料では、最悪のあと2年半ということを出しているところですが、昨年の測定の結果ではあと四、五年というふうにお示ししております、また、埋立処分量も最初の年度は8,141トン、令和2年は7,716トン、令和3年は6,881トンと、減量の効果があることで、昨年の測定時点ではあと四、五年ということを出しておりますし、今年度の埋立量から算定した見立てでもあと4年以上はあるというふうに判断をしているところでございます。

○近藤憲治議員 なぜ2年半だというふうに言わないのですかということですか。最悪のケースと出ているのに。

○井戸達也議長 生活環境課長。

○近藤賢生活環境課長 追加でお答えさせていただきますが、この最終処分場の延命化のコンサルがつくった中では、おおむね半分ということで、7年目、供用から7年目の令和6年度末で終わるというふうに仮定をした内容でございますので、あと2年半で終わるといふものはまた別の視点でつくっております。

〔「答弁不明です」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也議長 暫時休憩します。

午後1時40分休憩

午後1時44分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

緊急質問を続行します。

近藤議員の質問に対する答弁から。

生活環境課長。

○近藤賢生活環境課長 こちらの最終処分場の延命化、この内容につきましては、市と最終処分場の委託事業者がどうやって延命化をしていくかという策を提示したものでございまして、この2年半の、あと2年半と考えているのは、最初の8,141トン埋め続けた場合は2年半で終わると、そういうふうに出しております。市としての残余量調査では、廃棄物の埋立量が減っていることから、昨年度時点で四、五年というふうに出しております、この資料は延命化に基づくもの、残余測量とはちょっと別の資料ということで、この本当に延命化の資料につきましては、市と委託事業者がどのように最終処分場を運営して延命化を進めていくのかということの研究、勉強するためにつけていただいたものでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 資料の質が違うから残余年数のカウントの仕方も精度が違うのですよと多分言いたいのだと思うのですけれども、私が伺っているのは、これ最終処分場極めて危機的なので、最悪のケースをきちんと表に出すべきだというふうにならぬように何度も言っているのです。例えば中期財政見通しだって毎回くり返すけれども、収支不足をかなり厳し目に見るじゃないですか、最悪のケース、特別交付税これだけしか来なかったらみたくない。でも実際5年回してみたらこうでしたとなるじゃないですか。同じようにやっぱり最終処分場も、将来の見立てはシビアに見るべきだと思いますよ。令和6年度末、あと2年半しかないという一方の見立てが出ているのですか

ら。だからそれを基軸にしながら、こういう方法取ったらこうですよ、こうですよというのをきちんと市民の皆さんにお示しをして協力を呼びかけるから初めて説明に合理性が出るわけですよ。だから、あと2年半ですというのもちろんと表に出すべきです。何か資料の質が違うから関係ないみたいなことにはならないです。どうですか。

○井戸達也議長 質問者以外の方の私語を慎んでください。

生活環境課長。

○近藤賢生活環境課長 この最終処分場の延命化の内容でございますが、この内容につきましては、市と事業者とどのように延命化をしていくかということを検討、これができるのかできないのかという検討をするという内容でございます。ここに示したマックスで8,141トンで進むと2年で終わるというふうに出しておりますが、こちらにつきましては今検討の過程の内容です。これで進めていくと、最終処分場が4年延ばせるという提案でございますので、そこは取りまとめ次第、市民の皆様にご事実を出していくことが必要と考えています。また、残余測量につきましても、結果が出次第そこは公表して、何年もつかということとは正式に公表することが必要というふうに考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 何度も答弁を伺っていますが、令和6年度末に満了になるかもしれない、2年半であふれるかもしれないというのは言いたくないのですね。極めてシンプルに聞いているのですけれども、何かいろいろ答弁していますけれども、言いたくないという姿勢が伝わったので、次に行きます。

これ最終処分場、最悪のケースで、災害が起きるかもしれませんし、ごみの量は減らないかもしれない。昨日も一般質問で指摘させていただきました、埋立ごみは減ってないのです、生ごみの残渣だけです、減っているのは。だから劇的には減少していかないという前提に立つと、あと2年半というのは、私は極めて現実的な数字だと見ていますよ。そうなってくると、次の最終処分場の整備も、仮に広域に進んで焼却炉をつくったとしても、いずれも間に合いません。間に合いませんよ。なので、最悪のケースを想定して最終処分場だけを現行規模で単費で整備する視点と覚悟も必要だと感じています。そこについての認識はどのようにお持ちでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今年度の廃棄物処理検討事業、今お話しさせていただいておりますけれども、延命策を含めた次期最終処分場の検討、まさしく今進めておまして、その中でも覆土の調整など延命策を行っているところでございます。そういった中で、また測量も今月末、ごめんなさい、10月にいつも行っているような形で行ってまいりますので、そういった事実と申しますか、情報について順次それを見極めながら進めていくというような形を考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 昨日と一昨日の一般質問でなされていた答弁と変わらないので、本当に危機感があるのかなという印象しか残りません。

これ仮に最悪のケースでしかないと言っていますか、実際それが現実のものになってしまった場合、なってしまった場合ですけれども、文教民生委員会は今年の3月に市長に対して政策提言を出しました。その中で、ごみ最終処分場の非常事態宣言を出して、市民の皆さんに改めて分別に御協力をお願いします、排出量の抑制に御協力をお願いしますと伝えるべきではないかと言いましたけれども、それもしていない。また、廃棄物減量等推進懇話会の皆さんにも、この資料に基づく数字は正直に伝えるべきだと思います。9月1日の懇話会の中でも、実際のところ残余年数はどうなっているのだと、皆さんは強い関心を持って心配をされていたのです。実は最悪のケース2年半なのですと、正直に伝えるべきですよ。しかし、言ってこなかった。懇話会の場でもあと四、五年ですと言ってきた。これは懇話会の皆さんにもおわびをして正直に伝えるべきだと思います。いかがですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 繰り返しの答えになりますけれども、昨年度の残余測量で、あと四、五年と言う結果、現在その時点から1年という形です。たっていますけれども、現状としましては、埋め立てているごみも減っている状況です。埋立処分量からの残余容量の推測も進めているところでありますけれども、その推測においても、令和4年6月時点で残余割合が44.45%というふうな形になっておりますので、あと4年程度残余があり、最終的な軽微な変更なども含めて、市としてはあと5年ものものというふうにご考えているところでございます。

しかしながら、さらなる埋立ごみの減量化による

延命策というのは続けていかなければならないというふうには考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今の答弁でいうと、市民の皆さんにも伝えない、懇話会でも伝えない。この資料に基づいたことは言わないということですね。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 延命化策の進捗ということで説明をさせていただきます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 わかりました。それはきちんと伝えるべきだと思います。

次に、実は一般質問でも、一昨日古田議員や村椿議員が一般質問で最終処分場の残余量はどうなのかという質問がありました。過去の定例会でも多くの議員が残余年数を聞いてきました。そこへの答弁が今日出てきた資料によって、本当にそうなのかということになってきます。もともと四、五年もつと言っていたものが今日出た資料で、一方では最悪のケース2年半だという指摘があるわけなのですよね。これは全然状況は変わってきたと。これは答弁をちゃんと精査してどこまでが本当なのかということを確認していく作業が必要だと思っています。これは質問というよりは今後議会運営委員会等で整理する必要がありますので、議長にお預かりをいただきたい案件だと思います。

あわせて、この資料には令和10年度から焼却することだというフレーズも出てくるのです。中間処理の方法が記載されています。これまで村椿議員や古田議員の一般質問で、焼却は多額の財政負担が想定され、人口減少にあるこの地域で、広域連携をしても本当に将来にわたってもち切れるのかという強い懸念があるわけです。また、広域にすることで、運搬費や管理型最終処分場の建設費用、さらに運転のための重油や灯油の燃料代や電気代、そういったことが一切示されない中で、何となく焼却という方向で議論が進んできています。

しかし、これまで市の答弁というのは、中間処理の手法はこれから広域の協議会で話し合うと答弁されています。副市長も昨日の答弁では、中間処理については焼却もあるかもしれない、もっと減容できる方法かもしれないという答弁をされていました。まだ中間処理は様々な方式を検討する段階ではありますが、そしてまた市もそういう答弁をされていますが、この資料からは焼却しかないという姿勢も読

み取れてしまいます。これ言い換えてみますと、今まさに進められている廃棄物減量等推進懇話会や議会の議論を反映する気はないということなのか。昨日の企画総務部長の答弁では、市民の意見を政策に取り入れていくのだという基本的な方針も答弁されていましたけれども、この資料を読む限りでは、本当にそうなのかという疑念すら持ってしまいますが、お考えを伺いたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 この資料にも書いておりますけれども、あくまでも検討ということで記載をさせております。また、ごみ処理に精通したコンサルタントで中間処理の部分で、仮定として焼却処理ということをお示ししているものでございますので、それが決まったとかそういうものではございません。あくまでも仮定という形でございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 そういう答弁をされると思いましたが、仮定なのにほかの方法は一切書いてないのですね。これはもうこれまでの議論でもさんざんさせていただきましたが、焼却以外の方法は検討されていないのです。そこは極めて答弁をしていることと実際やっていることが食い違っているという印象を持っています。

まさに今ですね、行政と議会の信頼関係が揺らいでいますねという質問を昨日させていただきました。これからどうやって立て直していくべきかという議論も昨日市長とさせていただきました。こういうときにこんな状態になるというのは本当に残念ですし、強い憤りを感じています。知らなかったの、ないと言ってしまうという話を百歩譲ってそうなのかと聞いたとしても、虚偽答弁をしたという事実は残ります。通告もして、質問要旨も出して、それでもきちんと答えてもらえないというのは、いろいろと説明をしていただきましたけれども、率直に受け止めるというのは難しい。そしてまた、副市長にも伺わせていただきましたけれども、市役所のガバナンスを疑うような事態ですよ。何度も言いますが、行動は言葉より雄弁なのです。何をしているのか、どう行動しているのかで、その人やその組織の本質が見えてしまいます。この資料がないと言った後に、実はありましたと後から出てきたことで、昨日市長が答弁されていたけれども、二代表制を尊重するのだ、対話が大切なのだという話は果たして本音だったのでしょうかと

いう疑問すら持ちました。市長が昨日答弁の中で、信頼関係の再構築には対話が必要であるとおっしゃっていましたが、そもそも対話のためには正しい情報、正確な情報が共有されて初めて深い対話が成り立つと考えますが、このような事態が生じてしまう中では極めて難しいと感じてしまいます。昨日の答弁と今日この資料がないといった後から出てきた事態、市長はどう受け止めて、組織のあり方や議会との関係をどのようにしていくお考えがあるのか、最後に伺いたいと思います。

○井戸達也議長 市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 近藤議員から大変厳しい御指摘を受けながらの御質問を頂いたところでございます。

本当に昨日の答弁と、そしてこのそごは誠に誠に遺憾な話でありまして、けしからん話であります。それが議場において行われてしまったことは、まさに痛恨の極みでありまして、このことはまさにガバナンスの指摘を受けても、そのそしりは免れないと、このように受け止めるところでございます。

議会において、事実確認をすべきという一呼吸置いた答弁をきっちりすべきところを、今議場になら、そして知らないから、ないといったようなことを、この市民の代表である議会の場において発言をしてしまったことはまさに痛恨の極みであり、トップとして市民の皆様に、そして疑念を抱かせたことに対しておわびを申し上げたいと、このように思います。

誠に本当にこのようなことがあつては、昨日近藤議員からもお話がありましたように、信頼関係というのは対話から来るのだろうという、このようなお話をさせていただきましたが、これでは対話できないでしょうという指摘も当然であります。ですから、こうした議会の場において緊張関係にありますけれども、そうした場にある中にあつても、きっちり職員は事実を把握した上で議会で答弁することを私からも強く今後指導を求めてまいりますので、この場でこのようにお話をさせていただいて、私からの答弁とさせていただきたいと思っております。厳しい御指摘を頂きましたこと、しっかりと受け止めさせていただきたいと、このように考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今、市長からも極めて率直な御答弁を頂いたと思っております。しかし何度も申し上げますが、行動は言葉より雄弁なのです。行動が見られて

いるのです。そのことを最後に申し上げまして、私の緊急質問を終わらせていただきます。

○井戸達也議長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、緊急質問を終わります。

次に……。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は2時15分とします。

午後2時05分休憩

午後2時14分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

○井戸達也議長 次に、日程第2、委員会審査報告、議案第1号から議案第10号までの合わせて10件を一括して議題とします。

本件は、去る9月8日の本会議において、関係常任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について順次、委員長の発言を求めます。

初めに、総務経済委員会。

〔「休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午後2時15分休憩

午後2時16分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

小田部照委員長。

○小田部照議員 一登壇一 本定例会において、総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第4号網走市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第5号網走市職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例制定について、議案第6号網走市職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例制定について、議案第7号財産の取得について、議案第8号財産の無償貸付について、議案第9号市道の路線認定及び廃止について、議案第10号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての合わせて8件であります。

本件につきましては、去る9月8日開催の本会議におきまして、当委員会に付託され、同日開催の委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号及び議

案第4号から議案第10号までの合わせて8件につきましては、いずれも委員全員の一致により議案は原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 次に、文教民生委員会、松浦敏司委員長。

○松浦敏司議員 一登壇一 本定例会において、文教民生委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第2号令和4年度網走市介護保険特別会計補正予算、議案第3号網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についての合わせて3件であります。

本件につきましては、去る9月8日開催の本会議におきまして、当委員会に付託され、翌9日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号から議案第3号までの合わせて3件につきましては、いずれも委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、各常任委員会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論に入りますが、通告がありませんので、採決を行います。

上程中の議案第1号から議案第10号までの合わせて10件を一括して採決します。

それでは、お諮りします。

議案第1号から議案第10号までの合わせて10件

は、各委員長の報告のとおり、いずれも原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第10号までの合わせて10件は、各委員長の報告のとおり、原案可決されました。

○井戸達也議長 次に、日程第3、意見書案第1号から意見書案第3号までの合わせて3件、及び委員会審査報告1件を議題とします。

初めに、意見書案第2号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書提出についてと、意見書案第3号食料の自給率向上を国政の柱に据える政治転換を求める意見書提出についての2件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務経済委員会、小田部照委員長。

○小田部照議員 一登壇一 ただいま御上程いただきました、意見書案第2号及び意見書案第3号の提案理由を申し上げます。

意見書案第2号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書提出についてと、意見書案第3号食料の自給率向上を国政の柱に据える政治転換を求める意見書の2件は、9月8日開催の当委員会におきまして、慎重に審査した結果、委員全員の一致により、国会及び関係行政庁に意見書を提出すべきものと決定したところであります。文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に配付のとおりであります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○井戸達也議長 以上で、総務経済委員会委員長の提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りします。

上程中の意見書案第2号及び意見書案第3号の2件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号及び意見書案第3号の2件は原案可決と決定されました。

次に、意見書案第1号国の責任で教職員未配置・未補充問題の改善を求める意見書提出についてを議題とします。

なお、意見書案第1号には請願第38号が関連しておりますので、併せて議題とします。

提案理由の説明を求めます。

文教民生委員会、松浦敏司委員長。

○松浦敏司議員 一登壇— ただいま御上程いただきました、請願第38号国の責任で教職員未配置・未補充問題の改善を求める請願についての委員会審査の報告と意見書案第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、請願第38号については、9月9日開催の当委員会におきまして、慎重に審査した結果、委員全員の一致により、採択すべきものと決定したところであります。

次に意見書案第1号についてであります。ただいまの審査報告を踏まえ、意見書を国会及び関係行政庁に提出しようとするものであります。文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に配付のとおりであります。

どうか議員皆様の御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○井戸達也議長 以上で、文教民生委員会委員長の提案理由の説明を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りします。

上程中の意見書案第1号は原案のとおり可決することとし、請願第38号は採択と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案可決、請願第38号は採択と決定されました。

○井戸達也議長 次に、日程第4、決議案第1号網

走市議会基本条例の理念に沿った対応と説明を求める決議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

立崎聡一議員。

○立崎聡一議員 一登壇— ただいま御上程いただきました、決議案第1号網走市議会基本条例の理念に沿った対応と説明を求める決議について提案理由の説明を行います。

当市議会は本年第1回の定例会における本年度当初予算案の可決に際し、審査過程における懸念や疑問をもとに4項の附帯意見を付しましたが、市はその対応において、網走市議会基本条例にうたわれている理念との食い違いが一部に指摘されるような市政運営に至っている現状が認められます。また、市及び市教育委員会においては、部活動に関する市議会答弁とのそごやSOMPOスポーツ体験イベントにおける情報開示の遅れ、さらに一般廃棄物処理に関する問題や今般の市内ホテルでの重油漏れ問題など、議会との信頼関係の構築に意を用いているとは言い難い対応が続いております。

当市議会基本条例には、「二元代表制の下、市長と常に独立対等な緊張関係を保持し、市長その他の執行機関の事務執行に対する監視を行うこと」「議会及び議員は市民に対して説明する責任を負うこと」等が定められておりますが、今般の状況は議会として市民に対する説明責任を果たすことができないゆゆしき事態にあると認識しております。

市にはいま一度二元代表制の原則に立ち返り、議会との信頼関係の再構築に努めていただくとともに、今般の危機的状況の改善に取り組むものとして、次の2項目につき市に対応を求めます。

一つ目には、予算可決時の附帯意見への対応において、議会基本条例の理念との食い違いが一部指摘されるような市政運営に至っている経過及びその要因について速やかに説明すること。

二つ目には、議会基本条例の理念に沿って、改めて二元代表制の原則に立ち返り、議会との信頼関係再構築に努めるとともに、正確な情報を市民及び議会に示すことに留意し市政運営に当たること。

以上のことを強く求めることとして、決議いたしたく提案するものであります。

議員の皆様のお賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。

○井戸達也議長 以上で、提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、上程中の決議案第1号を採決いたします。

この採決は起立採決により行います。

上程中の決議案第1号は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数であります。起立多数であります。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

○井戸達也議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

今定例会の審査日程に従いまして、各会計決算審査特別委員会における議案審査のため、これより本会議は休会となり、再開は9月27日午前10時としますから参集願います。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

午後2時32分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井戸達也

署名議員 石垣直樹

署名議員 永本浩子

9月27日 (火曜日) 第6号

令和4年第3回定例会
網走市議会会議録第6日
令和4年9月27日(火曜日)

○議事日程第6号

令和4年9月27日午前10時00分開議

日程第1 委員会審査報告4件(認定第1号～第4号)

日程第2 選挙第1号

日程第3 議案第12号～第16号

○議事日程第6号の追加及び変更

日程第4 委員会審査報告5件(議案第12号～第16号)

日程第5 意見書案第4号

日程第6 意見書案第5号

日程第7 議員の派遣について

日程第8 その他会議に付すべき事件(2件)

意見書案第4号 網走市における油流出事故発生に対する汚染土の全量撤去実現に向けて北海道知事に具体的な取り組みを求める意見書提出について(原案可決)

意見書案第5号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書提出について(同)

その他会議 議員の派遣について(決定)に付した事

事件(4)

その他会議 閉会中継続審査について(承認)に付した事

事件(5)

その他会議 付託事件の閉会中継続審査について(承認)に付した事

事件(6)

○本日の会議に付した事件

認定第1号 令和3年度網走市各会計歳入歳出決算について(原案認定)

認定第2号 令和3年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について(原案可決及び認定)

認定第3号 令和3年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について(同)

認定第4号 令和3年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について(同)

選挙第1号 網走市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について(当選決定)

議案第12号 網走市新庁舎建設建築主体工事(1工区)請負契約の締結について(原案可決)

議案第13号 網走市新庁舎建設建築主体工事(2工区)請負契約の締結について(同)

議案第14号 網走市新庁舎建設電気設備工事請負契約の締結について(同)

議案第15号 網走市新庁舎建設機械設備工事(1工区)請負契約の締結について(同)

議案第16号 網走市新庁舎建設機械設備工事(2工区)請負契約の締結について(同)

○出席議員(15名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博

市民環境部長	武田浩一
健康福祉部長	桶屋盛樹
健康福祉部参事監	永森浩子
農林水産部長	川合正人
観光商工部長	伊倉直樹
庁舎整備推進室長	立花学
水道部長	柏木弦
会計管理者	野呂俊広
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	田邊雄三
財政課長	古田孝仁

教育長	岩永雅浩
学校教育部長	田口徹
社会教育部長	吉村学

監査委員	藤原誉康
監査事務局長	永倉一之

○事務局職員

事務局長	林幸一
次長	石井公晶
総務議事係長	法師人絵理
総務議事係	早淵由樹
係	山口諒

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は15名で、全議員が出席しております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、小田部照議員、工藤英治議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 ここで、諸般の報告の追加について報告します。

お手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として選挙1件、議案5件、意見書案2件、委員会審査報告4件、その他会議に付すべき事件3件の合計15件を追加しておりますので承知願います。

なお、市長から物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定についての専決処分の報告がありましたので、お手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

本日の議事日程は、お手元に配付した第6号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、委員会審査報告4件、認定第1号令和3年度網走市各会計歳入歳出決算について、認定第2号令和3年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第3号令和3年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について、及び認定第4号令和3年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算についてを議題とします。

本件は、令和3年度各会計決算審査特別委員会に付託した案件であります。既に委員会の審査が終了しておりますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会、立崎聡一委員長。

○立崎聡一議員 ー登壇ー ただいま御上程いただきました認定第1号令和3年度網走市各会計歳入歳出決算について、認定第2号令和3年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第3号令和3年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について、及び認定第4号令和3年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算についての合わせて4件について、本特別委員会での審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、去る9月6日の本会議終了後に第1回の委員会を開催し、委員各位の御推挙により私が委員長に、副委員長には山田庫司郎委員がそれぞれ選任されました。

その後、さきの議会運営委員会において協議、決定された審査認定、審査方法を基本に、副市長、教育長、監査委員のほか各部課長等の出席を求め、実質の審査日程をおおむね4日間とし、審査を行うことにしたところであります。

審査に際しましては、理事者側から市全体における財政状況及び令和3年度決算等についての追加及び補足説明があり、所管部別に審査を行ったところであります。

その結果、認定第1号は大方の意見として原案認定すべきものとし、審査の経過及び質疑の内容から1項目の附帯意見を付すことがよろしいということに決定したところであります。1項目目の意見の内容につきましては、既にお手元に御配付のとおりでございます。

また、認定第2号から認定第4号までは全委員の意見として原案可決及び認定すべきものと、附帯意見を付すことなく決定したところであります。

なお、審査の経過であります。令和3年度はコロナ感染拡大防止とワクチン接種に明け暮れた1年でありましたが、国の交付金を活用した各種対策が行われ、ワクチン接種においては様々な接種体制にも取り組むなど、スムーズな対応が取れたことに評価するとの意見がございました。

一方、今回の決算審査においては、適切な支出であったかどうかを判断するための事業実績等の資料の誤りや答弁誤りなどによる答弁調整に非常に時間を費やしたことは反省すべき点であり、理事者にはそのことを重く受け止めしっかりとした対応を強く求めるとの意見もございました。

なお、一般会計においては、民間への委託事業において適切な対応が望まれる事業も散見されたとの意見や、一般廃棄物処理の今後についても真摯な対応を求めるとの意見、地方債の増加傾向は見られるが単年度収支での黒字や経常収支比率の向上も認められ、財政的にもよい形で動き出している実績を評価するとの意見、継続事業を含め、PDC Aの考え方の下に事業の検証はしっかり行うべきなどの意見もございました。

また、各特別会計においては、網走港整備特別会計や能取漁港整備特別会計では、いまだ多額の累積赤字を抱えているものの保有地の売却や利活用に積極的に取り組んでいる点は評価するとの意見や、現在は利息が低い状況だが今後利率が上がり負債が増加する危険な場面も想定されるため、土地を売却して財政健全化に向かう考え方を職員には共有してもらいたいとの意見がありました。

介護保険特別会計においては、給付金が年々増加していると思うが、収納率向上に向けてさらに取り組んでもらいたいなどの意見もありました。

水道事業等の公営企業会計においては、人口減少に伴い給水収益が見込めない中で黒字決算となったことや老朽化に伴う導水管の更新など課題は多いものの、補助金等を活用しながら健全な運営になっていること、下水道事業会計において、消化ガスによる売電収入など職員の努力が見られることなどを評価する意見がありました。

各会計において、施設設備の更新は計画的に進めていただくとともに、今後料金値上げが必要となる際には早めに議論をさせていただきたいなどの意見

がありました。

以上が、本特別委員会の審査経過と結果でございます。どうか本議会におきましても、本特別委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員会審査報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

松浦敏司議員。

○松浦敏司議員 一登壇一 私は日本共産党議員団を代表して、認定第1号令和3年度網走市歳入歳出決算及び国民健康保険特別会計、網走港整備特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について、反対の立場から討論を行います。

初めに、一般会計であります。新型コロナウイルス対策によってあらゆる事業において影響を受けたことが数字上から明らかでありました。

国の臨時交付金を活用して様々な分野への給付金や支援金など、観光業や宿泊業、地元飲食店や中小・小規模事業者への支援がなされたことをはじめ、子供医療費原則1割負担の軽減、高等教育の援助や就学援助、住宅リフォーム助成事業など評価する事業があります。

一方で、財政状況を見ると、依然として過去の過大な公共事業の推進による影響で、今もなお経常収支比率は90.9%と表れており、臨時財政対策債を除くと95.4%と、財政の硬直状態が数字になっています。

地方債残高も減少しているとはいえ、336億7,819万円もあり、また、債務負担行為額45億2,307万円、そのうち20億1,536万円は長期にわたる借金として出てきます。合計で356億9,355万円となり、取崩し可能な基金53億9,755万円を差し引いても実質債務残高は302億9,600万円となります。

これに特別会計の網走港整備特別会計9億5,886万円の赤字、能取漁港整備特別会計1億5,718万円の赤字を合わせると、約314億1,204万円となりました。市民1人当たり93万6,000円の借金となります。

そのほかにも、上水道44億9,156万円、下水道56億6,082万円など、債務残高は112億5,000万円を超える金額があります。

この会計は一般的な借金とは性格が違いますのであえて加えませんが、市民1人当たりの借金が多い状況にあり、さらに人口減少ということ踏まえると大変厳しい状況にあると言えます。

ごみ処分場の問題では、埋立て当初から対策を指摘されているのに有効な対策を放置してきたことにより、あと4年ないし5年で最終処分場が埋まってしまう事態になったこと、さらに、あと2年半という資料があるにもかかわらず資料は存在しないとの虚偽と言われるような答弁があったことは、あってはならない事態だと思います。

また、職員の時間外超過勤務が依然として特定の職場に慢性的に多い状況にあり、1か月に80時間以上の超過勤務をしている状況も見られます。

厚生労働省は過労死を認定する基準について、残業時間が病気の発症前の2か月から6か月は1か月平均80時間をいずれも超えた場合などと指摘しています。過労死ラインと、これが呼ばれています。この基準からすると、特定の職場で過労死ラインの状況にあると言わざるを得ません。これを改善するには、新自由主義の考え方から脱却し、職員を増やすなどの対策を講じなければならない状況にあると強く指摘し改善を求めます。

給食調理員においては、調理員の退職者が多いことから待遇改善を求めてきましたが改善されず、フルタイム勤務の可能性も検討しないで集約化ありきで進めてきたことがあります。

以上の理由から、総体として一般会計は認定できません。

次に、特別会計についてであります。

国民健康保険特別会計は、収入率は現年度分、滞納分とも上がっていますが、また滞納世帯では依然として低所得層や中間層に多く、国保料が高くて払えない状況にあるという実態があります。

また、短期証の発行であります。前年度より14件減少して223件、資格証は11件減って17件発行されています。資格証は保険証を取り上げてしまうもので、窓口負担が10割になるというものです。命に関わる保険証の取上げはすべきではありません。その立場から認められません。

網走港整備特別会計は、過去の過大な事業見込みに基づき整備がなされました。網走港の利用状況は

三度の修正をしておりますが、目標に対して外貨49.5%、内貨52.6%と、目標からすると遠く届いていません。これは、計画そのものが過大であったことの表れであります。

また、背後地の用地売却についても、未売却地は11万8,096平方メートル、赤字が9億5,886万円と巨額の赤字となっています。土地も思うように売れない状況が続き、売却見込みも不透明であります。

今のところ、帳簿上は債務超過になっておりませんが、土地が売れなければ赤字が減らない会計であり、マイナス金利で今のところ救われていますが、以前の能取漁港整備特別会計のようになりかねない状態であり、認められません。

介護保険特別会計は、3年に一度、制度が見直される保険ですが、国によって平成27年度から要介護1、2が介護保険制度から除外されるという事態になり、その分地方自治体に押しつけるということになりました。

また、審査の中で第1号被保険者数は1万1,217人になりますが、そのうち要介護認定者数は1,872人となりました。それ以外の高齢者は、高齢者でありながら保険料を支払い、介護保険を支える側にいるということになります。要介護認定を受けていても、満度にサービスを受けていない人たちも多数いるように、介護保険制度の矛盾がここに現れております。

介護保険料も計画見直しのたびに引き上がるという状況で、保険料の負担の重さに悲鳴の声が聞こえる状況であり、認められません。

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の高齢者を囲い込む医療制度で、一度は廃止にすることが決まったほど問題のある制度です。

保険料も2年に一度見直され、少ない年金から保険料が天引きされるというもので、年金生活者にとって差別的医療制度であり、認められません。

以上、基本的な理由を述べて反対討論といたします。

○井戸達也議長 石垣直樹議員。

○石垣直樹議員 一登壇一 同志会の石垣でございます。

私は、認定第1号令和3年度網走市各会計歳入歳出決算について、賛成の立場から議員を代表し、当議案の認定すべきとの立場から討論させていただきます。

令和3年度は、まさに新型コロナウイルス感染症

対策、ワクチン接種に明け暮れた1年であったと受け止めております。

感染予防のため、ワクチン接種会場を設け、また各公共施設での接種会場準備、実施、市内医療機関との連携、新型コロナウイルスによる市内経済の低迷に対する経済的支援政策、さらには学校運営に関する子供たちの学びの環境についても、デジタル化を推進するなど多岐にわたる分野で、手探りながら市民の安心・安全、さらには網走市の経済を回すべく奮闘されておりました。職員の皆さんは通常業務に加え、新型コロナウイルス対策に奔走する姿は、まさに網走を挙げて網走市民皆様の御協力を得て地方自治を行っていたと言えます。市職員の皆様、また網走市民の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

その上で、決算を振り返りますと、一般会計では歳入では326億5,686万円、歳出は323億4,162万円の実質収支が8,495万円となり、黒字決算となりました。また、自治体の経済指標の一つである経常収支比率は90.9%と前年度より5.8%も減少し、財政構造の弾力性改善が図られました。

しかしながら、廃棄物処理場の延命化については、市民の皆様に不安を感じさせる事案が散見されました。現在も令和3年度のごみ質調査結果を踏まえ、網走市廃棄物減量化等推進懇話会、まちづくりふれあい懇談会など、多くの市民の皆様の御意見を頂きながら、解決に向けた歩みを進めているさなかにあります。さらなる真摯な取組が求められております。

また、人口減少は年間約500人ペースで進み、少子化に至っても年間170人の出生数、少子化による働き手の減少と高齢化の進行に伴う社会保障費の増大は切実な問題であります。

こうした地域課題に対し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代においても継続的、安定的に公共サービスを提供していくために、網走市デジタルファースト宣言を行い、公文書管理事業においても従来の簿冊式整理からファイリングシステムへの変更、学校教育においても学校教員の働き方改革を進めるべく校務支援機能及びグループウェア機能の活用促進を図り、業務負担軽減、業務内容の効率化に向けて様々な取組を開始しました。

今後も国を挙げてのデジタル化に乗り遅れることなく、未来を見据えた財政運営、市政運営の推進を望みます。

特別会計につきましては、六つの会計の歳入合計で83億844万円、歳出合計92億8,893万円であり、実質収支は9億8,049万円の赤字となりました。しかしながら、赤字の主たる要因である能取工業団地では2件の土地の売却があり、網走新港については実質収支が10億円で済むなど、コロナ禍でも一定の評価が見受けられました。

最後に各会計決済審査特別委員会審議過程において、答弁のそご、修正、資料の不備、そして事業の適切な検証が望まれる事案も指摘されました。よって、附帯意見として、事業検証が十分に機能していない状況が一部認められた。指定管理者委託事業等も含め、全ての事業検証の精度を高め、次年度以降事業の実施に生かすことと付すことといたします。

以上、幾つかの論点をお示ししつつ、認定第1号令和3年度網走市各会計歳入歳出決算についての賛成討論といたします。

○井戸達也議長 近藤憲治議員。

○近藤憲治議員 一登壇一 私は、認定第1号令和3年度網走市各会計歳入歳出決算の認定に反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、令和3年度は新型コロナウイルス感染症に向き合う、いわゆるコロナ禍真っ最中の時期であり、市職員の皆さんにおかれましては、市民の暮らしと地域の経済を守るべく、感染拡大防止に係る公衆衛生及び地域医療の維持確保といった面での政策遂行、また経済対策のための広範な事業に取り組んでこられました。この点については率直に感謝を申し上げます。

さて、令和3年度の各会計決算審査を振り返ってみますと、財政運営の持続可能性の確保という点では着実な前進が図られた。また、コロナ禍の影響も財政各指標に与えるインパクトは想定を超えるものではなかったという印象を受けました。しかし、市民生活や地域経済に及ぼす影響は、今後も精緻に見ていく必要があると考えます。

そして、今決算の特徴は、各分野の施策を詳細に審査していくと、費用対効果や事業成果の不明確さ、さらには各種資料の不十分さが明らかになり、答弁の誤りとそれに対する修正、陳謝が連日のように繰り返されたという点であります。このような状態に対しての違和感是不認定を主張している多くの議員が共有しており、その違和感は最後まで払拭されることはありませんでした。それは委員会での採決が委員レベルでは認定、不認定、可否同数であっ

たことからもうかがい知ることができます。

違和感の1例を挙げれば、ごみ最終処分場に負荷がかかる紙おむつの輸送焼却は、予算計上時の見立てである年間600トンの処理予定が結果的には208トン程度の処理にとどまり、事業構築時の見立ての甘さも答弁から明らかになり、年間2,800万円の支出自体の費用対効果に疑問が残りました。

また、生ごみ堆肥化についても、令和3年度は堆肥化率53%と処理計画の半分程度の実績しか上がり、処理し切れなかった生ごみは最終処分場に埋めたため、結果的には市民の財産である最終処分場に負荷をかけてしまったにもかかわらず、決算は満額の4,600万円を支出しており、こちらの事業の正当性についても、最後まで疑義が晴れることはありませんでした。さらに、ごみ排出総量の積算項目を年次を経る中で変更しているにもかかわらず、同種の指標で計算したかのように表記していた点が審査の中で明らかになったことについても、適正かつ公正な資料で正当な判断に資するという誠実な姿勢には見えず、大変残念でありました。

さらに、老人クラブ運営補助金の増額要望をめぐる議論での答弁の誤りと修正、アイスホッケーリンク造成と維持管理に係る状況の不可解さなどを含め、質疑と答弁を繰り返しても状況把握の不十分さ、政策の成果の不明瞭さ、政策目的が判然としない事業も存在したほか、資料の訂正、修正も頻発しました。

地方自治法は、第223条の第5項において、決算に際しては普通地方公共団体の長は、決算を議会の日程に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類、その他政令で定める書類を合わせて提出しなければならないと定めていますが、今般の審査を通じては、同条が定める施策の成果を説明するという点においてすら危うい状況があり、この決算は地方自治法の定めにもかなっていないと受け止めています。

このような状況に、私は現在の市政運営は本当に市民のためになっているのだろうかという強い危機感を有しています。言うまでもなく市政は市民の皆さんのものであり、市民の生命と財産を守ることを大前提として、市民の皆さんを主役とし、市民の皆さんの思いを酌み取りながら、市民の皆さんの自主性と創造性を引き出し、市民の皆さんとともにまちの未来を切り開いていくという視点で運営されるべきものであります。

今こそ原点回帰のときであります。本来その原点は、行政、議会、いずれのセクターにおいても共有できるはずで、市職員の皆さんも市民のためという思いを持って日々職務に励まれていると信じています。そして、議会の側にも市民のためという強い思いがあるからこそ、なれ合いや妥協、数合わせの裏工作などを排して、言うべきことは言う、ただすべきことはただすという二元代表制の原則と本質に立ち返った姿勢を示しており、よりよき変化が起きていると感じています。

以上、厳しい指摘も含めてお話をさせていただきましたが、行政も議会も、市民のためという思いのベクトルは同じ方向を向いていると信じたいのが本音です。この決算審査が網走の市政運営の前向きな変化、そして対話とコミュニケーションから二元代表制の本質に立ち返った行政と議会の新たな関係性の確立の起点となることを信じて、認定第1号令和3年度網走市各会計歳入歳出決算の認定に反対をする討論といたします。

○井戸達也議長 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

初めに、認定第1号令和3年度網走市各会計歳入歳出決算について採決を行います。この採決は起立により行います。

お諮りします。

本件は委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

確認いたしました。着席願います。

念のため、原案を認定することに反対の議員の起立を求めます。

[反対者起立]

確認いたしました。着席願います。

認定、不認定同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案を採決いたします。

本案について、議長は認定と採決いたします。

よって、本件は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号令和3年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、認定第3号令和3年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について、及び認定第4号令和3年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算についての合わせて3件を一括して採決いたします。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり、原案可決及び認定することに決定しました。

○井戸達也議長 次に、日程第2、選挙第1号網走市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

本件につきましては、既に協議しました結果、選挙の方法及び人選について、各位の了解が得られておりますので、議長からの発議によって行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によります、指名推選の方法としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、指名推選にすることとします。

それでは、議長から指名をします。

選挙管理委員会委員には、長尾守さん、田中美紀子さん、川村富士雄さん、川田健司さん、以上の4名の方を指名します。

そして、選挙管理委員会委員補充員には、第1順位、井上義則さん、第2順位、松崎弘子さん、第3順位、小田島和之さん、第4順位、成瀬三津子さん、以上4名の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方々を網走市選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように当選決定いたしました。

○井戸達也議長 次に、日程第3、議案第12号から議案第16号までの合わせて5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

庁舎整備推進室長。

○立花学庁舎整備推進室長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第12号網走市新庁舎建設建築主体工事（1工区）請負契約の締結について、議

案第13号網走市新庁舎建設建築主体工事（2工区）請負契約の締結について、議案第14号網走市新庁舎建設電気設備工事請負契約の締結について、議案第15号網走市新庁舎建設機械設備工事（1工区）請負契約の締結について、議案第16号網走市新庁舎建設機械設備工事（2工区）請負契約の締結について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本件、各工事につきましては、新庁舎建設に係る建築、電気、機械設備の工事でございます。

各工事は予定価格が議会の議決に付すべき契約に関する条例で定める額に該当いたしますことから、請負契約の締結に当たりまして、本議会の議決を得ようとするものでございます。

追加議案資料1ページ及び2ページ、資料10号、11号を御覧願います。

網走市新庁舎建設建築主体工事（1工区）及び（2工区）の契約の内容につきましては、去る8月12日に指名競争入札を行い、最低入札価格者と仮契約を締結しているところでございます。

契約の金額及び契約の相手方並びに工事の概要につきましては、追加議案の資料に記載のとおりでございます。

次に、追加議案資料3ページから5ページ、資料12号、13号、14号を御覧願います。

網走市新庁舎建設電気設備工事、機械設備工事（1工区）及び（2工区）の契約の内容につきましては、去る8月18日に一般競争入札を行い、最低入札価格者と仮契約を締結しているところでございます。

契約の金額及び契約の相手方並びに工事の概要につきましては、追加議案資料に記載のとおりでございます。

以上、議案第12号から議案第16号まで一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま提出されました議案第12号から議案第16号までの合わせて5件につきましては、議会運営委員会の決定に基づきまして、直ちに議事を進めることとし、大綱質疑を行います。

大綱質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大綱質疑なしと認めます。

それでは、ただいま上程されました議案第12号か

ら議案第16号までの合わせて5件につきましては、お手元に配付しております議案付託区分表（2）のとおり、所管の総務経済委員会に付託の上、会期中に審査することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定されました。

ここで総務経済委員会等を開催する必要がありますので、暫時休憩いたします。

再開は追って予鈴をもってお知らせしますから承知願います。

午前10時40分休憩

午前11時36分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

ここで、諸般の報告の追加について報告します。

お手元に配付したとおり、本定例会の付議事件として委員会審査報告5件を追加しておりますので承知願います。

次に、議事日程第6号の追加及び変更についてお諮りします。

お手元に配付したとおり、委員会審査報告5件が提出されておりますので、お手元に配付の議事日程第6号の追加及び変更のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、お手元に配付の議事日程第6号の追加及び変更のとおり決定されました。

○井戸達也議長 次に日程第4、委員会審査報告5件議案第12号から議案第16号までを議題とします。

本件は、休憩前の本会議において、総務経済委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

小田部照委員長。

○小田部照議員 ー登壇ー 先ほどの本会議において、総務経済委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第12号網走市新庁舎建設建築主体工事（1工区）請負契約の締結について、議案第13号網走市新庁舎建設建築主体工事（2工区）請負契約の締結について、議案第14号網走市新庁舎建設電気設備工事請負契約の締結について、議案第15号網走市新庁舎建設機械設備工事（1工区）請負契約の締結について、議案第16号

網走市新庁舎建設機械設備工事（2工区）請負契約の締結についての合わせて5件であります。

本件につきましては、先ほどの本会議におきまして、当委員会に付託され、本会議休憩中に開催された委員会において、詳細にわたり審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第12号から議案第16号までの合わせて5件につきましては、委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、上程中の議案第12号から議案第16号までの合わせて5件を一括して採決いたします。

お諮りします。

上程中の議案第12号から議案第16号までの合わせて5件については、委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第16号までの合わせて5件につきましては、委員長の報告のとおり原案可決されました。

○井戸達也議長 次に、日程第5、意見書案第4号網走市における油流出事故発生に対する汚染土の全量撤去実現に向けて北海道知事に具体的な取り組みを求める意見書提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小田部照議員。

○小田部照議員 ー登壇ー ただいま御上程いただきました、意見書案第4号網走市における油流出事故発生に対する汚染土の全量撤去実現に向けて北海

道知事に具体的な取り組みを求める意見書提出について、提案理由を申し上げます。

本年3月23日に発生が確認されました網走市呼人地区における油流出事故は、北海道が中心となり解決すべき大きな課題と認識した上で、これまで取組を重ねてきたと承知しているところであります。

本市においても、市議会総務経済委員会へ7月25日に状況説明がなされた際、委員から出された発言を基にし、北海道と意見交換をしながら専門家の派遣を含めた必要な対応を早急に進めることを求めてきており、また、8月8日には地元関係者などによる網走呼人地区重油漏れに関する対策協議会を設立し、地域を挙げて汚染土の全量撤去という抜本的な解決を求めた取組が進められてきております。

環境省によると、このたび油流出事故は水質汚濁防止法における異常時などの対応のうち、事故時の応急処置、流出に該当し、応急処置命令が自治事務に基づくものとして行政執行が可能であり、行政代執行を含む厳しい命令を発することが可能であるとの見解が得られております。

水質汚濁防止法第14条の3では、所有施設の設置者に対して、油を含む水が地下に浸透したことにより生活環境に関わる被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに引き続き油を含む水の排出または浸透を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた処置の概要を都道府県知事に届けなければならないと定め、さらに、同法第14条の4にて、都道府県知事は特定事業上の設置者、指定事業上の設置者または所有事業上等の設置者が、前3項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対しこれらの規定に定める応急の措置を講じるべきことを命じることができると定めております。

また、同法第14条の4では、所有施設の設置者が応急の処置を講じても被害が広がるおそれが引き続きある場合や、応急の措置が不十分な場合も含まれることから、現状の所有施設の設置者の対応状況から鑑みても、北海道知事が応急処置命令として行政代執行を含めた行政執行を命じることが可能な状況であり、必要な状況にあることは明らかであります。

以上のことを踏まえ、網走市議会は北海道知事に対して、本市における油流出事故の全面解決に向けて、水質汚濁防止法に基づく適切な行政命令を発するなど、地元関係者が安心できる結果を導くべく、

強い決意を持って早期に具体的な対応を進めることを強く求めることを要望し、意見書を提出するものであります。

文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に御配付のとおりであります。

どうか議員の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします

○井戸達也議長 ただいま上程されました意見書案第4号につきましては、議会運営委員会の決定に基づきまして、直ちに議事を進めることとします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので採決します。

それでは、お諮りします。

上程中の意見書案第4号は、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は原案可決されました。

○井戸達也議長 次に、日程第6、意見書案第5号選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山田庫司郎議員。

○山田庫司郎議員 ー登壇ー ただいま御上程いただきました、意見書案第5号選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書提出について、提案理由を申し上げます。

民法第750条において、夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称するとの規定があり、夫婦の同姓は義務づけされておりますが、本年6月には最高裁判所において、民法第750条の規定が憲法に違反するかどうか争われた特別抗告事件について、平成27年12月の判決に続き、合憲とする決定が示されております。

しかしながら、この決定において最高裁は「氏制度の在り方は国会で論ぜられ、判断されるべき事柄である」との見解を示しました。

選択的夫婦別姓制度の議論に当たっては、夫婦同姓が社会的に定着していることに十分留意する必要があり、夫婦が異なる姓を名乗ることによる子供へ

の影響など、別姓制度に関する入念な調査及び検討は決して欠かされてはなりません。

以上のことを踏まえ、国においては、国民の価値感の多様化及び世論の動向等を踏まえ、選択的夫婦別姓制度に係る議論を社会に開かれた形で十分に行うよう強く求めることを要望し、意見書を提出するものであります。

文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に御配付のとおりであります。

どうか議員皆様の御賛同賜りますようお願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

○井戸達也議長 ただいま上程されました意見書案第5号につきましては、議会運営委員会の決定に基づきまして、直ちに議事を進めることとします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので採決します。

それでは、お諮りします。

上程中の意見書案第5号は、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は原案可決されました。

○井戸達也議長 次に日程第7、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

○井戸達也議長 次に日程第8、閉会中継続審査についてを議題とします。

重油漏れ事故対策検討特別委員会の閉会中継続審査についてであります。お手元に配付のとおり、重油漏れ対策検討特別委員会から閉会中継続審査の申出がありましたので、これを承認することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定されました。

○井戸達也議長 次に、付託事件の閉会中継続審査についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、本会議で関係常任委員会に付託した案件5件、既に付託されている案件46件の合計51件は、それぞれ関係常任委員長から閉会中継続審査の申出がありましたので、これを承認することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定されました。

○井戸達也議長 以上で、本定例会の付議事件は全て終了しました。

ここで、市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 先般、議会基本条例の理念に沿った対応と説明について求めた決議がなされましたことから、市政運営について述べさせていただく機会を頂きましたことに感謝を申し上げたいと存じます。

まずこの4年間を振り返りますと、2020年から3年間は今に至るまで、コロナ対策に終始をした期間であったと存じます。2020年2月頃から流行が始まり、私たちが今まで経験したことのない未曾有のことであったと考えております。

学校の臨時休業から始まり、感染者の確認、集団感染事例への対応、人の動きが止まったことへの経済対策、国からの国民1人当たり10万円の給付事業の実施など、また、接種可能年齢を対象とするワクチン接種のスムーズな対応、加えて、最近では物価高に対する対応など、日常業務を超えた事業に市職員が一丸となって市民の生活と健康を守るために尽力をした期間だったと思います。

その一方、この間、市民の皆様からは御意見、多様な要望を頂いており、その対応のために、効率的に基礎自治体として取り組むことができる範囲を超えていくもの、市民の中でも意見の多様なもの、公平性の観点、行政側も努力を重ねても解決に至らないことがあり、市民の皆様の御要望に応えられないことも、これは事実としてございます。

こうしたことを含め、是非も含めて、市民の皆様にご理解をいただけるよう、今後とも、そしてまた

これまで以上に、説明、意見を聞く機会を設け、市民の皆様の満足度向上に向けた取組を日々行っているかなければならないと存じる次第であります。

次に、議会側との信頼関係についての件でございますが、行政側つまり制度としての市長も市民を代表する機関であり、議員で構成される議会も市民の代表であるという二つの代表制がある仕組みが二元代表制であり、これは相互の抑制と均衡により一定の緊張関係を保ちながら、それぞれの役割があるものと存じます。

市政の課題が山積している中、行政として多くのテーマに取り組む中、議会におきましても、執行機関が行う事業に対し、調査、承認、監査などの立場から様々な御意見、御提案を頂いております。

議員の皆様からの多様な意見が交わされ、その中で議論が集約されて、そのことが市政の方向感が導き出され、市民生活の安全・安心な市民生活が送れていくものと、このように考えます。

令和4年度当初予算の附帯意見につきましては、本会議での一般質問、委員会での質疑、住民説明会など、様々な手続を踏まえてきたところでありますが、このたび網走市議会基本条例の理念に沿った対応と説明を求める決議を頂いたところであります。いま一度これを受け止め、議会側との信頼関係、市民との信頼関係を築き上げることに十分留意をし、よりよいまちづくりに力を注いでまいりたいと存じます。

また、二元代表制としてのお互いの意見交換のできる場の設定も必要だと、このように痛感しております。私から今後議長におきまして、こうした取組についての検討をぜひお願いをさせていただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、目指すべきは活力ある市民生活の安全・安心・安寧であります。車の両輪の一翼として、今後とも努力をしてまいりたいと存じますので、今後とも御指導賜りますようによろしくお願いいたします。

○井戸達也議長 これをもちまして、令和4年網走市議会第3回定例会を閉会します。

大変御苦勞さまでした。

午前11時55分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井 戸 達 也

署名議員 小田部 照

署名議員 工 藤 英 治